

第六部 環境森林部

第一章 概 説

第一節 組織等の変遷

平成九年四月、部の再編により設置された環境生活部は、十四年四月現在、環境政策課、環境保全課、生活環境課、自然環境課、県民生活課、人権男女共同参画課の六課二課内室一地域機関で組織され、職員数は百二十名であった。

以後の主な組織等の変遷は、次のとおりである。

平成十五年四月、生活環境課を廃棄物政策課に改称し、産業廃棄物対策推進室を廃止した。また、県民生活課を廃止するとともに、保健福祉部所管の女性相談所、三山寮を環境生活部に移管した。

平成十六年四月、理事制の導入に伴い、森林の整備・保全、緑化推進など、林務行政は環境行政とのつながりが強いことから、これらをより総合的に推進するため、環境生活部の環境部門と林務部を統合し、環境・森林局として新たなスタートを切った。これに伴い、人権男女共同参画課、女

性相談所、三山寮、消費生活センターを総務局に移管した。

平成十九年四月、きのこの生産振興等を農産物の生産振興、販売推進等と一体的に進めるため、きのこ普及指導業務を農業局に移管し、林業振興課内のきのこ特産室を廃止した。

平成十九年十一月、分かりやすく機能的な県組織とするため、理事制を廃止し、環境・森林局から環境森林部に改めた。

平成二十年四月、緑づくり推進センターを緑化推進課に改称するとともに、二十二年秋に開催する第三十四回全国育樹祭に向けた準備体制を強化した。また、きのこ振興業務を農政課、蚕糸園芸課から林業振興課に移管し、きのこ普及室を設置した。

平成二十一年四月、地球温暖化防止対策を強化するため、環境政策課に温暖化対策室を設置したほか、第三十四回全国育樹祭の開催に向けた準備体制を強化するため、緑化推進課に全国育樹祭推進室を設置した。

平成二十三年四月、循環型社会づくりに向けた取組を更に積極的に進めるため、廃棄物政策課を廃棄物・リサイクル課に改称した。

以上の変遷を経て、平成二十四年三月現在の環境森林部は、環境政策課、環境保全課、廃棄物・リサイクル課、自然環境課、林政課、林業振興課、森林保全課、緑化推進課の八課三課内室一専門機関で組織され、職員数は百七十六名となった。

歴代の環境森林部長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
環境生活部長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	佐藤 恭一
林務部長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	佐藤 達夫
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	浅川 高明
理事	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	二見 秀隆
(環境・森林局長) 理事	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	大木 伸一
(環境・森林局長) 理事	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	大木 伸一

環境森林部長	自平成一九・四・一 至平成一九・二〇・三一	市村 良平
〃	自平成一九・二〇・三・三一 至平成二〇・三・三一	市村 良平
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	入沢 正光
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	遠藤 一誠
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・四・一	山口 栄一

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 環境分野

一 環境行政の総合的推進

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会に導くための総合的かつ計画的な施策を実施する法的枠組として、平成八年十月に公布、同年十一月から施行した「群馬県環境基本条例」では、「健全で恵み豊かな環境の恵沢が享受され、その環境が将来の世代へ継承されている群馬」、「各主体

が自主的かつ積極的に環境への負荷の低減に取り組み、持続的に発展する群馬」及び「日常生活、事業活動その他の人の活動において、地球環境保全が積極的に推進されている群馬」の二つの基本理念を掲げている。

また、基本指針では、「環境に責任を持つ人づくり」、「自然と共生できる地域づくり」、「環境への負荷の少ない循環型社会づくり」及び「各主体の役割分担と参加のための仕組みづくり」の四項目を掲げ、今後の環境行政の基本的方向を規定している。

同条例に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成九年二月に初めて策定された「群馬県環境基本計画」は、十八年三月、「群馬の豊かな自然を守り、育む」「環境への負荷が少ない循環型社会をつくる」「自主的取組と各主体間の連携を進める」の三つの基本目標を掲げ、新たな十年計画として策定された。

その後、平成二十三年三月には本計画の中間見直しを行い、「地球温暖化対策」「生物多様性の保全」など新たな課題を今日的な視点で捉えて、後半五年間の計画を策定した。

二 地球温暖化問題への取組

地球温暖化対策の国際的な枠組として、初めて採択され

た「京都議定書」が、平成十七年二月に発効した。

国においては、温室効果ガスを平成二十四年度までに二年度比で六％削減するという目標を達成するため、十七年四月に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、様々な対策を開始した。

県では、温室効果ガスを平成十七年度までに二年度比で二十％削減することを目標とした「群馬県地球温暖化対策推進計画（CO2削減プラン）」のもと、対策に取り組んできたが、結果は十九・三％の増加となり、目標を達成できなかった。

その後、平成十八年度から二十二年度を期間とする「第二次群馬県地球温暖化対策推進計画（新CO2削減プラン）」を策定し、温室効果ガスを十四年度比で三・二％削減することを目標に対策に取り組んだ。その結果、七・八％の削減となり、目標は達成された。

また、平成二十二年四月には、県、事業者、県民等の役割を明確にし、各主体の地球温暖化対策への取組を推進するため、「群馬県地球温暖化防止条例」（二十一年十月二十三日制定）を施行した。併せて地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため、二十三年三月に「群馬県地球温暖化対策実行計画」を策定した。

三 環境保全対策

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の公害対策については、法に基づく監視、測定を実施するとともに、各法及び「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づき事業場立ち入り調査、基準遵守等の発生源対策を実施した。

土壤汚染対策については、重金属、揮発性有機化合物等による土壤汚染事例の増加や人の健康への影響の懸念、対策ルールの確立への社会的要請の高まりを受け、「土壤汚染対策法」が平成十五年二月に施行され、さらに二十二年四月に改正法が施行された。法の円滑な施行を行うため、事業者等への説明会の開催やリーフレットを作成するとともに、土壌中に一定の基準を超える有害物質が検出された土地について区域指定や事業者指導等を行った。

一方、平成二十三年三月に発生した東北地方太平洋沖地震は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、県内においても放射性物質による健康への不安、農林水産物等の出荷制限や風評被害等多方面に影響をもたらした。県では、県民の安心・安全な生活を確保するため、測定機器を整備するなど監視体制を強化して空間放射線量等の監視を行い、測定結果を随時県ホームページ等で公表した。

四 廃棄物対策の推進

平成二十三年三月、「第二次群馬県廃棄物処理計画」(十八年三月策定)及び「群馬県循環型社会づくりビジョン」(十四年三月策定)の計画期間が終了するのを機に、一つの計画を統合し、「群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定した。

平成十六年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度が廃止され、十七年度から「循環型社会形成推進交付金」制度が創設された。

使用済自動車から発生するシュレッダーダストの最終処分費の高騰や鉄スクラップ価格の低迷を背景に、自動車製造業者等による使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成十四年七月に「自動車リサイクル法」が制定され、十七年一月に完全施行された。

市町村合併や循環型社会形成推進交付金制度創設等の情勢の変化を踏まえ、平成十年度に策定した「群馬県ごみ処理施設適正化計画」を見直し、県内の一般廃棄物処理広域化の方向性を示す「一般廃棄物処理マスタープラン(県広域化計画)」を十九年度に策定した。

平成十七年における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の改正において、知事の権限に属する事務の一部を中核市の市長が行うこととさ

れ、二十一年四月に前橋市が、二十三年四月に高崎市が中核市に移行するのに伴い、県から両市に関係事務が移管された。

平成二十二年の「廃棄物処理法」改正において、優良産廃処理業者認定制度が創設されたほか、建設系廃棄物について、元請業者が排出事業者となること、焼却施設及び最終処分場について、五年ごとの定期検査受検の制度化や維持管理情報の公表の義務化、産業廃棄物収集運搬業許可について、同一事業範囲の場合に中核市長の許可を不要とする簡素化等が行われた。

平成二十三年三月の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、県内にも放射性物質に汚染された廃棄物が発生し、一定濃度(一キログラム当たり八千ベクレル)を超える放射性セシウムを含み、環境大臣が指定した廃棄物(指定廃棄物)については、国が処理することとされ、その処理体制が整うまでの間、排出事業者が保管することとされた。

廃棄物の不法投棄を含む不適正処理について、事案への対応体制を強化するため、平成十五年十一月から市町村職員を群馬県職員に併任し、産業廃棄物に係る立入検査権を付与した。また、市町村と連携して不法投棄の未然防止、拡大防止を図るため、二十年十一月から市町村に不法

投棄監視カメラを貸し出した。

不法投棄された廃棄物については、本来原因者が原状回復するものであるが、その原因者が特定できない場合又は原因者に撤去能力のない場合など、生活環境保全上必要があると認められる事案について環境保全保証基金等を活用して原状回復を図った。

五 自然保護対策

「群馬県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域等の管理や「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき野生鳥獣の生息環境の維持保全等を実施するとともに、自然公園や県立公園の適正管理及び整備を実施し利用の促進に取り組んだ。

平成十三年度から県民参加のもと県民の生活に深い関わりを持つふるさと山を「ぐんま百名山」として選定を開始し、十五年度に百山すべての選定作業を終え、十七年度に「ぐんま百名山」の選定を記念して「わたしの百名山物語」を発行した。

また、平成二十一年度からは「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物(群馬県レッドデータブック)植物・動物編」の改訂に着手した。

野生鳥獣対策については、平成十四年に第九次鳥獣保護

事業計画の策定、二十年には、第十次鳥獣保護事業計画の策定を行い、野生鳥獣の保護管理と農林業被害の軽減対策を実施した。

尾瀬保全推進については、平成十七年十一月にラムサール条約湿地への登録、十九年八月には、日光国立公園の一部であった「尾瀬地域」が二十九番目の国立公園として独立し、「尾瀬国立公園」として指定された。

また、平成二十年
度からは群馬の子ど
もたちが、質の高い自
然体験により自然保
護意識の醸成を図り、
郷土を愛する心を育
んでほしいとの願いの
もと「尾瀬学校」を
開始した。



尾瀬学校

第二項 森林・林業分野

県土面積の三分の二を占め、利根川上流流域に広がる本県の森林は、木材の生産をはじめ、国土の保全や首都圏の水源として、重要な役割を担っている。

木材価格の低迷や林業従事者の減少、高齢化など林業を取り巻く環境は厳しく、また、経済情勢が目まぐるしく変化し、各分野における技術革新が日進月歩に行われる激しい変革の時代にあつて、森林を将来にわたつて大切に守り、次代に引き継いでいかなければならないという理念のもと、平成十四年三月に策定した「森林政策ビジョン」は、「二十一世紀の理想の森林」を掲げ、これに至る道筋を示したのもであり、また、二年に策定した「森林・林業活性化基本構想」の後継計画でもあつた。

「森林政策ビジョン」の実現を図るため、平成十五年三月に第一次推進計画（十五～十九年度）を、二十年三月に第二次推進計画（二十～二十四年度）を策定した。

「森林政策ビジョン」による取組が一定の成果を上げる一方、引き続き木材価格の低迷から、効率的な木材生産に対する取組や木材加工・流通体制の整備が進まず、林業生産活動は停滞していた。国は平成二十一年に我が国の森林林業を再生するための指針として「森林・林業再生プラン」を公表し、本県でも、二十三年十一月に「群馬県森林・林業基本計画」を策定し、「森林県ぐんま」から「林業県ぐんま」への

飛躍を目指すこととした。

この計画は、持続可能な林業経営の確立を目指した森林の造成と素材生産から加工・流通、需要の拡大に至る施策を総合的、集中的に実施して森林・林業を再生すること、適切な整備・保全を通して森林の有する公益的機能を高度に發揮させるとともに、これらの恩恵を享受している全ての人々の力を結集して、森林を支える仕組みを構築することという二つの基本方針を掲げたものであった。

一 木の循環システムの確立と林業の復権

木材の需給環境の変化により「木が使われない社会」となっていることから、木材、特に県産材の安定供給と需要拡大が急務の課題とされた。

まず、県産材の安定供給体制の整備としては、「第五次間伐推進計画」の後継計画として、平成十五年三月に『ぐんまの山(森林)』を守る間伐、作業道推進プラン』を策定し、十六年度から二十五年度の十年間に間伐面積四万鈎、作業道開設延長千キロメートルを目標として、計画的整備を推進した。

また、加工・流通体制の整備については、平成十八年に藤岡市において原木市場と製材加工施設を併設した「群馬県産材センター」が稼働し、二十三年には、A材からC材までの

素材の全量を定額買い取りする「渋川県産材センター」が稼働した。

次に需要拡大対策については、木材需要の大半を占める住宅分野において、平成十四年度から「ぐんま優良木造住宅建設促進事業」、十五年度から「杉百本」家づくり支援事業」により県産材住宅建設の支援を行った。その後、十九年度には、「ぐんまの木で家づくり支援事業」を創設し、ぐんま優良木材を使用した木造住宅の建設を促進した。

住宅以外の対策としては、教育関連施設や児童生徒の机・椅子等への県産材利用の支援、木材利用普及啓発、「木とのふれあい推進事業」等を行った。

また、県庁内においては、ぐんまの木利用推進連絡会議を通じた普及、県産材活用推進予算の活用(平成十三年度)、県の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針の策定(二十二年度)などにより公共事業や公共施設への県産材利用を促進した。

二 山村の再生と森林管理の担い手の再構築

林業従事者の安定確保については、第三期(平成十八、二十二年)度)、第四期(二十三、二十七年度)の「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を策定し、林業事業体の雇用管理の改善や事業の合理化を推進した。

山村地域の雇用の受け皿として望ましい林業事業体の育成を目指し、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善措置計画の認定を推進し、平成二十三年度末までに四十二者を認定した。

平成二十三年度に「ぐんま林業学校」を創設し、実地研修等を通じて、林業への就業促進と既就業者の高性能林業機械の活用技術の向上等を図った。

森林組合の育成強化については、地域林業の中核的な担い手である森林組合に対し、経営の健全化、業務執行体制の強化等を目的に広域合併を進め、平成十四年度以降では三つの広域合併組合が設立され、十三年度末には二十五組合あったものが、二十三年度末には十六組合となった。

きのこ生産振興については、長野県、新潟県など急増する他県の大産地に対抗するとともに、きのこ生産流通体制を強化するため、平成十四年度には、すべてのきのこ生産者を対象とした「群馬県きのこ振興協議会」を設立した。生しいたけの生産量は全国上位ではあるものの、減少が続いているため、生産基盤を整備し、全国トップクラスの生産量を誇る「きのこ王国群馬」の更なる発展を目指し、二十一年三月に「群馬県きのこ振興基本計画」を策定した。

林業試験場では、きのこ総合実験棟を活用し、きのこ栽培技術の改良・開発、優れた品種の選抜や、害虫害菌の防

除技術等に関する研究を進めた。

林業技術普及指導については、平成十六年の森林法改正により、十七年度から林業専門技術員と林業改良指導員が、林業普及指導員に一元化され、森林所有者や林業後継者等に対して林業技術や知識の普及及び森林施業に関する指導を行うなど、森林経営の合理化と森林整備の促進、林業労働安全の推進に努めた。

三 公益的機能の高い森林づくりと保全・管理

平成十三年に「林業基本法」が「森林・林業基本法」へ改正・改称され、国の基本理念が木材生産を主体としたものから、森林の有する多面的な機能の持続的発揮を目的としたものへとなり、森林の重視すべき機能区分（水土保全、森林と人との共生等）に対応した事業体系へと見直しが行われた。

そのため、治山事業としても水土保全機能が森林や快適な生活環境等の保全・形成とともに防災機能の発揮が必要な森林の整備を推進した。

一方、異常な豪雨の頻発化や台風の巨大化により、全国各地で山地災害が多発する傾向にあり、本県も平成十九年に県南西部において大災害が発生した。

このような状況を踏まえ、事前防災・減災対策の効果的・

効率的な推進が求められ、山地災害等の発生の危険性の高い箇所等に重点をおいて治山事業を実施し、地域の安全と安心の確保を図った。

保安林の整備・管理としては、平成十四年に「森林法」の改正により指定施業要件の基準の見直しが行われたため、変更事務に着手している。

また、保安林に係る情報を迅速かつ正確に処理するため、保安林管理図の地理情報システム化に着手している。

四 健全な森林の「存在」が評価される社会の実現

(一) 第三十四回全国育樹祭

平成二十二年十月三日、「第三十四回全国育樹祭」が、「樹の息吹 育ててつなぐ 地球(ほし)の未来」をテーマに県立森林公園「21世紀の森」で開催され、県内外から約六千人の方が参加した。

この大会を契機に、木を活用しながら、森林から学び、守り育てることの大切さを理解して、山村の人々、流域の人々、世代を超えた人々が連携し、豊かな恩恵を与えてくれる理想の森林づくりを目指す取組の輪が広まった。

(二) 森林環境教育の推進

緑のインタープリター等の講師を学校に派遣し、森林や環境に関する講話や学校周辺の自然を活用したフィールド

ワーク等を行う「小・中学生のためのフォレストリースクール」を平成十五年度から開始した。

平成十六年度には、「第十五回緑の少年団全国大会」が本県で開催され、全国の緑の少年団代表が、野外活動や林業体験を通じて森林の働きや自然の大切さを学んだ。

(三) 森林を支える仕組みづくり

社会貢献として森林整備活動をしようとする企業・団体と、自らの手では整備できない森林所有者等の間を県が仲介し森林整備協定を締結する「企業参加の森林づくり事業」を平成十七年度に創設した。

また、県と企業・団体が県有林整備パートナー協定を締結し、県が、協定に基づき企業・団体から受け入れた寄附金をもとに県有林の整備を行う「県有林パートナー事業」を平成二十二年度に創設した。

五 林道湯の沢線の整備

県総合計画「二十一世紀のプラン」の取組である「幹線乗り入れ三十分構想」の一環として、上野村と南牧村を連絡する湯の沢線の整備を進め、平成十六年の湯の沢トンネルの完成に伴い、幹線乗り入れ三十分構想が実現した。

六 京都議定書に基づく森林整備

平成九年十二月に開催された「第三回気候変動枠組条

約締約国会議」において採択された「京都議定書」において、二十年から二十四年の第一約束期間において、基準年である二年に比較して温室効果ガスを二酸化炭素換算で六％削減することを国際的に約束し、うち最大三・八％を森林の二酸化炭素吸収で賄うこととされた。これを受けて、本県では、二十四年度までに十四万ヘクタールの民有林を整備保全することとし、ほぼ目標に沿って事業が進められた。

第二章 環境政策課

第一節 組織等の変遷

第一項 環境政策課

一 環境政策課

平成十四年四月、グループ制の導入により、総務グループ、環境管理グループ、地球環境グループの三グループに再

七 県林業公社の経営改革

分収林事業を実施することを目的に、昭和四十一年に設立された県造林公社は五十五年に県林業公社に改組され事業を推進したが、木材価格の低迷の中、厳しい経営状況に置かれた。三次にわたる経営改善計画を策定し、改善に努めたが好転せず、平成二十二年に民事再生手続を申請し解散を進めることとなった。

編した。

平成十五年四月、環境管理グループを環境企画グループに改称するとともに、県民生活課の廃止に伴い消費者支援グループを消費者グループと改称して移管し、四グループ体制とした。また、県の環境学習や環境活動の総合的な窓口となる「環境サポートセンター」を設置した。

平成十六年四月、環境・森林局の設置に伴い、総務グループの予算編成部門を再編し、予算グループを設置するとと

もに、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため自動車リサイクルグループを設置した。また、消費者グループを県民センターに移管した。

平成十七年四月、自動車リサイクルグループをリサイクルグループに改称し、地球環境グループから、循環型社会づくりに関する業務を移管した。

平成十八年四月、総務、予算、環境企画グループの業務を再編することにより、企画予算グループを設置し、総務、企画予算、リサイクル、地球環境グループの四グループ体制とした。

平成二十年四月、機構改革に伴う係制への移行により、総務係、企画予算係、リサイクル係、地球環境係を設置し、四係体制とした。

平成二十一年四月、課内業務の再編により、総務予算係、環境企画係、リサイクル係とするとともに、地球温暖化対策を強化するため、課内室として温暖化対策室を設置し、地球温暖化対策係、環境活動推進係を設置した。

平成二十二年四月、部内業務の再編により、リサイクル係を廃棄物政策課に移管し現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

環境政策課長		次長
温暖化対策室長	地球温暖化対策係 (六名)	環境企画係 (四名)
環境活動推進係 (四名)	環境活動推進係 (四名)	総務予算係 (六名)
環境学習、環境サポートセンターの運営、住宅用太陽光発電設備等導入補助等	環境学習、環境サポートセンターの運営、住宅用太陽光発電設備等導入補助等	環境基本条例、環境基本計画、環境影響評価、公害紛争処理、環境白書、バイオマス活用推進、議会等
環境学習、環境サポートセンターの運営、住宅用太陽光発電設備等導入補助等	環境学習、環境サポートセンターの運営、住宅用太陽光発電設備等導入補助等	環境基本条例、環境基本計画、環境影響評価、公害紛争処理、環境白書、バイオマス活用推進、議会等

職名	在職期間	氏名
環境生活部参事兼 環境政策課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	加藤 光治
環境政策課長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	萩原 進
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	中山 博美
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	堀口 修
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	遠藤 一誠
環境森林部参事兼 環境政策課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	遠藤 一誠
環境政策課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	石坂 昌弘
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	林 保雄
温暖化対策室長	自平成二四・四・一 至平成二五・三・三一	青木 勝

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 総合的な環境行政の推進

一 環境基本計画の推進

環境基本条例第十条の規定により、知事は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「群馬県環境基本計画」を定めなければならないこととされている。

本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する各種計画や施策に対する上位計画であり、県総合計画を環境面から推進するものである。

これまで本計画については、平成九年二月に十年計画として初めて策定し、十三年三月に中間見直しを行ってきたが、十八年三月、「群馬の豊かな自然を守り、育む」「環境への負荷が少ない循環型社会をつくる」「自主的取組と各主体間の連携を進める」の三つの基本目標を掲げ、新たな十年計画を策定した。

計画期間は平成十八年度から二十七年度までとし、策定後五年での見直しを図ることとした。

その後、平成二十三年三月に中間見直しを行い、「地球温暖化対策」や「生物多様性の保全」など、ますます多様化

・複雑化する環境政策の課題を今日的な視点により見直した後半五年間の計画を策定した。

後半五年間の施策展開の方向として、次の五つの柱で施策を体系化した。

- (一) 地球温暖化の防止
- (二) 生物多様性の保全
- (三) 生活環境の保全と創造
- (四) 持続可能な循環型社会づくり
- (五) 全ての主体が参加する環境保全の取り組み

二 環境白書

環境基本条例第八条の規定により、知事は、環境の状況及び県が良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策について、毎年、議会に報告することになっている。

環境白書は、この報告書として作成しているものであり、昭和四十七年度に「公害防止条例」に基づき第一号が発刊されて以来、平成二十三年度までに通算四十号が発刊されている。

環境白書の構成としては、第一部「環境の世紀の実現に向けて」では、特徴的な出来事の特集記事として掲載するほか、前年度に取り組んだ主な事業、現年度に取り組む主な事業を掲載した。

また、第二部「ぐんまの環境」では、前年度の環境の現状と講じた施策及び現年度に講じようとする施策を掲載した。

三 環境影響評価

環境影響評価制度は、大規模な開発事業を行う事業者が事前に、その事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための措置を検討することにより、環境と開発の調和を図ることを目的とする制度である。

県では平成三年に定めた「群馬県環境影響評価要綱」により、国においては昭和五十九年に閣議決定が行われた「環境影響評価の実施について」により、環境影響評価を実施してきたが、新たな環境問題への対応や制度の充実を図るため、「群馬県環境影響評価条例」を十一年三月に公布、同年六月に施行した。また、国においても「環境影響評価法」を十一年六月に施行した。

平成十四年度から二十三年度までの間に、法律及び条例に基づき、中東京幹線一部増強工事業、西上武幹線新設工事（渋川箕郷区間）事業、一般国道五十号前橋笠懸道路事業、吾妻木質バイオマス発電事業、（仮称）北部大規模開発事業、西上武幹線新設工事（箕郷西毛区間）事業、一

般国道十七号本庄道路事業、西上武幹線新設工事(西群馬渋川区間)他事業、太田市下田中工業団地開発事業の計九事業の手続きを行った。

四 環境保全のための制度

(一) 環境生活保全創造資金

事業者には、その事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減させる責務があるが、そのための施設整備には多額の資金を要する場合が多く、中小企業者にとっては、大きな経済的負担となる。

そこで、産業公害が社会問題化してきた昭和四十三年度に、中小企業者の公害防止対策を促進するため、「公害防止資金」を創設した。その後、名称を平成十一年度には「環境保全創造資金」に、さらに十五年度には「環境生活保全創造資金」と変更した。

これまで、時代の要請を反映しながら制度の充実に努め、平成十四年度には再生利用施設整備資金、十五年度にはディーゼル自動車粒子状物質減少装置整備資金、十六年度には自動車リサイクル法関係施設整備資金、十八年度には環境GS企業エコ改修資金を各々創設した。

なお、平成十四年度から二十三年度までの融資件数は百十件、融資額は二十五億二千六十九万円に達している。

(二) 公害紛争処理

公害紛争処理制度は、司法制度による解決以前に、簡易迅速な行政的解決を図るための制度であるが、昭和四十五年に「公害紛争処理法」が制定されて以来、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図るべく努力がなされてきた。

平成十四年からの十年間を見ると、群馬県公害審査会に六件の調停申請があった。その結果、打切りによる終結が五件、取下げが一件であった。

五 環境情報ホームページ「ECCOぐんま」

環境に対する理解を県民に深めてもらうことを目的として、平成二十四年三月から環境情報ホームページ「ECCOぐんま」を開設し、県内の環境に関する情報を発信している。このサイト内では、環境に関するイベント情報や、家庭でのCO₂排出量診断、電気自動車(EV)充電マップ等の様々なコンテンツのほか、こども環境白書等の環境学習教材を掲載している。

また、環境に関する条例・規則、計画・プラン、環境白書、環境アセスメント等の各種行政資料が掲載されている県ホームページへのリンクを掲載し、本サイト訪問者に対して県の環境行政の取組を紹介する役割も果たしている。

第二項 地球温暖化防止対策の推進

一 第二次地球温暖化対策推進計画(新CO₂CO₂プラン)
「京都議定書」が平成九年に採択されてから、国において温暖化対策が強化されるとともに、県においても計画的な対策が進められてきた。

平成十七年度を目標年とする「群馬県地球温暖化対策推進計画(CO₂CO₂プラン)」については、二十%の削減目標(対二年度比)に対し、十九・三%の増加となり、目標は達成できなかった。そのため、十八年三月に策定した「第二次群馬県地球温暖化対策推進計画(新CO₂CO₂プラン)」では、まずは増加傾向にある温室効果ガスの量を、二十二年度までの計画期間中に減少傾向に転換させることを目標に掲げた。目標を実現するため、産業・業務や家庭、運輸の部門ごとに総合的な対策を展開した結果、三・二%の削減目標に対し、七・八%の削減となり、目標を達成した。

なお、平成二十年度に大幅に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、二十三年三月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」により、低炭素社会の実現を目指し、引き続き総合的かつ計画的に温暖化対策を実施した。

二 事業者対策の推進

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約半分は、工場や事業所などの事業活動から排出されている。その対策として、事業者が温室効果ガスを削減するための体制を整備・運営することを支援し、その取組が社会的に評価されるよう、平成十八年四月に、本県独自の環境マネジメントシステムとして「環境GS(ぐんまスタンダード)認定制度」を創設した。当制度は、大企業から小規模事業者まで取り組める制度として、年々、認定数が増加している。

平成十八年度末

三四二事業者

平成二十三年度末

一、五九八事業者

また、平成二十一年十月に「群馬県地球温暖化防止条例」を制定して二十二年四月から施行させ、大規模事業者に対して、温室効果ガス排出削減計画・排出状況報告書の提出を義務付け、その内容を公表することを通して事業者の温暖化対策の推進を図った。

三 普及啓発の推進

温暖化対策を推進するためには、地球温暖化に対する意識の向上と具体的な行動を喚起することが重要である。そ

のため、県民に対し次のとおり普及啓発活動等を実施した。

・マイバッグキャンペーン(平成十二～二十年度)
・「ゆうまちゃんの県民エコDo!」配布(平成十五～十九年度)

・地球温暖化防止活動推進員委嘱(平成十五年度)

・地球温暖化防止活動推進センター開設(平成十七年五月)

・ストップ・ザ温暖化キャンペーン(平成十八～十九年度)

・エコDo!推進団体登録公表制度(平成十八～十九年度)

・地球温暖化防止県民シンポジウム開催(平成十九年二月)

・エコドライブ普及推進事業(平成十九年度)

・「ストップ温暖化!県民アクション」配布(平成二十年度)

)

・レジ袋削減推進協議会開催(平成二十一年度)

四 再生可能エネルギーの普及

化石燃料に依存したエネルギー大量消費社会から、地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を図るためには、再生可能エネルギーの普及を進めていく必要がある。そのため、次の事業に取り組んだ。

(一) 太陽光発電の普及

平成二十一年度から県民向けの住宅用太陽光発電設備等導入費補助を開始するとともに、同年、産業技術センター及び林業試験場に太陽光発電設備を導入した。

(二) バイオマスの利活用

平成十七年三月に「群馬県バイオマス総合利活用マスタープラン」を策定した。また、群馬県バイオマス活用推進委員会を設置し、二十四年三月に「群馬県バイオマス活用推進計画」を策定するとともに、計画の推進を図った。

(三) その他事業

平成二十一年度に「群馬県地域グリーンニューデール基金」を設置し、市町村施設における省エネ改修や再生可能エネルギー設備等の整備を支援した。

五 県庁率先実行(県庁エコDo!)

地球温暖化をはじめとする環境問題を解決するためには、県民・事業者・行政がそれぞれの立場で取組を進めていくことが必要である。県自らが事業者・消費者として環境保全に向けた行動を率先して実行することを通して、環境への負荷の低減を図るとともに、県民や事業者への自主的な取組を促進してきた。

(一) 県庁行動計画

「循環型社会県庁行動プランーエコDo!」（平成十三〜十七年度）に基づき、グリーン購入、県庁ゼロエミッション（ごみ減量化）、地球温暖化対策を三本の柱として率先行動を実施してきた結果、グリーン購入等では目標を達成できたものの、温室効果ガスの排出量については、六％削減という目標に対し、三・二％の増加となり、目標を達成することができなかった。

続いて策定した「第二次循環型社会県庁行動プランーエコDo!」（平成十八〜二十二年度）においては、新たに庁舎単位の「エコDo!推進委員会」を設置するなど、推進体制の強化を図ったものの、温室効果ガスの排出量は六％削減という目標に対し、二・八％の削減に留まった。

平成二十三年度からは、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を新たに策定し、温室効果ガスを二十二年度までに十九年度比で二十六％削減することを目標に取組を進めることにした。

なお、平成二十三年三月に発生した東日本大震災による、電力需給の逼迫に率先して対処するため、同年の夏から県有施設の使用最大電力削減に取り組んだ。国の要請期間を前倒しし、また、削減率を上乘せして、同年六月十五日から九月三十日まで、行政庁舎等では二十％の削減を目標に取り組んだ結果、二六・三％削減となり目標を達成

した。

（二）ESCO事業の推進

民間の省エネ技術を活用し、大幅なエネルギーコストの削減を図るため、平成二十一年度からESCO事業に着手し、二十三年度には、総合交通センターでESCOサービスを開始し、生涯学習センターでは改修工事を行った。

第三項 環境活動、環境学習の推進

一 環境美化

快適で住みやすく美しい群馬県づくりをより一層推進するとともに、環境美化についての関心と理解を深めるために「春・秋の環境美化運動」をはじめとして、平成十四年度まで「上毛三山クリーン作戦」を含む統一美化キャンペーンを実施してきた。

平成十五年度から十九年度は、「美しい郷土を守る県民大作戦」の一環として統一美化キャンペーンを実施したが、二十年度以降は、地域の実情に応じて各地域機関主体の清掃活動等を実施している。また、春の環境美化運動では、県環境政策課主催で「県クリーン重点地区清掃活動」を実施し、県民・事業者・地域機関等が協力しての清掃活動を行っている。

空き缶やたばこの吸い殻など、ポイ捨てによるごみの散乱は、近年、身近な環境問題として全国的にも大きな問題となつてはいるが、このような中で、県は「群馬県の生活環境を保全する条例」に基づき、環境美化対策の一層の充実を図つてきた。

また、環境美化推進を主目的とする「群馬県環境美化運動推進連絡協議会」とともに、空き缶等散乱防止と次代を担う子ども達の環境意識を啓発するため、ポスター・標語コンテストを実施するとともに、標語コンテストの入選作品を印刷した啓発ティッシュや、ごみ持ち帰り袋等の啓発資材を作成して、春・秋の環境美化運動等での啓発を実施している。

二 環境保全活動の振興

地域の環境保全活動は、NPO法人やボランティア団体が、自然環境の保全や希少野生動植物種の保護、再生可能エネルギーの利用、家庭から排出されるごみの減量や地球環境の保全など多様な活動を展開している。

こうした環境保全活動をより一層広げるため、地域の環境保全活動の牽引役として、やる気と行動力のある県民を「環境アドバイザー」として登録している。

平成二十三年度末で三百名を超えた環境アドバイザー

は、レジ袋削減への取組の中心的な役割を果たし、県内各地で取り組まれているエコ活動の牽引や県民に身近な場所で環境学習を提供してきた。

県内の環境保全団体の交流を図るために平成十九年度から開始した「エコDo!推進団体登録公表制度」は、登録が五十団体を超え、県ホームページから活動情報を発信した。

家庭から排出される容器包装ごみの減量と日常のライフスタイルの転換を目指して平成十二年度から開始した「マイ・バッグ・キャンペーン」は、二十年度まで実施し、マイバッグの普及に大きな効果があった。

引き続き、全国的な広がりを見せた「レジ袋無料配布中止」に取り組むため、平成二十一年度から消費者団体等・事業者・行政を構成員とした「レジ袋削減推進協議会」を設置し、県内一斉のレジ袋無料配布中止を目指した。

三 環境学習・環境教育の推進

環境に関心を持ち、人と環境のかかわりについて理解し、環境を保全する行動に移す人を増やすためには、環境学習・環境教育が必要である。

環境アドバイザーや環境カウンセラー、NPO法人に環境学習の企画立案から実施までを委託する「地域環境学習推

進事業」は、平成十四年度から二十三年度までに、七百五十三回、延べ約三万五千名の県民に環境講座を実施した。

平成十三年度に導入した様々な環境学習機材を搭載した移動環境学習車「エコムブ号」は、数多くの環境イベントに出展し、県民の環境学習のツールとして大きな役割を果たしている。

さらに、エコムブ号を活用した「動く環境教室」は、県が実施する研修を終了した環境学習サポーターが講師となり、主に小中学校で体験的な環境学習を実施するもので、平成十五年度から二十三年度までに五百八十四回実施し、小中学校の環境学習を積極的に支援した。

この他、県の環境学習や環境活動の総合的な窓口として平成十五年度に設置した「環境サポートセンター」は、県民からの環境に関する相談や教材の貸出、「動く環境教室」の受付等を担当している。

平成十七年度には、体験的な環境学習を体系的に進めるために「群馬県環境学習推進基本指針」を策定し、県民やNPO法人、事業者、行政等が環境学習に関する認識を共有し、連携して、県内における環境学習を総合的に推進することとした。

四 群馬県環境賞顕彰の実施

環境分野における県民や事業者等の優れた活動の顕著な功績をたたえるため、平成十一年度に現在の形に統合した「群馬県環境賞顕彰」は、十四年度から二十三年度までに、環境保全分野では二十四個人・二十一団体、環境美化分野では十九個人・十七団体、自然保護分野では九個人・八団体、野生生物分野では五個人・十一団体の県民や事業者を知事顕彰した。

五 環境フェスティバルの開催

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする経済活動は、社会に繁栄をもたらす一方で、身近な生活の場における環境への負荷を及ぼすとともに、地球的規模の深刻な環境への影響を及ぼすようになっていく。

そこで、様々な環境問題に対応し、低炭素・循環型社会へ社会経済システムの転換を図っていく必要がある。

このようなことを踏まえ、県民一人ひとりが環境を見つめ直す機会として、平成十一年度から、県を始め関係団体で組織された「ぐんま環境フェスティバル実行委員会」の主催による「ぐんま環境フェスティバル」を県庁県民広場を中心に実施してきたが、二十年度以降は、開催場所を県庁外の会場に移して実施している。

六 県民参加型日伯友好アマゾン群馬の森総合活用事業

「アマゾン群馬の森」は、在北伯群馬県人会がブラジル連邦共和国パラ州ベレン市郊外にある約五百四十ヘクタールの土地を、自然環境保護の観点から保全することを目的として、平成八年度に取得したものである。

平成十六年一月から十九年一月にかけて、独立行政法人国際協力機構（JICA）を実施主体とする「東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト」が実施された。

この事業は、自然環境教育活動の推進、アグロフォレストリー技術の普及、アマゾン群馬の森の情報発信を目的として実施されたものであり、施設整備、環境教育の推進、アグロフォレストリー見本園の設置、動植物調査の実施等の実績があった。

また、平成十九年八月から二十三年三月にかけて、JICA事業として「草の根技術協力事業」が実施された。

この事業は、森林を維持管理するための技術の移転、森林保全・監視活動等を行う組織の構築を目的として実施されたものであり、測量・測樹技術の移転、森林ガイドの育成等の実績があつたほか、平成二十一年十月には県人会と地元住民代表による「アマゾン群馬の森における森林利用にか

かる覚書」が締結された。

さらに、平成二十三年一月にはこの覚書に基づき、地元住民による「アマゾン群馬の森保全組織」が設立された。

第三章 環境保全課

第一節 組織等の変遷

第二項 環境保全課

一 環境保全課

平成十四年四月現在、環境保全課の組織は二グループ（環境指導グループ、環境保全グループ）体制であったが、十六年四月、三グループ（地域環境グループ、水質保全グループ、大気保全グループ）体制に再編、二十年四月、グループ制を見直し、三係（環境保全係、水質保全係、大気保全係）体制に改組し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は次のとおりである。

環境保全課長 次長（二名）	環境保全係 （四名）	公害対策の企画立案、 生活環境を保全する条 例、工場・事業場デー タ管理システム、騒音・
------------------	---------------	---

水質保全係 （六名）	水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、地下水汚染対策、特定地域の公害対策（安中・渋川地域）	振動規制、悪臭防止法、地盤沈下対策、特定地域の公害対策（渡良瀬川流域）、フロン類回収対策、公害苦情相談、公害防止事業費事業者負担法、庶務
大気保全係 （四名）	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、PRTTR法、化学物質等対策、放射性物質汚染対処特別措置法	

職名	在職期間	氏名
環境保全課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	田中 修
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	島倉 俊夫
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	林 治稔
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	小島 栄治
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	儘田 健一
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	目崎 岳郎
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	目崎 岳郎
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	目崎 岳郎
環境森林部参事兼 環境保全課長		

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 大気保全対策

一 環境監視

大気汚染の常時監視は、昭和四十四年度に安中市の東邦亜鉛(株)安中製錬所の周辺七地点で二酸化硫黄の測定を開始し、四十七年度にはテレメータ方式による大気汚染常時監視システムを整備して光化学オキシダントなどの環境監視を開始した。

その後、このシステムは、昭和六十一年度更新を経て平成十七年度の更新では、ホームページによる測定結果のリアルタイム公開機能が追加され、県民への情報提供の強化が図られた。

また、県民の健康保護及び生活環境の保全を図るため、昭和六十二年度には二十五の測定局体制とする整備計画を策定し、平成元年から六年にかけて順次整備した。十八年度から二十三年度には、汚染状況の改善や市町村合併など社会的状況の変化により、測定局の設置場所及び測定項目を見直す必要が生じたため、測定局の再配置を行い、二十三年度末現在で十市三町一村の十六局で常時監視を行っている。

なお、平成七年四月に前橋市、高崎市が、大気汚染防止法の政令市に指定され、常時監視が義務づけられたことを受けて、二十三年度末現在、それぞれ二局、三局の測定局が設置されている。

また、平成十三年度から、災害事故対応や固定局では調査できない大気汚染状況を把握するため、大気汚染移動観測車を導入し、調査を行っている。二十一年二月には、浅間山が小噴火し、観測車を安中市松井田支所に設置し大気環境測定を実施した。

さらに、昭和六十年十月に関越自動車道が開通するなど、高速交通網の整備やモータリゼーションの進展に伴い、自動車交通量が増大した。これによる大気汚染の深刻化に対処するため、平成元年度から自動車排出ガスの常時監視体制の整備を開始し、二十三年度末現在で県設置局として六市の六局と、高崎市設置局の一局で常時監視を行っている。

微小粒子状物質(PM_{2.5})については、大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいもので、呼吸器の奥深くまで入りこむことによる人体への健康被害が懸念されるため、平成二十一年九月に、環境基準が設定され、常時監視対象となった。二十三年度には、環境省委託事業として前橋局に自動測定機を設置し測定を開始した。

これらの常時監視結果を見ると、県内の大気環境は、改善傾向にあり、平成二十三年度の結果では二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は環境基準を達成しているが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質に

ついては、達成されていない状況である。

光化学オキシダントについては、高濃度になると人体や植物に被害を及ぼすおそれがあるため、法に定める要件に該当するときは、注意報を発令し緊急時の措置を講じることが都道府県に義務づけられている。平成十四年度から二十三年度までの発令日数は九十四日で、発令されない年度は無かった。また、同期間中に七十一人の健康被害報告があった。

また、高速道路沿道での自動車排出ガスによる大気汚染調査を実施し、関越自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道においてそれぞれ環境基準を達成していた。

有害大気汚染物質の優先取組物質について、指針値が、平成十五年九月にアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物に、十八年十二月にクロロホルム、一、二、ジクロロエタン、一、三、ブタジエンに、二十二年十月には、ヒ素及び無機ヒ素化合物に設定された。

県では、一部を除く優先取組物質について常時監視として環境測定を継続して行っている。その結果、環境基準値、指針値の超過はなかった。

なお、降下ばいじん調査、浮遊粒子状物質調査は、平成二十三年度末現在、安中地域のみで行っている。

酸性雨については、生態系に影響を与える可能性があり、

また、建造物の腐食等の被害が考えられるため、平成元年に調査を開始した。県内における近年の調査結果では、酸性度はゆるやかな改善傾向にある。

二 発生源対策

発生源対策としては、「大気汚染防止法」などによる事業場規制、自動車による排出ガス規制が進んだことにより、県内の大気環境は次第に改善された。

国は、全国的に問題であった浮遊粒子状物質、光化学オキシダントによる大気汚染の改善を図るため、それらの生成の原因のひとつである揮発性有機化合物について規制等を導入し、「改正大気汚染防止法」が平成十八年四月に施行された。

これを受けて、県では、事業者に対しその周知と指導、対象施設から排出される揮発性有機化合物の測定等を行っている。なお、全国の揮発性有機化合物の大気への排出量は、減少傾向にある。

アスベスト対策としては、平成十七年にアスベスト問題への社会的な関心が高まり、十七年十二月に「大気汚染防止法施行令」、「同施行規則」が改正され、十八年三月に施行された。これにより、特定粉じん排出等作業の届出が必要となる建築物の解体・改造・補修作業の裾切りがなくなったほ

か、特定建築材料として、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が加えられた。また、作業基準が強化された。県では、法改正の周知、事業者指導、環境測定等を実施した。

更に平成十八年二月に「大気汚染防止法」が改正され、同年十月に施行された。これにより、工作物が特定粉じん排出等作業の対象に追加され、作業基準も建築物と同様となった。二十三年度末現在、県では、引き続き、環境測定、事業者指導を行っている。

自動車排出ガスについては、逐次規制強化が実施されてきたが、自動車交通が集中する大都市地域を中心に窒素酸化物及び粒子状物質の一層の低減が必要であった。

そこで、平成十四年、段階的に、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減などに関する特別措置法」が施行された。これにより、従来まで実施されていた窒素酸化物の排出抑制対策に加え、粒子状物質の排出抑制のための措置を強化するとともに、東京都、埼玉県及び兵庫県で対策市区町村の追加、愛知県、三重県が新たに対策地域として指定され、二百七十六市区町村の区域が対策地域となり、車種規制が、十四年十月に施行となった。更に、同法は十九年五月に改正され、局地汚染対策、流入車対策が導入され、二十年一月に施行

された。これにより、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域のうち大気汚染が特に著しい地区において、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染防止対策の強化が図られた。

また、平成十五年十月から埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県条例に基づき各都県へのディーゼル車の乗入れが規制された。県(当時の所管は環境政策課)では、県内運輸事業者の対策を支援するため、十五年度から十七年度までディーゼル車浮遊粒子状物質減少装置(DPF)の装着に対して補助を行った。

第二項 水質保全対策

一 環境監視

水質保全の環境監視は、昭和四十六年五月に広瀬川をはじめとし、これまでに主要二十一河川三十八水域及び十二湖沼について、類型を指定して、環境基準の適合状況について継続して監視している。

県内河川の水質状況を生物化学的酸素要求量の環境基準達成率で見ると、平成十二年度以降は改善傾向が見られたものの、七〇％台で推移し、全国平均(八〇―九〇％台)を下回る結果であった。主に、中毛地区や東毛地区の都

市部を流域にもつ中小の河川で、環境基準を超過する状況が見られた。

県内湖沼については、天然湖沼の赤城大沼、榛名湖及び尾瀬沼に加え、ダム湖についても平成十五年二月に国の環境審議会で湖沼の類型指定について答申されたことから、同年三月に五湖沼、十七年三月に三湖沼、二十一年三月に一湖沼の類型を指定した。

湖沼の水質は、化学的酸素要求量の環境基準達成率で見ると、天然湖沼は概ね超過したが、ダム湖では概ね環境基準を達成した。

この間、「環境基本法」に基づいて設定される「水質汚濁に係る環境基準」については、平成十五年十一月には「水生生物の保全に関する環境基準」が定められ、全亜鉛が基準項目となり、二十二年十二月までに県内水域の類型を指定した。また、二十一年十一月に一、四―ジオキサンが「人の健康の保護に関する環境基準」として追加され、常時監視を行うことになった。

殆どの河川で「人の健康の保護に関する環境基準」を超過することはなかったが、平成十五、十八、十九、二十年度に、中毛地区や東毛地区の利根川支線の一部で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準超過が見られた。

二 発生源対策

公共用水域の環境基準を達成するため、工場・事業場の排水規制は、強化の一途をたどった。平成五年十月には、全国一律に適用される排水基準よりも厳しい上乘せ条例を大幅に改正し、平成十年十月から全面施行した。これにより、一日当たりの排水量が十立方メートル以上の特定事業場に生活環境項目の排水基準が適用された。

平成十八年四月には、「群馬県的生活環境を保全する条例」を改正し、排水量が十立方メートル以上の工場・事業場であれば、特定事業場でも適用される排水基準を設け、幅広い業種を規制の対象とした。

平成十三年七月には、有害物質として、アンモニア・亜硝酸・硝酸化合物、ほう素、ふっ素が排水基準に追加され、十年十二月には亜鉛の基準値が見直された。

平成二十三年四月には、「水質汚濁防止法」が改正され、特定事業場の設置者は、公共用水域に排出される水を定期的に測定しなければならなくなった。

基準への適合状況を確認するため、「群馬県事業場等排水排水基準遵守状況等監視調査実施要領」を定め、立入調査を実施しているが、排水基準適合率は、改善傾向にあり、平成二十三年度では約八十五%だった。

一方で、本県における下水道、合併浄化槽及び農業集落

排水処理施設などの汚水処理人口普及率は、向上しているものの、依然、全国平均より低く、順位も下位だった。平成二十三年度に家庭などの生活雑排水が水質汚濁に占める負荷量の割合を調査したところ、地域差もあるが、推計で五割を超えており、依然として高い水準だった。

汚濁の著しい城沼及び鶴生田川では、「清流ルネッサンス21計画(平成八年三月策定)」に続き、平成十六年二月に「邑楽館林圏域河川整備計画」が策定され、多々良沼から浄化用水を導入し、また直接浄化処理施設(れき間接触酸化処理施設)の整備も図られた。

水質汚濁事故発生件数は、平成十五年度が九十二件、十六年度が百十七件、十七年度が八十三件だったが、以降は七十件前後であり、その多くは油の流出事故だった。

特に、上流県での事故は、下流都県への影響が大きいことから、平成九年六月に「群馬県水質汚濁事故対応要綱」を定め、事故発生時における庁内関係課間の連絡体制や対応を明確にして、対応策を強化した。

「水質汚濁防止法」では、水質汚濁事故を発生させた場合に、応急措置をとるよう規定されているが、平成二十三年四月には、従前の有害物質や油に加え、指定物質の流出事故を起こした行為者についても、応急措置を講じて事故状況や措置内容を報告することが義務づけられた。

第三項 地下水汚染防止対策

一 環境監視

全国的に有機塩素化合物などによる地下水汚染が問題になり、平成元年十月には「水質汚濁防止法」が改正され、地下水の常時監視が義務づけられた。

これにより、本県では平成二年二月より県内百五十一地点で地下水調査を実施することとなった。

当初は、地下水の環境基準は無く、同法の有害物質に、地下浸透規制の対象項目を加えた十二項目を調査対象としていたが、平成九年三月には地下水に二十三項目の環境基準が設定され、以降、この基準項目を調査対象とした。その後、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下、「硝酸性窒素等」という）、ふっ素、ほう素（以上、十一年二月に追加）、一、二、ジクロロエチレン（従前のシスー、トランスジクロロエチレンに代わり環境基準値設定）、塩化ビニルモノマー並びに一、四、ジオキサン（以上、二十一年十一月に追加）が追加され、調査項目は二十三年度末現在で二十八項目となった。県内の地下水汚染の状況は、平成十四年度頃までは、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による基準超過が目立ったが、それ以降は減少した。

一方で、平成十二年度から調査を開始した硝酸性窒素

等は、それまでは二〜三%で推移していた全国の環境基準の超過率を、十%前後にまで上昇させた。その中でも、本県の超過率は、全国平均を大きく上回る状況であり、十二年度は、三十三・一%だった。近年は改善の傾向が認められるが、二十三年度の超過率は二十・五%で、依然全国上位のままだった。

二 発生源対策

「水質汚濁防止法」が改正され、平成元年六月より有害物質の地下への浸透が禁止された。八年六月には、従前の有害物質に加え、油についても、漏出させる事故を起こした原因者に対し、応急措置及び報告を義務づけた。これと併せて、有害物質による地下水汚染の原因者に対する浄化措置命令ができることとなり、有害物質等による地下水汚染対策の枠組みができた。

しかし、依然として地下水汚染事例が後を絶たないことから、平成二十三年六月に公布された「改正水質汚濁防止法」では、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設に適用される構造基準が定められ、地下水汚染の未然防止策が一層強化されることとなった。

一方で、硝酸性窒素等による地下水汚染対策については、平成十五年度に学識経験者と関係行政機関を構成員とし

た「地下水質改善対策連絡協議会」を設置し、地下水の汚染機構と対策手法について検討を行った。硝酸性窒素等による地下水汚染は、農業、畜産、生活排水等による複合的な影響が原因であると推定されることから、関係機関が協力して対策する必要があることが確認され、それぞれ対策を推進することとなった。

第四項 騒音振動防止対策

一 環境監視

特定施設を有する工場・事業場の騒音及び振動、地域を代表する地点の環境騒音及び自動車の運行から生じる騒音については、市町村が毎年測定し、実態把握を行っている。

自動車騒音の常時監視については、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市及び太田市については各市が、それ以外の市及び町村分については県が、主要道路における自動車騒音状況の把握を行ってきた。なお、騒音規制法の改正により平成二十四年四月一日から市分については各市が、町村分については県が、それぞれ常時監視を行うことになっている。

高速自動車道については、関越自動車道、上信越自動車道及び東北自動車道の沿線市町村が騒音測定を毎年実施し、実態を把握している。特に、騒音測定の結果、騒音防止

対策が必要と市町村において判断された箇所については、県がとりまとめの上、東日本高速道路株式会社に対して遮音壁の設置等の対策を要望している。

新幹線については、上越新幹線及び北陸新幹線の騒音・振動測定を毎年実施し、騒音に係る環境基準等の達成状況の調査を行っている。騒音に係る環境基準を達成していない地点が多いため、東日本旅客鉄道株式会社に対して遮音壁の設置等の対策を要望している。なお、新幹線の騒音・振動測定については、平成十九年度から沿線市分については各市が行うこととし、県は沿線町村分のみ測定を行うことに変更した。

新幹線鉄道沿線の住宅密集地域等の騒音レベルを七十五デシベル以下とする「第四次75デシベル対策」の達成状況を確認するため、平成二十二年度に環境省からの受託事業として、上越新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況調査を行った。

航空機騒音については、平成十九年十二月に航空機騒音に係る環境基準が改正され、これまで環境基準の適用を除外されていた小規模飛行場についても二十五年四月から環境基準の適用が可能となることから、二十三年度に航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の必要性を判断するために測定調査を行った。

低周波音については、環境省が地方公共団体に対して平成十四年三月に「低周波音防止対策事例集」、十六年六月に「低周波音問題対応の手引書」、二十年十二月に「低周波音対応事例集」を作成し、低周波音の苦情対応に当たっては、発生源と苦情者側での低周波音の対応関係、参照値との比較などにより総合的に判断する方針が示された。県は低周波音の苦情に対応する市町村に対して技術的助言を行っている。

二 発生源対策

騒音及び振動の規制については、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」により、特定工場及び特定建設作業の騒音並びに振動、飲食店営業等並びに航空機による商業宣伝に伴って発生する騒音に係る規制を実施している。

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」に基づく特定施設及び特定建設作業に係る届出の審査並びに規制基準の遵守指導などを行う市町村に対して県は技術的助言を行っている。

第五項 地盤沈下防止対策

一 環境監視

(一) 水準測量

地盤沈下は、毎年一月一日現在の標高を測量し、前年の一月一日現在の標高と比較することによって、その一年間における変動量を算出している。

県では、地盤沈下量の把握のため、昭和五十年度に県東南部地域の邑楽・館林地区の六市町村(館林市・板倉町・明和村・千代田町・大泉町及び邑楽町)に二十六基の水準点を設置して水準測量を開始した。年々調査範囲を拡大し、平成九年度には、水準点は二百基を超えて、測量延長も五百キロメートルを超えた。十一年度の測量に使用した水準点は二十四基となり、路線も、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市及び玉村町の一部まで延長、十九年度まで、同規模で実施した。

単年の地盤沈下量の最大値は、昭和五十八年から平成八年までの間は、毎年のように二十ミリメートルを超えていたが、平成九年から二十三年の間は、十ミリメートル前後で推移しており、地盤沈下は沈静化の傾向にある。

このため、平成二十年度以降の測量は、地盤沈下が認められる地域に限定し、測量の範囲を縮小した。

平成二十三年度は、測量した全地域で地盤沈下が確認され、最大沈下量は、板倉町朝日野一丁目の五十一・五ミリ

びだった。これは、二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による急激な地殻変動の影響によるものと考えられた。

観測開始から平成二十三年までの累積の地盤沈下量は、明和町新里で四百五十七・五^{ミリ}メートルだった。

(二) 地下水水位観測

地盤沈下は、地下水揚水量の増加により、地下水位が低下して発生することから、昭和四十九年から県内に観測所を設け、継続的に地下水水位を観測してきた。更に急激な水位低下を早期に発見できるように、平成二十二年度までにテレメータシステムを整備した。

特に地盤沈下が目立つ地域の観測所には、地下水水位観測井に地盤沈下計を併設し、地層の収縮量も監視している。

地下水位は、一年周期の変動が認められるが、長期的には、ほぼ横ばいの傾向である。

平成二十三年度末現在で、地下水水位観測所は県内十五箇所(二十井戸)、地盤沈下観測所は、このうち二箇所(五井戸)に併設している。

二 発生源対策

地盤沈下は、典型七公害の一つであるが、本県は、その原因とされている地下水の汲み上げを規制する法律(工業用

水法、ビル用水法)の対象地域にはならなかった。

そこで、平成三年十二月に地下水採取の実態把握と水資源の有効利用を目的とした、「群馬県地下水採取の届出に関する要綱」を制定し、行政指導により、揚水施設の届出と、地下水採取量の報告を求めた。

平成十二年十月には、「群馬県の生活環境を保全する条例」を施行し、揚水機の吐出口断面積が十九平方メートルを超える施設を揚水特定施設と定義して、地盤沈下が進行するおそれのある地域を対象地域として届出を義務づけるとともに、地下水採取状況の報告も義務づけた。また更に、地下水位の急激な低下など、地盤沈下を防止する緊急の必要がある時には、揚水特定施設の設置者に対し、地下水の採取の抑制を要請できることとした。しかし、五十坪より浅い農業用の井戸は規制の対象から除いた。

一方、国においても関東平野北部(群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県及び千葉県)で地下水の採取による地盤沈下が生じていることにかんがみ、平成三年十一月、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」が策定された。同要綱では、対象地域(群馬県内では、太田市旧藪塚本町の区域を除く)、館林市及び邑楽郡の町村が含まれる。)全体における一年間の地下水採取目標量を四・八億トンと設定し、これを達成するための総合的な対策が推進されることとなった。

これにより、平成二十三年度の対象地域全体における地下水揚水量の合計は四・九億トンまで減少したが、目標を達成するには、更なる取組が必要となった。

第六項 悪臭防止対策

悪臭防止については、「悪臭防止法」に基づく対応を行っているところであるが、平成七年四月に同法の改正により、それまでの特定悪臭物質の濃度による規制に加えて、臭気指数による規制手法が加えられ、十二年には排出水の規制や測定方法が整備され、臭気指数による規制の条件が整えられた。

本県においては、規制地域・規制基準の見直し時に、衛生環境研究所の職員に臭気判定士資格を取得させ、嗅覚測定法による臭気測定の体制を整備し、平成十四年度から敷地境界線における試料を中心に、年間五〇試料程度の臭気調査を行った。その結果を基に、市町村と協議を行い、十六年十月から、臭気指数規制を新たに導入し、以降順次導入を進めた。同年十月から桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、鬼石町、下仁田町、板倉町、明和町で、十七年十月からは渋川市、安中市、片品村、川場村で、十九年十月からは吉井町、玉村町で、二十一年

四月からは昭和村、千代田町、邑楽町で規制地域の指定を行った。

また、法的には国、地方公共団体は、測定に関して臭気判定士資格が不要であるが、技術面の理解を助けるため、平成十六年十月に衛生環境研究所とともに群馬県臭気測定マニュアルを作成した。同時に、「悪臭防止法」に係る官能試験法による指導基準を廃止した。

第七項 化学物質対策

一 フロン回収対策

オゾン層保護対策としてのフロンの回収破壊については、全国に先駆けて自主的な取組を行ってきた。

平成十四年四月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）が施行され、第一種フロン類回収業第一種特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業）を行おうとする者は、県知事の登録を、また、第二種特定製品引取業（使用済み自動車に係る第二種特定製品を引き取る業）及び第二種フロン類回収業（使用済み自動車に係る第二種特定製品からフロン類を回収する業）を行おうとする者は、事業所ごとに県知事の登録を受ける必要があったこととなった。フロン回収業

者は、回収量の報告も義務づけられた。

平成十七年一月、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の本格施行に伴い、第二種特定製品に係る部分は同法に移行された。

平成十九年十月から「改正フロン回収・破壊法」が施行され、第一種特定製品を廃棄する際の行程管理制度の義務づけ、建物解体時に元請業者による事前確認書の交付義務が制定された。

本県では、平成十一年三月に「群馬県フロン回収事業協会」が設立、十二年十月から施行した「群馬県的生活環境を保全する条例」で、フロンの排出禁止と抑制、フロン処理事業者に対するフロンの処理状況の報告義務を課すとともに、県の公表義務について規定した。

また、平成十二年十月に県及び各業界ごとの既存の回収組織、破壊業者、回収業者等が連携協力し、フロン問題を解決していくための組織として、「群馬県フロン回収促進協議会」を設立し、フロン対策を推進してきた。特に、フロン回収の基礎知識の習得のため、十二年度からフロン回収技術講習会を開催している。

第一種フロン類回収業の登録事務については、平成十三年十二月から受け付けを開始、第二種フロン類回収業の登録事務については、十四年四月から開始した。

フロン類の回収対策として、平成二十一年度から三カ年間、啓発指導員による巡回指導事業を実施した。指導員が関係事業者に直接面談し、オゾン層保護や地球温暖化対策としてのフロン回収の重要性を認識させ、「フロン回収・破壊法」を周知することで、機器の廃棄時や整備時における適切なフロン回収対策を進めることができた。二十二年七月からは中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会専門委員に、二十三年九月から冷媒管理実証モデル事業運営委員会委員に環境保全課長が就任している。

二 ダイオキシン類対策

平成十四年七月に最後に残っていた底質の環境基準が設定され、これにより全ての媒体に環境基準が設けられた。

県では、平成十一年七月に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境調査（大気、水質（公共用水域、地下水、底質）、土壌）を実施するとともに、ダイオキシン類を排出する事業場の指導を行っている。

平成十四年度の環境調査の結果、河川水一か所で環境基準の超過があった。それ以降、二十三年度まで環境基準の超過は確認されなかった。

前橋市及び高崎市が、それぞれ平成二十一年度、二十三年度に中核市に移行したことに伴い、同法関連事務が県か

ら移管された。

なお、法に基づくダイオキシン類排出量削減対策の結果、平成二十二年度における全国の事業場等からの排出量は、九年度比で約九十八%削減された。

三 化学物質対策(P.P.T.R)

化学物質を取り扱う事業者に自主的な化学物質の管理の改善を促し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が平成十一年七月に制定された。県では、これを踏まえ、十三年度分から、第一種特定化学物質の排出量等について対象事業場からの届出を受け付け、十五年三月、国は、第一種特定化学物質の排出量等について公表した。毎年度の公表によると、第一種特定化学物質の排出量は、年々減少の傾向にある。なお、第一種特定化学物質は、二十三年度末の時点で四百六十二物質である。

また、県では、届出により把握した、化学物質を多量に排出している事業場の周辺で、毎年度、環境調査を実施し、その影響を調べた。

第八項 市街地土壤汚染・放射線対策

一 市街地土壤汚染対策

市街地の再開発等に伴い、工場跡地等で有害物質を含む土壤の存在が明らかになる場合があり、その処理目標として平成二年八月に、水銀等九物質に「有害物質が蓄積した市街地等の土壤を処理する際の処理目標」が定められた。

平成三年八月には、前述の九物質に銅を追加し、「公害対策基本法(当時)に基づく「土壤の汚染に係る環境基準」が設定され、二十三年度末現在、二十七物質に基準が設定されている。

重金属、揮発性有機化合物等による土壤汚染事例の増加や人の健康への影響の懸念、対策ルールの確立への社会的要請の強まりを受け、平成十五年二月に「土壤汚染対策法」が施行された。同法では、自然由来の土壤汚染は対象外とし、「水質汚濁防止法」の有害物質使用特定施設の廃止時等に、土地所有者に対する土壤汚染状況調査結果の知事等への報告義務や、土壤汚染が確認された場合は、知事等が当該土地を区域指定し、健康被害のおそれがあれば、汚染の除去等の措置を命令するといった規定が設けられた。

県内でも平成十六年十月に、有害物質使用特定施設跡

地で指定を行い、二十三年度末までに九カ所の指定を行ってきた。

法制定後も、自主的調査による汚染判明事例が多く、掘削除去等の過剰な対策の実施や、汚染土壌の不適正な処理等を背景に、平成二十二年四月に「改正土壌汚染対策法」が施行された。この改正で、自然由来の土壌汚染も対象になるとともに、一定規模(三〇〇〇平方メートル)以上の土地の形質変更時に事前に知事等へ届出し、土壌汚染のおそれがある場合、土地所有者に土壌汚染状況調査結果の報告を命じることとなり、県内でも調査が増加することとなった。

対策も、技術的基準に適合していれば、知事等が指示する措置以外も可能となるとともに、汚染土壌処理施設の許可制も導入されたが、平成二十三年度末まで、県内に許可施設はない。

土壌・地下水汚染事案が発生した場合は、県民の健康被害を防止するため、周辺の飲用井戸調査等の実施や汚染原因者に対する対策の実施を指導してきている。

二 放射線対策

原子力施設からの影響を把握するため、平成二年度から文部科学省の「環境放射能水準調査」を受託し、放射性物質の測定を開始し、同年十二月には、衛生環境研究所に空

間放射線量率を測定するモニタリングポストを設置した。

平成二十三年三月十一日に発生した、東北地方太平洋沖地震に伴う津波を原因に、東京電力(株)福島第一原子力発電所で事故が発生し、同月十五日には、衛生環境研究所のモニタリングポストで、一時的に空間放射線量率が測定開始以降の最高値の毎時〇・五六二マイクロシーベルトを観測し、本県にも放射性物質が飛来したことが確認された。

この事故により放出された放射性物質による環境汚染に対処するため、平成二十三年八月に、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が公布、一部が施行された。

同年九月に、生活圏等で県・市町村が携行型の空間放射線量測定器で調査を行い、一部線量が高い箇所が確認された。

面的に空間放射線量率が毎時〇・二三マイクロシーベルト以上の箇所が確認された、桐生市・沼田市・渋川市・安中市・みどり市・下仁田町・中之条町・高山村・東吾妻町・片品村・川場村及びみなかみ町の十二市町村が同年十二月に、環境省から同法に基づく、「汚染状況重点調査地域」に指定された。そのため、今後、詳細な調査を行い、放射性物質を取り除く「除染」作業を行う箇所等を定める「除染実施計

画」を策定し、生活圏における除染を開始することとなった。

このような状況を踏まえ、県では、新たに国の補助を受け、固定型モニタリングポストを四基設置するとともに、国も可搬型モニタリングポストを二十基設置し、合計二十五基で県内全域を常時監視する体制を整備することとなった。

第九項 特定地域の公害防止対策

一 碓氷川・柳瀬川流域

昭和四十七年四月に、安中市の農家が、鉍煙などによる農作物被害に係る損害賠償を求め提訴した（安中公害損害賠償請求事件）。この訴訟について、六十年五月に東京高裁による和解の勧告がなされ、六十一年九月二十二日に裁判上の和解が成立した。

また、同日に、公害防止協定が締結された。この協定により、製錬所周辺の大気が改善されつつあることから、平成三年四月、新たな公害防止協定が締結された。会社は、畑地土地改良問題に全力をあげて取り組むとともに、引き続き、公害の防止に努力する内容であり、併せて、住民等（安中緑の大地を守る会）と工場の双方で定期的に協議会を開催するとともに、毎年一回工場視察会を開催することが合

意された。この協定は、その後も、定期的に更新されている。県では、環境保全のための発生源対策として、製錬所周辺で環境調査を実施している。

大気については、二酸化硫黄などをテレメータにより常時監視をするとともに、降下ばいじん及び浮遊粒子状物質などの調査を実施し、水質については、碓氷川・柳瀬川流域の水質と底質の重金属濃度を調査している。

また、昭和四十三年以降、住民の健康調査を実施してきたが、カドミウム由来の健康被害者が発見されなかったため、現在は健康被害者が出た場合のみ、調査を実施する体制としている。

なお、農用地汚染対策についても所要な対策を講じている。

当該事業場は、「鉍山保安法」を所管する経済産業省関東東北産業保安監督部が監視指導してきたが、平成十七年の「改正鉍山保安法」の施行に伴い、一般法（大気汚染防止法、水質汚濁防止法）への移行事務を進め、平成二十三年度末には、県が直接監視指導を行う見通しが立った。

二 洪川地区

洪川市には、県内の代表的な化学工場や製鋼工場が立地しており、これらの工場周辺地域（下郷、大崎、中村、半

田地区)においては、かつて、塩素系ガス漏洩による農作物被害や地下ガスなどによる植物などへの被害が発生した。しかし、県などによる指導や、工場側の公害防止施設の整備強化の結果、昭和四十八年以降、被害の発生はなくなった。以降、立入検査等により、事業者への指導を継続している。

三 渡良瀬川流域

足尾鉍山による公害問題は、明治年間から今日に至るまで「日本の公害の原点」として、また「百年公害」としてとりあげられている。

昭和三十三年五月の源五郎沢堆積場決壊により、流域の農作物に生育障害の被害が発生したことで、「渡良瀬川鉍毒根絶期成同盟会」が結成され鉍毒根絶の運動が再燃した。

県は、昭和五十一年七月三十日、栃木県及び桐生市並びに太田市とともに古河鉍業(株)(平成元年十月古河機械金属(株)に名称変更)との間で公害防止協定を締結し、五十三年六月十五日には降雨時の立入調査の実施や精錬場などの施設整備、坑廃水の許容限度等を協定細目に定め、渡良瀬川の水質と流域住民の生活環境を保全し、公害を未然に防止するための施策に取り組んでいる。協定細目

は随時見直され、最近では平成二十四年三月三十日に一部が見直しになった。

会社は山元対策として、昭和四十八年度から「金属鉍業等鉍害対策特別措置法」に基づいて鉍害防止事業を実施している。

山元対策により効果は現れてきたが、台風などの洪水時における流域河川の水質調査では通常時を上回る濃度の重金属がみられることから、古河機械金属(株)に対して堆積場の管理や施設整備の要望を行っている。

また協定に基づき、毎年度、関係者(栃木県、群馬県、桐生市、太田市及び古河機械金属(株))の間で公害防止協議会を開催し、使用済堆積場の緑化対策の促進や坑廃水処理施設の維持管理の強化を求め、更に施設などへの立入調査も行っている。

なお、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災により源五郎沢堆積場の一部が崩れ、土砂の一部がわたらせ溪谷鐵道及び渡良瀬川に流出し、わたらせ溪谷鐵道が一時的に不通になった。

渡良瀬川では、流出現場下流において、一時的に有害物質(砒素、鉛)が環境基準値を超過した。

古河機械金属(株)が流出物等の撤去作業を実施し、平成二十三年三月十三日時点で環境基準値以下であることを

確認して、県は水質汚濁事故調査を終了した。県、桐生市、太田市は、同年七月十五日付けで、古河機械金属株に対して「源五郎沢堆積場の土砂流出に係る再発防止策の充実にについて」の要請を行った。

第四章 廃棄物・リサイクル課

第一節 組織等の変遷

第一項 廃棄物・リサイクル課

一 廃棄物・リサイクル課
 平成二十三年四月、従来の廃棄物の適正処理の推進に加え、循環型社会づくりやリサイクルの推進を図るため、廃棄物政策課を廃棄物・リサイクル課に改称し、廃棄物、リサイクル等の総合推進組織とした。

組織の構成は、課長以下六係（企画指導係、リサイクル

また、「渡良瀬川鉍毒根絶太田期成同盟会」からのカドミウムによる農用地土壌汚染対策地域の追加指定の要望を受け、農政部局が対策を講じている。

係、一般廃棄物係、産業廃棄物係、不法投棄対策第一係、不法投棄対策第二係）体制で発足し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

廃棄物・リサイクル課長 不法投棄主監 次長（二名）	企画指導係 （三名）	廃棄物処理 法、循環型社会づくり推進 計画、循環型 社会形成推進 交付金
---------------------------------	---------------	--

リサイクル係 (三名)	自動車・容器包装・家電・パソコンリサイクル	産業廃棄物係 (六名)	産業廃棄物対策、産業廃棄物処理施設確保対策	一般廃棄物係 (三名)
不法投棄対策第二係 (三名・うち併任警察官一名)	不法投棄等不適正処理対策	不法投棄対策第一係 (四名)	不法投棄等不適正処理対策	一般廃棄物対策、浄化槽対策

職名	在職期間	氏名
環境森林部参事兼 廃棄物・リサイクル 課長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	笛田 浩行
不法投棄主監	自平成二三・四・一 至	根岸 達也

二 廃棄物政策課

平成十五年四月、廃棄物政策課は、前身である生活環境課内の産業廃棄物対策推進室を解消し、産業廃棄物グループ及び監視指導グループに改組し、課長以下指導・一般廃棄物グループと合わせた三グループ体制で発足した。

平成十六年四月、指導・一般廃棄物グループを一般廃棄物グループに改称した。

平成二十年四月の機構改革により、課長以下五係体制（企画指導係、一般廃棄物係、産業廃棄物係、不法投棄対策第一係、不法投棄対策第二係）となった。

平成二十二年四月、環境政策課からリサイクル係を移管し、六係体制となったが、二十三年四月の組織改正により設置された廃棄物・リサイクル課に業務を移管し、組織を廃止した。

歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
廃棄物政策課長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	中山 博美
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	須田 栄一
環境・森林局参事兼 廃棄物政策課長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	須田 栄一
廃棄物政策課長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	林 保雄
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	笛田 浩行
不法投棄主監	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三一	小島 栄治
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	儘田 健一
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	目崎 岳郎
〃	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	飯塚 明彦

三 生活環境課

平成六年四月に設置された生活環境課の組織は、十四年四月現在、課長以下指導・一般廃棄物グループ、産業廃棄物対策推進室（産業廃棄物グループ、監視指導グループ）の一課内室三グループ体制であった。

平成十五年四月の組織改正により、設置された廃棄物政策課に業務を移管し、組織を廃止した。

歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
生活環境課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	萩原 進
産業廃棄物対策 推進室長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	丸橋 章義

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 循環型社会づくり

一 循環型社会づくりの推進

(一) 群馬県循環型社会づくり推進計画の策定・推進

「第二次群馬県廃棄物処理計画」(平成十八年三月策定)及び「群馬県循環型社会づくりビジョン」(十四年三月策定)が共に二十二年度末に計画期間が終了するのを機に、二つの計画を統合し、新たに「群馬県循環型社会づくり推進計画」を二十三年三月に策定した。二つの計画を統合することで、本県における中長期的な循環型社会の将来像のもとで、廃棄物の適正処理と資源の循環的な利用(3Rの推進、バイオマスの活用、リサイクル関連産業の振興等)に係る諸施策を関連づけ、総合的に施策を推進している。

なお、計画案の策定にあたり、平成二十二年六月に学識経験者、市民団体、事業者、市町村等からなる「群馬県循環型社会づくり推進県民会議」(会長 西菌大実群馬大学教授)を設置し、本計画案を審議・検討し、計画策定後は、本計画の進行管理を行っている。

本計画では、一人一日当たりの一般廃棄物の排出量を、平成二十年度実績の一、一二九^gから二十七年までに一、〇〇〇^g以下へ削減する目標等を設定した。

計画目標の達成に向け、平成二十三年十一月に学識経験者、市民団体、事業者、市町村等からなる「ぐんま3R推進会議」(座長 西菌大実群馬大学教授)を設置し、先進的

な事例の収集及び県内市町村への情報提供を始めとする実効性ある3Rの取組を協議・検討している。

(二) 循環型社会形成推進交付金

平成十六年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度が廃止され、十七年度から「循環型社会形成推進交付金」制度が創設された。この制度は、循環型社会の実現に向け必要な、市町村のリサイクル施設や廃棄物処理施設の整備等に対し、広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設整備を計画し、計画に位置づけられた施設整備に対し交付金として財政的支援を図つたものである。

県では、この交付金について、国から事務の一部を委任され、交付金の交付に係る指導監督の事務を通じ、廃棄物処理施設の整備を支援している。

第二項 リサイクル推進

一 各種リサイクル関連法の推進

(一) 自動車リサイクル法の施行

日本国内で廃棄される自動車は、一年間で約四百万台(輸出を含めると約五百万台、平成十四年当時)あり、使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いため、従来は解体業者や破碎業者において売買を通じて流

通し、リサイクル処理が行われてきた。

しかし、使用済自動車から発生するシユレッダーダストの最終処分費の高騰や鉄スクラップ価格の低迷により、不法投棄・不適正処理の懸念が生じていたことから、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成十四年七月に「自動車リサイクル法」が制定され、十七年一月に完全施行された。

登録及び許可業者に対しては、解体作業基準等の遵守状況を確認し、また、定期的な立入検査や更新時における現地確認において、許可（登録）基準、再資源化基準、保管基準等への適合状況を確認し、適正なりサイクルが行われるよう指導を行っている。

自動車リサイクル法に基づく関連事業者の登録・許可状況

年度	登録		許可	
	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業
平成一七	二四五二	四四二	一八二	二九
一八	二四五〇	四四三	一八八	二八
一九	一九二二	二七四	一九三	二七
二〇	一六九六	二五二	一九四	二八
二二	一〇七五	二二二	一五六	二五

二二二	一〇四九	一二二七	一五四	二四
二二三	一〇九五	一二三七	一六二	二四

(二) 家電リサイクル法、容器包装リサイクル法の推進

「家電リサイクル法」は、平成十年六月に制定、十三年四月に完全施行された。二十一年四月には対象品目として、液晶テレビ、プラズマテレビ及び衣類乾燥機が追加された。

平成二十三年七月のテレビの地上デジタル波放送への完全移行へ向けて、二十年頃から、廃テレビの排出の増加が認められ、その後の大量排出が予想されている。

県では、リサイクル手順を記したリーフレットや「家電リサイクル法」の啓発用のポスターを作成し、市町村や販売店等に配布し、適正なりサイクルが行われるよう促した。

「容器包装リサイクル法」は、平成七年六月に制定、九年四月に完全施行され、十二年四月には品目が追加された。

県では、当該法に基づき、平成八年度に「群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」を策定し、十四年度に第三期計画を、十七年度に第四期計画を、十九年度に第五期計画を、二十二年に第六期計画を策定し、市町村と協力して容器包装廃棄物の分別収集の一層の促進を図ることとしている。

いずれの計画も容器包装廃棄物の発生抑制、分別収集品の拡大(特にその他プラスチック及びその他紙)を軸に施策展開を行ってきたところである。

市町村の分別収集状況では、その他プラスチック及び紙製

容器の回収を行っている割合が、増加傾向であるが、他の品目に比べて低い状況が続いている。

市町村の分別収集実施状況(割合)

品目	平成一四年度(割合)										
	一五年度	一六年度	一七年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	二二年度	二三年度	二三年度	二三年度
無色ガラスびん	九六	九四	九三	九〇	九二	九二	九二	八九	九四	九四	九四
茶色ガラスびん	九六	九四	九三	九〇	九二	九二	九二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
その他ガラスびん	八七	八八	八六	七九	八二	八二	九二	九二	九四	九四	九四
スチール缶	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
アルミ缶	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ペットボトル	八一	八一	八三	七七	八七	八七	九二	九二	九四	九四	九四
紙パック	六一	六七	六九	六九	七四	七六	八四	八四	八六	八六	八九
段ボール	六六	七七	七八	八二	八七	八九	八九	八九	九四	九四	九七
その他プラスチック	二四	三二	四〇	三八	四五	四七	五八	五八	六〇	六〇	六〇
うち白色トレイ	二〇	二六	三三	二六	二九	二九	二九	二九	三一	三一	二六
その他紙	三	九	〇	〇	一一	一八	一八	一六	一四	一四	二三

(単位:%)

第三項 一般廃棄物処理対策

一 し尿処理対策

昭和四十年代から続いているし尿の汲み取り人口及び自家処理人口は、下水道や浄化槽の普及により年々減少して

いる。水洗化率は、平成九年度に八十%台に、十九年度には九十%台に達し、その後も年々上昇しており、水洗化が着実に進んでいる。

なお、浄化槽人口は平成十二年度の一、〇二〇千人を境に減少に転じているが、し尿と浄化槽汚泥の排出割合では、

年々浄化槽汚泥の割合が増加している。

県では、浄化槽汚泥の増加に伴い必要となるし尿処理に係る新たな技術や事例について市町村へ情報提供等の支援を行ったほか、立入検査を計画的に行い、施設の適正な維持管理の実施に向け監視指導を実施した。

し尿処理状況の推移

(単位:千人) ただし、水洗化率は%、計画収集量は千キロリットル/年)

年度	水洗化			非水洗化		総人口	水洗化率	計画収集量		
	下水道	浄化槽	コミプラ	計 集 画	自 家 処 理			非水洗化 し尿	浄化槽 汚泥	コミプラ 汚泥
平成一四	七〇三	一〇一六	三一	二八〇	三	二〇三二	八六	一八一	三五六	七
一七	七八一	九七七	三一	二三四	〇	二〇二四	八八	一三四	三七七	一
二〇	八四五	九四八	二九	一九一	〇	二〇一三	九一	一一一	四〇一	一三
二三	八九五	九三五	二六	一四五	〇	二〇〇一	九三	九一	三九〇	五

二 ごみ処理対策

ごみ処理の目的が、公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷し、現在は3Rに重点を置いた最適な廃棄物・リサイクルの施策が求められるようになった。

循環型社会形成推進基本法を基本的枠組法とする各種リサイクル法が順次施行となり、事業者による再商品化や市町村による分別収集等の促進をはじめとして、県でも3R

の普及促進を行う等、事業者や行政において、それぞれの立場における3Rに向けた施策が実施され、社会的に3R推進の取組が浸透した。

これに伴い、リサイクル率は横ばい傾向ではあるが、従前は増加していたごみ総排出量及び一人一日当たりの排出量は減少に転じている。

「ごみ処理状況の推移

年度	年間総排出量 千t	一人一日 排出量 g	リサイクル 率 %	最終処分 量 千t
平成 一四	八五八	一一五七	一五・〇	一一二
一七	八五三	一一五五	一五・〇	一〇八
二〇	八二九	一一二九	一五・七	一〇八
二三	七八八	一〇七六	一四・九	一〇四

民間施設の増加については、平成十五年の「廃棄物処理法」の改正に基づき、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例が設けられ、この特例により、新たに一般廃棄物処理施設として三十九施設（二十三年度末）が設置されている。

このほか、平成十六年の「廃棄物処理法」の改正に基づき、

廃棄物が地下にある土地十八区画を「指定区域」として指定した。

また、循環型社会づくり施策において必要となる廃棄物処理技術や関係法令が年々変化していくことから、廃棄物処理に係る先進的な事例や技術、法令改正等についての説明会等の開催や市町村との情報交換を行う等、市町村が行う一般廃棄物処理に係る情報提供等の支援を行ったほか、次の取組を行った。

(一) 一般廃棄物処理の広域化に係る支援

ダイオキシン類削減対策、リサイクル推進、一般廃棄物処理経費の削減等を目的に、平成十年度に策定した「群馬県ごみ処理施設適正化計画」について、市町村合併や循環型社会形成推進交付金制度創設等の一般廃棄物を取りまく社会情勢の変化を踏まえて見直しを行い、県内の一般廃棄物処理広域化の方向性を示す「一般廃棄物処理マスタープラン(県広域化計画)」を十九年度に策定した。

計画は、県内を九ブロックに分割し、ブロック単位で広域化を推進することとし、広域化(施設集約)の方向性と、市町村間で広域化を協議する組織のあり方を提示している。

また、市町村間で広域化を協議する組織の立ち上げの調整を行う等の支援を行っている。

(二) 一般廃棄物会計基準の普及啓発

環境省では、平成十九年度に、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるにあたり、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための標準的な手法を「一般廃棄物会計基準」として示した。

県では、県広域化計画によるブロック毎に、会計基準を用いた費用分析と評価を行い、その説明を通じて市町村の一般廃棄物の処理の効率化等に係る支援を行った。

(三) 一般廃棄物処理施設に係る監視指導

一般廃棄物処理施設への立入検査を計画的に行い、施設の維持管理状況を中心に監視指導を実施した。

第四項 浄化槽対策

県内の浄化槽の数は全体ではやや減少しているが、「浄化槽法」改正による平成十三年四月一日の合併処理浄化槽の設置義務化を受け、単独処理浄化槽が減少し、合併処理浄化槽が増加している。

浄化槽設置基数の推移

(単位:基)

年度	区分	基数	計
平成 一四	合併処理 単独処理	五〇、七九二 二八八、六五二	三三九、四四四

一七	合併処理 単独処理	七一、六六三 二五〇、六三二	三二二、二九五
二〇	合併処理 単独処理	九〇、二八七 二四四、九八〇	三三五、二六七
二三	合併処理 単独処理	一〇二、八八九 二二二、九五五	三一五、八四四

県では、これら浄化槽について、適正な維持管理の実現を図るため、主に次の取組を行った。

(一) 法定検査の受検促進

浄化槽法第十一条検査については、県内約三〇万基全ての浄化槽が対象であり、県では、検査体制の充実及び受検率の向上を図るため、平成十七年四月一日から効率化十一条検査制度を導入した。

当該制度は、指定検査機関が、浄化槽管理士である指定採水員が所属する保守点検業者に、浄化槽の放流水採水と外観検査等の業務を委託し、計量証明事業者に放流水質測定を委託する制度である。

当該制度の導入により、検査の受検率が飛躍的に向上、その後も受検率は年々向上し、平成二十三年度は六三・七% (全国平均は三十一・八%) となっている。

浄化槽第十一号検査実施率の推移

(単位:%)

年度	県	全国平均
平成一四	六・三	一五・七
一七	三六・一	二〇・二
二〇	五八・〇	二七・二
二三	六三・七	三一・八

(二) 講習会の実施

浄化槽の適正管理を推進するため、新規設置者を対象とした講習会(浄化槽教室)を「(社)群馬県浄化槽協会」に委託し、維持管理の普及・啓発を行っている。

(三) 浄化槽台帳の整備

浄化槽の適正な維持管理の指導のために正確な設置状況の把握が必要である。このことから、廃止が届出されていないこと等により実存していない浄化槽を明確にするため、平成十四、十五、十六年度及び二十一年度に実態調査等による浄化槽台帳の整備を行った。

第五項 産業廃棄物処理対策

一 産業廃棄物処理対策

本県の産業廃棄物の排出量は、平成十年度の三百八十九万トから二十年度の三百四十九万七千トと、十年間で約十%減少した。また、県内の産業廃棄物処理業者が処分した県内発生産業廃棄物量は十年度の百二十四万三千トから二十年度の百九十七万千トと一・四七倍となった。この前の十年間に比べると、排出量が増加から減少へと転じた中で、取扱量は伸び率に大きな変化はなかった。本県内の最終処分量は、十年度の二十二万六千トが二十年度には十三万四千トとなり、十年間で約四十%減少した。これは、主には中間処理による減量化や再生利用量の増加が寄与しているものと考えられる。

このような中で、本県は「廃棄物処理法」に基づき、平成十四年三月に「第一次群馬県廃棄物処理計画」、これを引き継ぐものとして十八年三月に「第二次群馬県廃棄物処理計画」を策定した。

両計画では、国の基本方針に基づき産業廃棄物の排出量等の目標値を定めるとともに、目標達成のための取組の「基本姿勢」として、①排出抑制、②最終処分量の削減及び③県内処理の促進を掲げた。

処理施設の確保対策について、産業廃棄物処理施設は民間事業者による設置を原則とする中、施設設置が進まず、

県内廃棄物の安定的な処理に支障を来すことが懸念される場合には、排出事業者、製造事業者、処理業者等の意向や取組を踏まえつつ、県関与による設置を検討することとした。

平成九年に策定した「群馬県産業廃棄物処理施設確保計画」に基づき、安定型処分場については、いわゆる群馬型公共関与として、十四年二月から稼働を開始した「新里村（市町村合併に伴い十七年六月から（以下「同」という。）、新里地区）産業廃棄物安定型モデル最終処分場」の運営に引き続き関与した。施設の設置・運営はモデル研究事業者として認定された民間業者が当たる中で、県嘱託職員を常駐させ、搬入廃棄物の監視や二十四年一月以降は放射性物質の検査も対象に加えて、安全対策を講じている。また、地元関係地区代表者、事業者、新里村（同、桐生市）及び県からなる「新里村（同、新里地区）産業廃棄物安定型モデル処分場運営連絡協議会」等を通じて、開かれた運営の確保に努めている。同処分場の計画埋立容量は開始当初は九万八千立方メートルであったが、十八年一月に残余工事が竣工し、三十三万三千立方メートルとなった。また埋立期間は地元地区との協定に基づき、二十年十月には当初の八年間を十年間に延長し、さらに二十四年一月には事業者からの申入れに対して地元地区の理解が得られ、二十九年一月末までとし

た。

廃棄物処理施設の設置に際しては、地域住民との合意形成を図りつつ必要な施設を確保するという観点から、公共関与の一形態としての事前協議制度について、昭和五十六年に導入後、六十年、平成十一年と全部改正を行いながら運用してきた。十一年規程についても、数次の一部改正を重ねた後、十八年三月の一部改正では、各環境森林事務所との役割分担の見直し等により、事務手続の迅速化を図るとともに、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、循環型社会構築や廃棄物適正処理に特に資する施設の設置計画について手続の一部緩和を行った。

なお、前述の一般廃棄物処理対策と同様に、平成十六年の「廃棄物処理法」の改正に基づく指定区域の指定については、産業廃棄物最終処分場跡地等について、二十一年三月に四十七件、同年十一月に一件、二十三年五月に一件、それぞれ指定し、公示した。

二 排出事業者指導

排出事業者における廃棄物適正処理の推進及び廃棄物の減量化・再利用の推進を支援するため、平成十五年度から、「産業廃棄物情報基盤整備事業」として、産業廃棄物相談員を三名配置し、企業訪問等を通じた助言・相談及び情

報提供を実施するとともに、県の専用ホームページ「群馬県産業廃棄物情報」を開設し、産業廃棄物に関する各種情報の発信を開始した。

産業廃棄物を年間千ト以上排出する事業場及び特別管理産業廃棄物を年間五十ト以上排出する「多量排出事業者」に対しては、「廃棄物処理法」に基づき、年度ごとの産業廃棄物処理計画の提出及びその実施状況に係る報告を提出させ、減量化等に向けた指導等を行った。また提出された計画書の公表については、県の事務取扱要領を改正し、平成二十三年度分からインターネット上で行うこととした。

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に義務付けられている産業廃棄物管理票に関し、前年度の交付等状況の知事への報告義務について、平成十八年の「廃棄物処理法施行規則」の改正により、十九年度分から適用猶予措置が終了となったことから、関係団体の協力も求めながら、報告書提出についての周知を図った。

また、建設業者が自ら排出する「がれき類」の一時保管について、大量発生により処理施設への直接搬入が困難な場合もある中で、平成十五年十一月に「建設業に係るがれき類一時保管施設の基準及び事務処理要領」として、保管施設の構造や維持管理等の基準を定めた。なお、同要領は、二

十二年の「廃棄物処理法」の改正において、建設業者が建設工事に伴って産業廃棄物の発生場所以外の三百平方メートル以上の場所ですら一時保管を行う場合の届出が義務化されたことを受け、廃止した。

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物等の処理については、PCB廃棄物処理基本計画に基づき、国は「日本環境安全事業株式会社」（現中間貯蔵・環境安全事業株式会社）を活用した拠点的広域処理施設の整備を推進することとした。本県は、北海道室蘭市にある北海道事業所において処理を行うことが、平成十六年五月の基本計画の改訂時に示され、北海道事業は二十年に処理が開始された。

県内PCB廃棄物の処理状況

年度	事業者数	処理台数	
		トランス(台)	コンデンサ(台)
平成二〇	一八	一	九一
二一	一一五	四	一一二一
二二	一六六	一〇	五一九
二三	一一八	二四	四〇五

また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第八条に基づく保管状況の届出は、北海

道事業における処理開始までは増加をしていたが、処理が進むにつれて減少に転じている。

三 処理業者指導

平成十四年度末の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の知事許可業者数は、三千九百四十六であり、十年後の二十三年度末では五千四百二十二(ただし、前橋市及び高崎市の市内のみに処理施設を有する許可業者数を含む)に増加し、一・三七倍の伸びを示した。これは前述の産業廃棄物処理業者の取扱量の増加と比例傾向となっている。

この間の「廃棄物処理法」の改正により、処理業者にとつては、悪質業者への対応や欠格要件についての厳格化等が行われた。主なものとして、平成十五年改正では、都道府県等による報告徴収又は立入検査等、調査権限の拡充や、特に悪質な業者の許可取消しの義務化、取消し逃れをした者の欠格要件への追加等が行われた。十七年改正では、不正の手段により許可を受けた者等の許可取消処分の対象者への追加や暴力団員等関係者の欠格要件への追加、無許可営業等に係る法人の罰金上限額の一億円への引上げ等が行われた。また同じく平成十七年改正において、産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直しとして、知事の権限に属する

事務の一部を中核市の市長が行うこととされ、二十一年四月の前橋市及び二十三年四月の高崎市の中核市移行に伴い、県から両市に関係事務が移管された。県と両市では、県内業者等に対する統一的指導等を目的として、二十三年度から、「群馬県・前橋市・高崎市産業廃棄物対策連絡会議」を設置し、各種情報の共有や排出事業者等に対する講習会の合同開催等を実施することとした。

平成十七年の「廃棄物処理法施行令」の改正において、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度が創設されたことを受け、本県においても同年十月から評価基準適合確認事務取扱要領を定め、適合業者に対しては、更新等許可申請時の添付書類の一部省略等を行った。同制度については、二十二年改正法において、優良産業廃棄物処理業者認定制度となり、認定業者の許可更新期間を五年から七年とする等の優遇措置がとられた。二十二年改正ではこのほか、建設系廃棄物について、排出事業者を元請業者とすることの明確化、焼却施設及び最終処分場について、五年ごとの定期検査受検の制度化や維持管理情報のインターネット等での公表の義務化、産業廃棄物収集運搬業許可について、同一事業範囲の場合に中核市長の許可を不要とする簡素化等が行われた。

本県独自の指導に係る基準等としては、昭和六十年制定

の「廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準」を平成十八年四月に全部改正し、また平成十九年三月に、同じく昭和六十年制定の「産業廃棄物処理等に関する規程」を一連の法改正等に伴って生じた規定内容の重複等により廃止した。また許可取消しや事業停止等処分を行う場合の要件等について、「廃棄物処理法に基づく行政処分基

準」として定め、平成二十四年四月から適用することとした。これら、関係法令や県基準等の改正に際しては、関係団体や中核市等と連携して説明会を県内各地で開催すること等により、その施行に万全を期した。

PCB廃棄物等保管状況届出状況

年度	平成一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
事業所数	一三三〇	一四九五	一四九二	一六四八	一七四二	一八五四	一九五一	一九一九	一八八六	一八四三

産業廃棄物処理業者数の推移

	平成一四	一七	二〇	二三
産業廃棄物収集運搬業	三、四五六	四、一七一	四、六二九	四、七四一
産業廃棄物処分業(中間処理)	一四七	一九一	二〇一	二一〇
同右(最終処分)	一一	一〇	八	八
同右(中間処理・最終処分)	六	四	五	五
特別管理産業廃棄物収集運搬業	三二五	三九一	四二二	四四四
特別管理産業廃棄物処分業	一一	一三	一二	一四

※各年度末における数である。

※平成二十三年度は、前橋市内及び高崎市内のみ処理施設を有する許可業者数を含んだ数である。

産業廃棄物処理業者による処理実績

年度	総取扱量 (千t)	産業廃棄物 (千t)				特別管理産業廃棄物 (千t)			
		県内処理		県外処理		県内処理		県外処理	
		最終処分	中間処理	最終処分	中間処理	最終処分	中間処理	最終処分	中間処理
平成一〇	一、三四三	八三	七九一	五五	三六三	〇	四	〇・〇	六四
一四	一、七九二	九〇	一、二二七	二〇	三九五	〇	三	〇・一	五八
一七	二、〇八三	五七	一、三〇七	六三	六〇八	〇	九	〇・二	三九
二〇	一、九七一	三四	一、二五三	四一	五八六	〇	一一	〇・二	四五

※産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者の各年度の運搬実績報告の数値である。

※平成二十一年度から二十三年度の間の実績は、報告を求めないこととしたため把握していない。

第六項 放射性物質汚染廃棄物処理対策

平成二十三年三月の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、県内にも放射性物質に汚染された廃棄物が発生した。

平成二十四年一月に完全施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)において、県内の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設のうち一部の焼却施設や最終処

分場は、特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設と位置付けられ、「廃棄物処理法」の基準に加え、「放射性物質汚染対処特措法」の上乗せ基準による維持管理が必要となった。

また、「放射性物質汚染対処特措法」では、一定濃度(一キログラム当たり八千ベクレル)を超える放射性セシウムを含み、環境大臣が指定した廃棄物「指定廃棄物」は、国が処理することとされ、その処理体制が整うまでの間、排出事業者が保管することとされている。平成二十四年三月二十六日現在、県内では、浄水発生土百四十トンが指定廃棄物として保管中である。

第七項 不法投棄等不適正処理対策

一 不適正処理事案の認知状況

平成十二年度から不法投棄防止対策に重点的に取り組み、県民に情報提供を呼びかけ、産廃一〇番をフリーダイヤル化したところ、通報が増えて、不法投棄、不適正保管、不法焼却等の不適正処理事案の認知件数が増加した。

この間、前橋市小坂子町及び田口町、旧赤城村長井小川田、旧利根村大原、そして千代田町新福寺地内などでの硫酸ピッチの不法投棄や不適正保管の事案、太田市石田川河川敷での不法投棄の事案などが相次いで発覚し、行政代執行など公的な制度による原状回復を余儀なくされた。

一方で、「廃棄物処理法」が数次にわたり改正されて規制が強化され、また、全県をあげて不法投棄等の未然防止・拡大防止のための様々な施策に取り組んだ結果、平成十八年度以降、大規模な不法投棄事案は減少して全体として小規模化し、不適正処理事案の認知件数・量も減少した。

しかし、夜遅くや朝早くに、人目につくづらい山間部に廃棄物を投棄したり、有価物と偽って廃棄物を積み上げるなど、事案はより悪質化、巧妙化してきている。また、平成十三年四月から原則禁止された野焼き等の不法焼却が不適正処理の半数を占めるなど、不適正処理の根絶には至っていない。

不適正処理事案の年度別推移(新たに認知した件数及び量。平成二十一年度以降は、中核市分を含む。)(単位 トン)

区分	平成一四年度		一五年度		一六年度		一七年度		一八年度		一九年度		二〇年度		二一年度		二二年度		二三年度	
	件数	うち不法投棄	件数	うち不法投棄	件数	うち不法投棄	件数	うち不法投棄	件数	うち不法投棄	件数	うち不法投棄	件数	うち不法投棄	件数	うち不法投棄	件数	うち不法投棄	件数	うち不法投棄
量	五五、〇七七	一一七	七三、四六五	一三七	二二、四七九	一一三	一四、五七二	一五三	三、八三八	八九	三、八七六	五二	九、七四一	六四	二、三九二	三五	二、七五五	四六	二、二一九	七八
うち不法投棄	三、九九一	一一七	七五六〇	一三七	一三、六四六	一一三	一、三〇〇	一五三	五九七	八九	三〇八	五二	二三四	六四	八六一	三五	六五六	四六	六三六	七八

二 主な不適正処理対策

不適正処理事案に対し、より厳正かつ適切に対応するため、平成十五年度に不法投棄主監を設置し、監視指導グループの行政職を十五年度は五名、十六年度は六名、十七年度は七名に増員するとともに、県警からの出向警察官も二名から四名に増員された。さらに、二十年度には、グループの廃止に伴い不法投棄対策第一係・第二係の二係制とし、強力に監視指導に当たっている。

また、平成二十一年度以前橋市が、二十三年度に高崎市が中核市に移行し、産業廃棄物に関する事務を所管したことから、それ以降は、県、前橋市、高崎市及び県警が連携・協力して不適正処理対策に取り組んでいる。

この間の主な施策は、次のとおりである。

(一) 市町村職員の県職員併任発令

不適正処理事案への対応体制を強化するため、平成十五年十一月から市町村職員を群馬県職員に併任し、産業廃棄物に係る立入検査権を付与した。

(二) 不法投棄監視カメラの貸出し

市町村と連携して不法投棄の未然防止、拡大防止を図るため、平成二十年十一月から市町村に不法投棄監視カメラを貸し出した。

(三) 廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定の締

結

平成十三年八月及び二十四年一月に、不法投棄場所として狙われやすい山間部で業務を行う群馬県森林組合連合会など七機関と不法投棄の情報提供に関する協定を締結した。

(四) 廃棄物適正処理推進強化月間

従来の「不法投棄防止強化月間」を平成十九年度に「廃棄物適正処理推進強化月間」と改め、六月と十二月に職員による休日監視やスカイ・パトロールなどを集中して実施した。

(五) その他の施策

産業廃棄物一〇番の設置、産業廃棄物不適正処理監視員(産廃Gメン)の配置、休日・夜間における監視、パトロールの委託、産業廃棄物収集運搬車両の路上調査及び不法投棄防止県民の集いは、引き続き実施した。

三 不法投棄廃棄物の原状回復事業

不法投棄された廃棄物の撤去は、本来原因者が行うものであるが、その原因者が特定できない場合又は原因者に撤去能力のない場合で、環境保全上必要があると認められる事案について、次のとおり原状回復事業を実施した。

(一) 環境保全保証基金運用益の活用

県、産業廃棄物処理業者及び排出事業者の負担により造成し、「(社)群馬県環境資源保全協会」が管理している「環境保全保証基金」の運用益を活用し、廃棄物の撤去等を行った。

○ 平成十四～二十三年度Ⅱ二件(五地区)

(二) 行政代執行

○ 太田市石田川河川敷汚染修復事業

太田市古戸地内の石田川河川敷に大量の廃棄物が埋められた事案については、県が詳細な環境調査を実施したところ、有害物質による汚染が確認され、周辺の水道水源井戸が汚染されるおそれがあると認められたことから、汚染修復措置を講じる必要があった。

しかし、原因者が分からなかったことから、平成十八年二月から同年六月まで、県は「廃棄物処理法」の規定に基づき、行政代執行により汚染修復工事を実施した。

○ 伊勢崎市富塚町廃タイヤ等撤去事業

伊勢崎市富塚町に大量に廃タイヤ等が堆積された事案については、火災・衛生害虫の発生、廃棄物の飛散・流出等生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められたことから、県は、原因者及び土地所有者に対し、「廃棄物処理法」の規定に基づき、廃タイヤ等の産業廃棄物の全量撤去及び適正処理を内容とする措置を命じた。

しかし、原因者及び土地所有者ともに履行期限までに措置を講じなかったことから、平成二十三年二月から同年五月まで、県は同法の規定に基づき、原因者及び土地所有者に代わり、行政代執行により廃タイヤ等を撤去した。



太田市石田川河川敷汚染修復事業

第五章 自然環境課

第一節 組織等の変遷

第二項 自然環境課

一 自然環境課

平成十四年四月、グループ制の導入により従前の自然保護係と鳥獣保護係を野生動物植物保護グループ、公園管理係と公園整備係及び景観係を自然公園・景観グループ、尾瀬保全推進室の企画推進係を企画推進グループに再編した。

平成二十年四月、係制の導入により各グループを係に改称した。

平成二十一年四月、自然公園・景観係の景観条例等の景観に関する業務を都市計画課へ移管したことに伴い、係名を自然公園係に改称した。

平成二十二年四月、野生動物植物係を再編して、自然環境の保全や自然保護思想の普及啓発を担当する自然環境

係と鳥獣の保護管理と狩猟の適正化を担当する野生動物係の二係を設置し、一課内室四係体制として現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

尾瀬保全推進室	自然環境課長 次長 鳥獣対策専門官	自然環境係 (五名)	自然環境保全対策、希少野生動物保護
	野生動物係 (五名)	野生鳥獣保護管理、狩猟免許登録	
	自然公園係 (五名)	県立・国立・国定公園管理整備	
	企画推進係 (四名)	尾瀬保護対策、適正利用推進、尾瀬学校	

職名	在職期間	氏名
自然環境課長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三一	森山 脩一
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	入沢 正光
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	渡辺 辰雄
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	石坂 昌弘
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・二・二五	中嶋 茂
環境森林部長兼 自然環境課長	自平成二四・一・二七 至平成二四・三・三一	山口 栄一
尾瀬保全推進 室長	自平成一三・四・一 至平成一五・九・三〇	渡 知多美
〃	自平成一五・〇・一 至平成一六・〇・三一	山本 明
〃	自平成一六・一・一 至平成一七・三・三一	遠藤 一誠
〃	自平成一七・四・一 至平成二一・三・三一	笛田 浩行

〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	新井 聡
---	-------------------------	------

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 自然環境の保全

一 自然保護対策

本県の自然環境行政を推進するための基礎資料を得ることを目的として、群馬県自然環境調査研究会に委託して、「良好な自然環境を有する地域学術調査」を、次のとおり実施した。

年 度	調査地域数	調査箇所数
平成 一四	九	十
一五	六	七
一六	九	一三
一七	五	五
一八	五	五
一九	五	五

二〇	六	六
二一	六	六
二二	六	六
二三	五	六

環境省の委託を受け、自然環境保全基礎調査（通称「緑の国勢調査」）を、次のとおり実施した。

第六回（平成十一年度～十六年度）

区 分	実 施 年 度
種の多様性調査	平成一二～一四年度

県内のすぐれた自然環境を保全するため、「群馬県自然環境保全条例」に基づき指定された「自然環境保全地域」（二十六地域）及び「緑地環境保全地域」（五地域）の適正な保全を図るため、標識等の立て替えなど、各種事業を実施している。

また、平成十四年度・十五年度において、「平ヶ岳県自然環境保全地域」は荒廃した植生を復元するための保全事業を、「大峰沼県自然環境保全地域」を含む大峰沼地域は乾燥化対策の基礎資料を得るための調査を実施した。

県内に生息等する絶滅のおそれのある野生動植物の分布

や生息状況等を明らかにし、希少な野生生物の保護に役立てることを目的に、「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）植物・動物編」を平成十二年度・十三年度にそれぞれ発刊したが、その後の知見の蓄積等に伴い、二十一年度から本格的な改訂作業に取り組んでいる。

二 自然保護思想の普及啓発

自然に親しみ、自然の仕組みを理解し、フィールドマナーを広く身に付けて、自然保護の重要性を理解してもらうことを目的として、自然観察会等を実施した。

平成六年度から十四年度まで、地域における自然とのふれあいの場などを復元・創造するために、「いきものふれあいの里整備事業」を実施した。

平成八年度から十九年度まで、本県の自然環境をテーマにした写真やデータをふんだんに取り入れた「ぐんま自然環境カレンダー」を作成した。

このカレンダーは、本県の自然環境の豊かさを改めて認識してもらうことを目的に、環境教育の一環として県内の各学校等に無償配布するとともに、書店等で有償頒布も行った。有償頒布の収益は、尾瀬の自然環境を保全するために活用した。

動植物の宝庫で身近な自然である谷津田の保全活用を進めるため、平成十三年度に富岡市蔵地区を「ふるさとの谷津田保全・活用推進地域」に指定し、十四年度から十六年度まで保全活用を進めるためのモデル事業を実施した。

県民参加のもとに平成十三年度から十五年度にわたり県民の暮らしに深い関わりを持つてきたふるさととの山々を学識経験者等で構成された選定委員会の提言を受けて百山選定し、「ぐんま百名山」とした。

「ぐんま百名山」は、多くの人に郷土の自然への親しみや自然と人との結び付きなどを再認識してもらい、ふるさとの豊かな自然・文化を次代へ継承していくことを目的としている。

また、平成十七年度には、「ぐんま百名山」の選定を記念し、県民から募った手記をまとめた「わたしの百名山物語」を作成し、書店等で有償頒布した。

第二項 鳥獣保護管理及び狩猟の適正化

一 鳥獣の保護

(一) 鳥獣保護事業計画等の策定

平成十四年に「鳥獣保護及狩猟三関スル法律」が、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改正され、同法に

基づき、同年四月、「第九次鳥獣保護事業計画」を策定した。

この計画では、①長期的ビジョンに立った、野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理の促進、②地方分権に対応した鳥獣保護行政のガイドラインとして位置付けなどを基本的な考え方として、鳥獣保護区における、「身近な鳥獣生息地」の指定を行うとともに、鳥獣の捕獲許可権限を、県知事から市町村長へ委譲（一部獣類を除く）、有害鳥獣における予察駆除や移入種の駆除等について、取扱を定めた。

続いて、平成二十年には「第十次鳥獣保護事業計画」を策定した。

この計画においては、①地域個体群の長期的存続と農林業及び生態系被害の防止、②人と鳥獣の適切な関係構築のための、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策の実施、③関係主体の役割の明確化、広域的及び地域的な連携、人材の育成とその活用を基本的な考えとして策定した。

また、鳥獣の適正管理として、農林水産業との共生を図るため個体数管理などの検討を行い、平成十四年度に「ホンザル、十七年度にカモシカ、ニホンジカ(第二期)、二十二年度にイノシシ、二十三年度にカモシカ(第二期)」の保護管理計画を策定した。

(一) 鳥獣保護思想の普及啓発

野生鳥獣を保護し、生息環境の悪化を防ぐため、広く県民に野生鳥獣の保護思想の普及啓発を図った。

鳥獣の生息調査や保護事業を行っている民間の鳥獣保護団体の活動を助成するとともに、野鳥保護活動の盛んな小・中・養護学校三十校を愛鳥モデル校として指定し、その育成指導に努め、さらに「みどりの日」に県民探鳥会を開催した。また、野鳥病院と桐生が岡動物園において傷病鳥獣の救護を行い、県民の鳥獣愛護思想の高揚に努めている。

二 狩猟の適正化

本県の登録狩猟者数は、減少傾向にあり、平成十四年度に比較し、二十三年度には三分の二程度となった。この減少の要因は、レジャーの多様化や狩猟者の高齢化などが考え

られる。

平成十四年度以降の狩猟者登録状況は、別表のとおりである。

三 有害鳥獣駆除

有害鳥獣駆除は、鳥獣保護事業計画で定めた許可基準に従って、効果的な駆除の実施と危険防止に万全を期して、効果的な駆除を実施している。

なお、平成十九年には「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」が制定され、野生鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画を策定した市町村は、鳥獣被害防止総合対策交付金により、侵入防止柵等の整備や鳥獣被害対策実施隊の被害防止活動等に支援措置が講じられている。

年度別狩猟者登録数

(単位 人)

年度	甲 種			乙 種			丙 種		
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計
平成一四	二八四	三〇	三一四	二、八一	二、二八	五、〇九五	二二六	五六	二八二

合 計		
県内	県外	計

一三、三二一 二、三七〇 五、六九一

更
平成十五年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、甲、乙、丙を網・わな、第一種、第二種に変

年度	網・わな			第一種		第二種	
	県内	県外	計	県内	県外	県内	県外
平成一五	三〇六	三一	三三七	二、七二四	二、一六九	四、八九三	二一九
一六	三一二	一八	三三〇	二、六五七	一、九九〇	四、六四七	五三
一七	三二〇	一七	三三七	二、六〇二	一、八六七	四、四六九	五四
一八	三六四	一八	三八二	二、四九七	一、七七〇	四、二六七	五一
							一〇
							六一

合計		
県内	県外	計
三、二四九	二、二四八	五、四九七
三、〇二二	二、〇二一	五、〇四三
二、九七六	一、八九六	四、八七二
二、九一二	一、七九八	四、七一〇

平成十九年度 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、網、わなを分割

年度	網			わな			第一種		
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計
平成一九	六	〇	六	五一	一二	五二三	二、四六八	一、六八九	四、一五七

二〇	一四	〇	一四	五〇四	一七	五二一	二、三三六	一、五七二	三、九〇八
二一	一〇	〇	一〇	五九五	一七	六一二	二、二二四	一、四七二	三、六九六
二二	七	〇	七	六八二	一八	七〇〇	二、〇四六	一、三〇〇	三、三四六
二三	一〇	〇	一〇	七一〇	一九	七二九	一、九〇八	一、二一八	三、一二六

第二種			合計		
県内	県外	計	県内	県外	計
三九	九	四八	三、〇二四	一、七一〇	四、七三四
四四	八	五二	二、八九八	一、五九七	四、四九五
四二	八	五〇	二、八七一	一、四九七	四、三六八
四四	九	五三	二、七七九	一、三二七	四、一〇六
四一	一〇	五一	二、六六九	一、二四七	三、九一六

第三項 自然公園等の保護と利用の適正化

一 国立・国定公園

本県には、三つの国立公園と一つの国定公園が指定されている。いずれも美しい山岳公園として優れた自然の風景地であり、自然とのふれあいを求めて多くの人々が訪れている。自然公園は、国民の野外活動への高まりの中で、貴重な自然環境を保全しつつ、どのような利用を図っていくかといった課題を抱えている。

全国の自然公園利用者数は、平成三、四年をピークに微減傾向となっている。本県の国立・国定公園を訪れる利用者数は二十三年に日光国立公園四十一万人、尾瀬国立公園二十六万人、上信越高原国立公園六百七十四万人、妙義荒船佐久高原国定公園百八万人おり、豊かな自然環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備が求められている。

なお、国立公園の行為許可等の事務については、平成十二年四月から「地方分権の推進を図るための関係法律の整備

等に関する法律」の施行に伴い、環境大臣の直接執行事務となつたが、経過措置として当分の間、都道府県知事からの申し出により、軽微な行為については法定受託事務として都道府県が行うとされた。本県においては、環境省の体制が整つたことや処理期間の短縮などが図られることなどから、谷川地区（みなかみ町）を除く上信越高原国立公園に係る法定受託事務について、二十一年三月三十一日をもって返上した。

また、三位一体改革に伴い、平成十七年度から国立公園の整備に係る国補助金が廃止され、原則、特別保護地区及び第一種特別地域に係る公園事業は国直轄で整備することとなり、国定公園及び長距離自然歩道に係る整備については、交付金が創設された。しかし、環境省の予算や人員の問題もあり、直轄事業の実施は十分とは言えず、補助金により整備した県管理施設の老朽化対策などが課題となっている。

(一) 日光国立公園(昭和九年十二月四日指定)

日光白根山や男体山、那須岳などの山岳地と山麓に広がる高原地域などを有している。日光白根地区の弥陀ヶ池では、その名を冠した高山植物「シラネアオイ」の植生復元を図るため、片品村や尾瀬高校生、シラネアオイを守る会などの地元関係者が保護、移植活動に取り組んでいる。

県においてもシカによる食害を防ぐため、平成七年度から電気防護柵を設置・管理し、シラネアオイの復元・保護に協力している。

(二) 尾瀬国立公園(平成十九年八月三十日指定)

本州最大の高層湿原である尾瀬ヶ原と尾瀬沼、これらを取り囲む至仏山や燧ヶ岳などの山岳を有する地域である。日光国立公園から、その一部であった尾瀬地域に会津駒ヶ岳や田代山などを加え、二十九番目の国立公園として分離・独立した。

尾瀬は「自然保護運動の原点」とも言われるように、自然保護について極めて意識の高い地域であり、特別保護地区及び特別天然記念物に指定され、厳重に保護されている。また、湿原特有の動植物に恵まれた貴重な自然環境が評価され、平成十七年十一月にラムサール条約湿地に登録されている。

施設整備は、老朽化した木道の再整備を計画的に実施しているが、平成十八年度からは、環境省直轄事業の施行委任が開始され、赤法華鳩待峠線歩道の再整備に着手した。

(三) 上信越高原国立公園(昭和二十四年九月七日指定)

アルプスの山容を誇る谷川岳をはじめとする急峻な山岳や、浅間山、草津白根山等の火山群、浅間、志賀、草津高

原などの雄大な高原と草津、万座、四万など著名な温泉が自然豊かな地に点在する地域である。

昭和二十七年十月に公園計画決定されて以来、全体的な見直しが行われていなかったため、社会情勢の変化に合わせ「草津・万座・浅間地域」の見直しが平成十九年三月に実施され、「谷川地域」についても今後の見直しが予定されている。

本公園は、利用者が多く、踏み荒らしや洗掘など、山の自然を保全する対策と事故防止対策に重点を置き、歩道整備や避難小屋・休憩舎の維持管理、さらには、草津・白根・万座地域では、昭和五十一年の硫化水素ガスによる死亡事故を契機に、県と草津町・嬭恋村等で協議会を組織し、自動警報装置を設置するなど安全対策に取り組んでいる。

谷川地域の施設整備としては、平成十五年度に肩の小屋の避難小屋を新築するとともに、旧避難小屋の休憩所への改築を実施し、管理人が常駐することとなった。十八年には平標山避難小屋の改築を環境省直轄事業の施行委任として実施するとともに、谷川三国線歩道の補修を実施した。あわせて、平標山の家もみなかみ町事業として改築された。

その他の地域では、平成十四、十五年度に横手山草津線歩道の再整備、十四年度に野反線歩道の再整備、十六年度に角間峠線歩道の整備を実施した。

(四) 妙義荒船佐久高原国定公園(昭和四十四年四月十日指定)

妙義山から荒船山にかけての西上州の山岳部からなり、妙義山に代表される奇岩・怪石の集塊岩、複雑怪奇な山稜と神津牧場などの高原牧場風景、さらに、県境の歴史ある峠風景が公園の特徴である。全国から五十種一万五千本のさくらが集められた「さくらの里(昭和五十八年開園)」や妙義山の中間道が「首都圏自然歩道(関東ふれあいの道・平成元年供用開始)」として整備された。首都圏からのアクセスがよいことから利用者が多く、春のサクラや新緑、秋の紅葉の時期には、多くの人が訪れている。

妙義山の登山道にはクサリ場が点在することから、地元市町・山岳会・消防・警察等と連携協力し、危険個所の点検・整備に努めている。施設整備としては、平成二十年度に妙義山歩道を、二十、二十一年度に荒船山登山道の再整備を実施した。

二 県立公園

赤城、榛名、妙義、つづじが岡(花山)の四つの県立公園は、豊かな自然にふれあえる場所として多くの県民に親しまれている。赤城・榛名・妙義公園では、平成十三年度から住民参加型公園づくりとして、地元住民が毎日トイレの清

掃を行う「地域密着型公園管理事業」を実施し、公衆トイレの清潔さが保たれるなど、利用者から好評を得ている。さらに、十四年度からは、地域住民に県立公園の適正な利用や保護活動、美化清掃などについて中心となつて活躍してもらう「県立公園指導員」制度を開始した。

(一) 赤城公園(昭和十年二月八日開設)

赤城山頂の御料地払い下げを受けて設置され、大沼、小沼、覚満淵の湖沼を含む千二百九十畝の豊かな自然に囲まれた公園である。かつて、赤城山観光の核であった東武鉄道がホテル、バス等の観光事業から撤退し、平成十年には地蔵岳ロープウェイ事業を最後に姿を消した。近年は、地蔵岳、黒檜山、湖沼などを巡る自然歩道を利用するハイカーや、二十三年九月に開催された自転車レース「まえばし赤城ヒルクライム大会」を契機として、ヒルクライマーが増えている。

施設整備については、平成十三年度の小沼駐車場公衆トイレ整備に続き、十四年度から十六年度にかけて駐車場や周辺歩道の整備、十四、十五年度に地蔵岳登山道の整備を実施した。白樺牧場周辺では、十七年度に句碑めぐり遊歩道、十八年度に見晴山休憩舎、十九年度に新坂平展望舎を新設した。他の地域では、十五年度に覚満淵脇の野鳥観察施設、十七、十八年度に覚満淵歩道整備、十九年度に小烏ヶ島に架かる啄木鳥橋の改修、二十二年度に八丁峠登山

道の再整備を実施した。また、二十一年度には基盤施設緊急整備として、大洞、おのこ及びビジターセンターの駐車場改修を実施した。

(二) 榛名公園(大正十三年四月二十八日開設)

榛名湖周辺の御料地を借り受けて(昭和十年二月に払い下げ)設置された本県で最も古い県立公園で、三百九十五畝の地域に、掃部ヶ岳、烏帽子岳などの外輪山と中央火口丘の榛名富士、火口原の沼ノ原、火口原湖の榛名湖などを有し、バラエティーに富んだ明るい山岳高原風景が特徴である。

榛名湖は、地元榛名町(現高崎市)が平成十四年三月から「河川法」の包括占用許可を受け、湖面利用については「榛名山頂地域の利用と自然環境保全協議会(事務局：高崎市)」が中心となつて取り組んでいる。十八年から実施されている「榛名湖イルミネーションフェスタ」は冬期における地域の風物詩となつているが、県も駐車場の整備や冬季閉鎖トイレの開放など、開催を支援している。

施設整備については、平成十四年度に富士川周辺の自然学習路整備、十四、十五、十七年度にバリアフリー仕様の「ゆうすげの道」整備、十五、十六年度に松之沢サッカークランドや多目的グラウンドの再整備、十八、十九年度には、松之沢グラウンドに隣接する首都圏自然歩道の施設として公衆

トイレの新設、二十一年度には冬期利用の利便性を向上させるため多目的広場の舗装を実施した。

(三) 妙義公園(昭和二十九年八月一日開設)

一篇志家からの民有地寄付を受けて設置された公園で、表妙義の金洞山の南ふところにある石門一帯の三十二畝の地域であるが、妙義荒船佐久高原国定公園と区域が重複している。

施設整備については、平成十五年度に公園案内板の設置、二十二年度に管理事務所屋根の改修を実施したほか、被災箇所¹⁾の補修や歩道の維持補修等を毎年度実施した。

(四) つつじが岡公園(大正十二年四月一日開設)

郡制廃止に伴い県有財産となり、同時に県立公園となった。古来からヤマツツジの密生する「つつじが崎」と呼ばれた場所で、樹齢八百年を超えるヤマツツジ二千株を中心とした、五十種一万株を超えるツツジによって構成されており、昭和九年には名勝に指定された。三十四年には旧秋元子爵の別邸が県立公園に編入されて第二公園となった。

公園の管理は、昭和四年から館林市に委託され、ツツジの開花(見ごろ)期間には有料公園となっており、平成十八年度からは指定管理者制度を導入し、館林市を管理者に指定している。本公園は県土整備部(新公園)と所管を分けて、環境森林部(旧公園及び第二公園)で管理しているが、

二十四年度からは県土整備部に所管の一元化が行われることから、二十一年度に県土整備部が主体となって、公園の全体計画(グランドデザイン)をとりまとめた。

施設整備については、平成十四年度に旧秋元別邸の大規模改修、十五年度にツツジ古木群の保護対策として散水施設の整備、二十一年度まで植栽樹木の移植や施設補修を実施した。二十三年度は全体計画に基づき、花山地域に設置していた観光案内所を移設した。

三 長距離自然歩道

「関東ふれあいのみち(首都圏自然歩道)」は、東京都八王子市を起点終点として、関東地方の一都六県をぐるりと一周する総延長千七百九十九^{キロメートル}の長距離自然歩道であり、幅広い年齢層の人々が首都圏の豊かな自然や歴史・文化遺産、さらには地元の人々とふれあうことを目的に環境省が計画し、各都県で整備した。

県内の首都圏自然歩道は、名勝三波石峡で埼玉県と接し、妙義、榛名、赤城の上毛三山を経て、みどり市から栃木県日光市へと抜ける延長三百五十五・四^{キロメートル}、三十五コースが設置され、整備は昭和五十七年度から六十三年度までの七年間で実施した。

施設の老朽化対応として、平成十四年度に「黒檜山から

花見ヶ原へのみち」再整備、十七年度から老朽化が著しく利用者が多いコースから、順次再整備を実施した。

「中部北陸自然歩道」は、新潟県山北町から滋賀県大津市までの雄大な山岳景観や、日本海景観など多様性に富んだ歩道であり、中部北陸八県(群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜及び滋賀)にまたがる旧街道の北国街道、三国街道、中山道をメインルートとした延長四千二十九キロメートルのうち、本県内は三国峠を越えて新潟県へ続くルート(五コース)と、碓氷峠を越えて長野県へ続くルート(二コース)の二ルート(六コース)延長三十七・八キロメートルを、平成七年度から十年度までの四年間で標識及び四阿整備等を実施した。

第四項 尾瀬保全推進

一 尾瀬の保全と活用

尾瀬は、平成十七年十一月にラムサール条約湿地として登録されるとともに、十九年八月には、日光国立公園の一部だった尾瀬地域が分離・独立し、会津駒ヶ岳地域及び田代山・帝釈山地域を加えて「尾瀬国立公園」として指定された。

尾瀬の入山者数は、平成十四年は四十万九千人超であったが、十五年に四十万人を下回った。

平成十七年に三十一万人台まで減った後、二十年に再び三十八万人台に回復し、その後も三十万人台で推移していたが、二十三年の東日本大震災・原子力発電所事故の影響等により、二十八万人台となり、環境省が元年に赤外線センサーによる計測を開始して以来、過去最少となった。

一方、入山者数が以前に比べ減少していく中、ミズバショウやニッコウキスゲの開花時期や夏休み、紅葉シーズンの週末には依然として入山者の集中が見られることから、適正利用や利用分散に向けた取組を継続して行うとともに、山小屋や公衆トイレ等のゴミ処理・排水対策や至仏山の保全対策、環境教育の推進、二ホンジカ対策等に取り組んでいる。

適正利用の取組としては、特定の時期や曜日に集中する登山口での自動車の渋滞や違法駐車、尾瀬内でのトイレ待ちや木道の混雑等が発生するため、引き続き登山口での交通対策を実施している。

具体的には、「片品村尾瀬交通対策連絡協議会」により、津奈木・鳩待峠間において百日を超える日数でマイカーの乗入れ規制が継続して実施されている。平成十七年からは規制強化日を廃止し、二輪車を規制対象に追加している。

利用分散の取組としては、平成二十三年度から「尾瀬らしい自動車利用社会実験」が行われている。

この事業は、尾瀬の多様な魅力をゆつくり楽しむ利用の促

進を目指し、入山口の魅力づくりや自動車利用のあり方などを検討するとともに、交通アクセスの利便性の変化が尾瀬を訪れる人に与える影響を把握することを目的とし、三年間にわたり調査する取組で、初年度である平成二十三年度は十月三日から九日までの七日間行われた。

具体的には、鳩待峠では、車のない、静かで落ち着いた雰囲気の入山口をつくり出すことを目指し、バスやタクシーの乗降場所を通常の鳩待第一駐車場から鳩待第二駐車場に変更した。

大清水では、大清水〜一ノ瀬間で電動バスを実験運行するとともに、大清水〜一ノ瀬間の旧道の通行を可とした。

また、沼田街道の歴史、大清水〜岩清水間の過去の道路建設中止の経緯等を、大清水休憩所での写真展示や入山口で配布したパンフレット等で情報発信した。

七日間の乗車人数は、七百二十人(乗車率四十二%)となり、大清水で行ったアンケート結果では、電動バスについて「満足」が九割を超えるなど、利用者の評価は良好であった。鳩待峠の利用集中の是正や、回遊型滞在型の尾瀬の利用を促進するため、継続して利用分散化のための事業を実施した。また、県が設置する「尾瀬山の鼻ビジターセンター」、山の鼻公衆トイレ、「竜宮公衆トイレ」の管理運営を平成十四年度以降も尾瀬保護財団に委託し、施設の維持管理や県

管理歩道の巡視等を実施し、自然環境保全や入山者へのマナー啓発、安全管理を行っている。

至仏山対策としては、入山者の踏み荒らし等に起因して、土砂流出や植生の荒廃などいわゆる裸地化が深刻化し、専門家による土砂流出防止や植生回復等の検討を行い、これを踏まえて、植生回復事業を実施している。

平成十四年度には県、尾瀬保護財団及び関係者で「至仏山保全緊急対策会議」を設置し、至仏山の抜本的かつ総合的な保全対策を検討した結果、十五年三月に「至仏山保全対策基本方針」を策定した。

その方針に基づき、群馬県が実施主体となり、平成十五年度から十六年度に、至仏山の現状の調査(至仏山環境共生推進計画調査)を実施した。

この調査結果を踏まえ、「至仏山保全緊急対策会議」により「至仏山保全基本計画」を平成十九年三月に策定した。この計画を推進していくために「至仏山保全緊急対策会議」を発展的に解消し、新たに「至仏山保全対策会議」を設置した。

「至仏山保全対策会議」は、残雪期における至仏山登山道を閉鎖するとともに、平成二十年度からは植生保護及び登山者の安全の観点から東面登山道を上り専用とした。

環境教育推進の取組としては、平成二十二年に総合的な学習の時間が導入されたことをきっかけに「移動尾瀬自然教室」を開始した。

尾瀬を通じて環境学習を推進するため、県内の小中学校に講師を派遣して尾瀬の自然や保護活動を学ぶ事業であり、平成十四年度は、九校、五百三十一人、十五年度は、七校、三百九十八人、十八年度は、二十一校、千三百人となり、以降千人前後が受講している。

平成二十年度には、群馬の子どもたちが一度は尾瀬を訪れ、質の高い自然体験をしてほしいとの願いのもと「尾瀬学校」を開始した。

「尾瀬学校」は、群馬の子どもたちの自然を守る意識及びふるさと群馬を愛する心を育むことや環境教育を通じて尾瀬の保護と適正利用を推進することを目的としており、ガイドを伴った少人数による質の高い自然体験を実施している。平成二十年度は、百八校、八千四百五十五人が参加、二十一年度は、百三十五校、一万百十三人が参加、二十二年度は、百四十三校、一万八百二十人が参加し、二十三年度には、百四十二校、一万六百八十人が参加しており、順調に参加人数は増加している。

また、平成六年度から開始した、群馬、福島、新潟の小中学生を対象とした環境学習である「尾瀬子どもサミット」

は、十七年の台風接近による中止、二十三年の東日本大震災の影響による中止以外は継続されている。

平成十五年度、十八年度、二十一年度は群馬県が幹事県となり尾瀬ヶ原を会場として、それ以外の年は尾瀬沼を会場として実施され、三県児童生徒の交流の場として、成果を上げている。

ニホンシカ対策については、シカによるミズバショウやニッコウキスゲ、ミツガシワなどの採食や掘り返し、踏み圧や踏み崩しによる湿原植生全体への影響が懸念されていることから、平成二十一年度に環境省が「尾瀬国立公園シカ管理方針」を策定し、特別保護地区内及びその周辺部でわな及び銃による捕獲を開始した。

今後もしカによる湿原への影響は深刻になると懸念されるため、引き続き、関係機関が一体となった対策を講じる必要がある。

二 尾瀬保護財団等との連携

平成七年八月に設立された尾瀬保護財団は、尾瀬の入山者に対し自然への理解を深めるための解説活動及び適正な利用に関する普及啓発を実施するとともに、各種の環境保全対策及び公園利用施設の管理運営等を実施し、尾瀬の優れた自然環境の保全に寄与している。

取組としては、平成十四年度に福島、群馬、新潟の三県知事を含む尾瀬関係者が一堂に会する「尾瀬サミット」で、二十一世紀の尾瀬への宣言」が採択された。

この宣言は尾瀬内での関係者によるゴミ不法投棄等の不祥事を受けて、改めて自然保護の原点に立ち返り、尾瀬を守ることの重要性を認識するものであった。

平成十六年度には、ツキノワグマによる人身事故が発生したため、その対策強化として、安全確保のための入山者向け啓発リーフレットの配布、クマの目撃情報の収集や情報提供とともに、関係者による対策会議の開催や対応マニュアルの作成を行った。

平成十七年度には、財団が設立十周年を迎え、同年十二月に都内にて設立十周年記念シンポジウムが開催された。

平成十八年度には、「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」が「尾瀬ビジョン」を取りまとめ、提言を環境省に報告した。

「尾瀬ビジョン」は、「みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ」を基本理念とし、様々な対策が提言された。

以降、この「尾瀬ビジョン」に基づき関係機関により施策が展開されている。

平成十九年八月に尾瀬国立公園が誕生し、尾瀬サミットにて「尾瀬国立公園宣言」が採択され、「尾瀬国立公園記念

イベント」が開催されるとともに、同年十二月には「尾瀬国立公園記念式典」が都内で開催された。

平成二十年五月には、尾瀬のガイドの質の向上と利用促進を図るため、「尾瀬認定ガイド協議会（現在の尾瀬ガイド協会）」を発足させた。

平成二十年七月には、尾瀬国立公園記念国際シンポジウム「みんなで支える新たな国立公園―尾瀬国立公園」がめざすもの」が新潟県魚沼市で開催された。

平成二十二年度には、「尾瀬を知る」ワールド講座を開催するとともに、至仏山の植生回復事業を県の委託事業として実施した。また、前年までの五年間に環境省委託事業として実施してきたツキノワグマによる危険回避対策及び生息状況調査が、財団自主事業として開始された。

平成二十三年度は、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う原発事故等の影響により尾瀬サミットが中止となり、理事会、評議員会等も中止、延期となった。

また、同年七月には、新潟・福島豪雨により、木道の流失や登山道の崩落が発生するなど甚大な被害があり、関係者が木道の修復等対応に追われるなど、尾瀬にとっても苦難の一年となった。

第六章 林政課

第一節 組織等の変遷

第二項 林政課

一 林政課

平成十四年四月現在の組織は、林務部主管課として、総務グループ、林業団体グループ、課内室として森林づくり計画室（政策企画グループ、政策推進グループ）の、一課内室、四グループ体制であった。

平成十五年四月、政策推進グループを森林計画グループに改称した。

平成十六年四月、環境生活部の環境部門と林務部を統合し環境・森林局に改組したことに伴い、主管課事務を環境政策課に移管し総務グループを廃止するとともに、森林づくり計画室を廃止し政策企画グループを林政企画グループに改称した。また、林業団体グループを林業振興課に移

管し、林業振興課から林道グループ、森林保全課から森林整備グループの移管を受けた。

平成十七年四月、林政企画グループを林政推進グループに、林道グループを森林管理道グループに改称した。

平成二十年四月、グループ制を廃止し係制を導入し現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

林政課長 森づくり主監 調整主監 次長（二名）	林政推進係 （三名）	森林審議会、ぐんま山の日、ぐんま山と森の月間、県林業公社及び県森林・緑整備基金の指導監督
森林計画係 （五名）	森林計画、森林資源情報システム管理、森林・	

職名	在職期間	氏名
林務部参事兼 林政課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	岩渕 哲
林政課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	大木 伸一
林政課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	市村 良平
環境・森林局参事兼 林政課長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	市村 良平
林政課長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	栗原 三郎

森林整備係 (五名)	造林間伐等森林整備、 森林病害虫対策、山林 種苗、林野火災、森林 国営保険、企業参加の 森林づくり、森林整備 地域活動支援	林業基本計画
森林管理道 係(五名)	林道の調査・計画・建 設、林業作業道の整備	

環境・森林部参事兼 林政課長	自平成一〇・四・一 至平成一一・三・三一	佐藤 定司
林政課長	自平成一一・四・一 至平成一二・三・三一	山口 栄一
環境・森林部参事兼 林政課長	自平成一二・四・一 至平成一三・三・三一	鈴木 邦彦
森林づくり計画 室長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	山口 忠義
森づくり主監	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	阿久沢 和夫
調整主監	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	半藤 和之
調整主監	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	金澤 好一
調整主監	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	根岸 和明
調整主監	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	山崎 信明

第二項 専門機関

一 林業試験場

平成十四年四月現在の組織は、三部(事務部、研究部、

普及部)、四課(総務課、森林課、木材課、きのこ課)及び附置機関として林木育種場と森林学習センターで構成されていた。

以後の組織改正は、平成十五年四月にグループ制を導入し、3グループ(総務グループ、森林科学グループ、木材きのこグループ)とし、森林学習センターを緑づくり推進センターに移管した。

平成十九年四月に総務グループを企画・自然環境グループに改称し、二十年四月にグループ制を廃止し係制を導入するとともに、木材きのこグループを木材係、きのこ係に改組し現在に至っている。

また、平成十四年四月から十八年三月まで副場長を、十二年四月から二十四年三月まで上席研究員を設置した。

歴代の場長等はそのとおりである。

職名	在職期間	氏名
林業試験場長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三一	土橋 一敏
環境・森林局参事兼 林業試験場長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	関 秀夫
林業試験場長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	栗原 三郎

環境・森林局参事兼 林業試験場長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	目崎 憲男
林業試験場長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	清水 豊
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	新井 隆夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	小泉 正人
林業試験場 副場長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三一	佐藤 定司
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	清水 尚義
林業試験場 上席研究員	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	小黒 正次

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 森林、林業に関する計画

一 森林政策ビジョン第一次推進計画

平成十四年三月に策定した「森林政策ビジョン」の実現を

図るため、十五年三月、「森林政策ビジョン第一次推進計画」(十五〜十九年度)を策定した。

これは、「理想の森林の実現に向けて」及び「理想の森林を支えるしくみの実現に向けて」の二つを基本的方針として掲げ、取り組むべき施策を定めたものである。

二 森林政策ビジョン第二次推進計画

平成二十年三月、「森林政策ビジョン第二次推進計画」(二十〜二十四年度)を策定した。

これは、第一次推進計画の評価・検証を行い、必要な修正を加え「理想の森林」を実現しようとするものである。

三 森林・林業基本計画

平成二十三年十一月、三十二年度を目標年度とする「県森林・林業基本計画」(二十三〜三十二年度)を策定した。

これは、「森林・林業の再生」及び「森林環境の保全」を基本方針として掲げ、本県の充実した森林資源と地理的優位性を活かして林業の再生を図り、「森林県ぐんま」から「林業県ぐんま」への飛躍を目指すものであり、「県森林・林業基本計画策定委員会」を設置して、策定したものである。

四 「ぐんまの山(森林)を守る」間伐・作業道推進プラン

平成十二年度を始期とする第五次間伐推進計画(五カ年計画)の後継計画として、『ぐんまの山(森林)を守る』間伐・作業道推進プラン』を十五年三月に策定した。

これは、公益的機能が十分に発揮され、循環型社会の基礎となる「理想の森林づくり」を進めるため、作業道等開設や間伐材の需要拡大など関連施策を有機的に展開するとともに普及事業との連携強化を図り、平成十六年度から二十五年までの十年間に、間伐面積四万^{ヘクタール}、作業道開設延長千^{キロメートル}の整備を目標とするものであった。

平成十九年度からは、地球温暖化対策として、計画を見直し、間伐目標を年間七千^{ヘクタール}とした。

このプランに基づき関連施策を総合的に推進し、平成十六年度から二十三年度までの八年間に、間伐三万五千二百七十^{ヘクタール}、作業道千八百十九路線、千二百七十三^{キロメートル}を整備した。

第二項 群馬県森林審議会

森林法第六十八条に基づき設置される県の付属機関で、委員定数は十五名以内、任期は二年で、知事が任命する。地域森林計画の樹立・変更、保安林の解除、林地開発許可等法令で定められた事項について審議する。

民間人や女性を積極的に任命しており、平成二十四年三月末の女性委員は、委員十四名中五名である。

第三項 林業会議

森林・林業に対する要請の多様化、高度化に対応するため、幅広い視野から審議し、提言を得ることを目的に、昭和五十四年度に設置された。

委員構成は、学識経験者、市町村長代表、林業関係団体代表、林業経営者代表、国有林関係者等である。

毎年開催し、検討結果は、関係課の事業及び予算に反映させるよう知事に提言された。

「県民参加、県民との協働」の視点からの施策検討がより必要との観点から、平成十五年度の開催を最後に廃止され、十七、十八年度に「人と森林の未来を考える県民会議」を開催し、森林を大切に守り、未来に引き継ぐ方法について、様々な角度から検討がなされた。

第四項 森林の公益的機能拡充推進

一 ぐんま山と森の月間、ぐんま山の日

平成二十年三月に「ぐんま山と森の月間」推進協議会を

設置し、県民が山や森林に親しみ、学び、その恩恵に感謝し、そこを守る取組を推進することを目的に、十月を「ぐんま山と森の月間」と定めた。

また、平成二十二年二月、第三十四回全国育樹祭の開催を記念するとともに、「ぐんま山と森の月間」の開幕を告げる日として、十月第一日曜日を「ぐんま山の日」と定めた。

二 森と木のまつり開催

森林・林業の大切さやすばらしさを広く県民にアピールし、山村と都市が相互に理解を深めることを通じ、森林・林業の健全な発展と県民参加の森づくりを推進するため、平成二年度から県内一カ所で開催してきたが、十五年度から地域に密着した催しとするため、県内各地で開催している。

三 上下流が連携した森林づくり

平成十年度に設置された「利根川水系上下流交流事業実行委員会」の一員として、引き続き「上下流交流事業」を実施するとともに、県境を越えた上下流の自治体、企業、森林ボランティア、市民などが協働して行う新たな森づくりの手法について検討した。

また、昭和六十年度に設置された河川上流域の県で組織する「森林の公益的機能拡充推進協議会」に引き続き参加

し、森林の公益的機能拡充のための提案を国に行った。

第五項 森林吸収源対策

一 京都議定書第一約束期間

平成九年十二月に開催された「第三回気候変動枠組条約締約国会議」で採択された「京都議定書」において、二十年から二十四年までの「第一約束期間」において、温室効果ガスの年平均排出量を、基準年である二年に比較して二酸化炭素換算で六%削減することを国際的に約束した。うち最大三・八%を森林の二酸化炭素吸収で賄うこととされた。

国は、森林吸収源対策の予算を措置し、全国において、平成十九年度以降、五十五万^ハの間伐を含む年平均七十八万^ハの森林整備が実施され、目標である三・八%を達成する見込みとなった。

二 本県の取組

第一約束期間での着実な森林整備・保全等の推進に備えるため、平成十五年十二月に、十五年度から十九年度までを計画期間とする「県森林吸収源対策推進プラン」を、十九年五月に、十九年度から二十四年度を計画期間とする「県

森林吸収量確保推進計画」を策定し、「森林吸収量に関する基本的考え方」、「森林吸収量を確保するために講じる措置・体制」を示した。

この間、平成十八年二月に、庁内に県森林吸収源対策推進会議を設置し、森林吸収源対策を着実に推進していく体制を整備した。

一方、国から第一約束期間での温室効果ガス削減目標の都道府県割り当ては無かったが、本県では、平成十七年度に策定した「第二次県地球温暖化対策推進計画」において、二十四年度までに森林吸収源の対象面積として十四万^ハの民有林を整備・保全された森林とすることとし、うち、未整備であった人工林二万八千^ハの森林整備を行うこととした。その結果、整備・保全された森林十四万^ハという目標をほぼ達成できる見込みとなった。

第六項 森林計画の樹立及び実行

利根上流、利根下流、吾妻、西毛の四地域ごとに、それぞれ、第十一期、第十二期の地域森林計画を樹立した。

一 平成十五年の森林法改正

林業採算性の悪化等により、適正な森林管理が難しい状況

が見られたため、「全国森林計画」の計画事項に、「森林整備」だけでなく、「森林の保全」の視点も加えることとした。これに伴い、公共事業長期計画である「森林整備事業計画」を拡充して、治山事業に関する項目を加えた「森林整備保全事業計画」を創設し、森林整備事業と治山事業を総合的かつ効果的に推進することとした。

二 平成二十三年の森林法改正

森林所有者が作成する「森林施業計画」に変えて、新たに「森林経営計画制度」を創設し、森林所有者のほか、その委託を受けた森林組合等が作成できることとなり、路網の整備等を含めた実効性のある計画を策定し、集約化施業の推進を図ることとなった。

三 森林資源の現況調査

(一) 森林資源情報管理

森林計画図の精度を向上させるため、平成十四年度に、デジタルオルソフォト(正射写真投影図)をGISに導入し、十四年度及び十五年度に、森林基本図のGISデータ化を実施した。また、十七年度に、森林計画編成における森林計画図の修正作業にGISを導入した。

(二) 森林資源モニタリング調査

森林の管理・経営に活用するため、全民有林を対象に系統的に抽出した固定標準値について、植物の種類や樹木の蓄積量など森林生態系の経年変化を全国統一の手法で、平成十一年度から二十一年度まで実施した。二十二年度からは、「森林生態系多様性基礎調査」として国が一括して実施した。

第七項 森林整備地域活動支援基金の設置

一 第一期(平成十四～十八年度)

森林施業の放棄を防止して森林が持つ様々な機能を持続的に発揮させるため、森林の施業に不可欠な現況調査や歩道整備活動など、地域における取組を支援する制度として創設した。支援の対象となる森林は森林施業計画の対象森林とした。

二 第二期(平成十九～二十三年度)

第一期の支援内容を見直し、森林施業計画の対象森林以外の森林情報の収集活動と、森林施業計画の対象森林における施業実施区域の明確化作業を支援の対象とした。また、二十三年度からは、「森林経営計画」(二十四年度施行)の策定に必要な地域活動に限定した支援へと変更した。

第八項 森林資源の造成

「林業基本法」は平成十三年に大幅に改正され「森林・林業基本法」となり、「森林の有する多面的機能の發揮」と「林業の持続的かつ健全な發展」を基本理念とし、新規に策定した「森林・林業基本計画」において、重視すべき機能に応じ、森林を区分し、区分毎に森林施業が方向付けられた。

平成十八年に「森林・林業基本計画」が改正され、森林吸収目標の達成に向けた取組を推進する基本方向が示された。

平成二十一年に、森林・林業を早急に再生する指針として、「森林・林業再生プラン」が策定され、施業の集約化や路網の整備、人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することとし、「十年後の木材自給率五十%以上」を目指すこととなった。

平成十四年度から二十三年度までの本県民有林の造林実績は、育成単層林が二千七十四ヘクタール（うち拡大造林九百九十六ヘクタール）、樹下植栽による育成複層林が八十三ヘクタールであった。

一 補助造林

(一) 公共補助造林

平成十四年度に、「森林環境保全整備事業」が創設され、「水土保全整備事業」、「共生林整備事業」、「自然循環整備事業」、「機能回復事業」に再編された。

平成十八年度に、「里山エリア再生交付金」、十九年度に「育成林整備事業」、二十二年度に「農山漁村地域整備交付金」が導入され、「共生林整備事業」、「育成林整備事業」及び「機能回復事業」の一部について再編され、二十三年度に、「森林環境保全整備事業」が「森林環境保全直接支援事業」、「環境整備事業」に再編された。

また、平成十七年度に「特定高齢級間伐」、二十一年度に「間伐等促進法」に規定する「特定間伐等促進計画」に基づく特定間伐等を推進した。

(二) 県単補助造林

昭和四十九年度から、公共補助造林の対象外や本県特有の森林施業に対して県単補助造林が導入され森林所有者の負担軽減や零細森林所有者への支援を行ってきた。

平成十六年度に、「造林推進対策事業」と「広葉樹林整備推進事業」を統合し「単独森林整備」とした。また、「森林被害防止対策」を単独森林整備に追加した。

平成二十一年度、「間伐推進対策」を「単独森林整備」に追加した。

二 緑資源機構造林

平成十四年度から二十三年度までの造林実績は、三百九十五万杉であり、昭和三十六年度に開始されてから平成二十三年度末までに七千八百三十三万杉の水源地が造成され、県内保
安林の森林整備と水資源の涵養に寄与した。

なお、平成十五年十月に独立行政法人化に伴い、「緑資源公団」から「緑資源機構」に名称が変更された。

三 県林業公社造林

「群馬県林業公社」は、「分収林特別措置法」に基づく森林整備法人として、分収造林を実施してきたが、木材価格の低迷等により経営が悪化したことから、平成十五年度で新規の分収造林事業を中止し、それに代わる事業として、森林管理事業を開始した。

(一) 分収林事業

平成十四年度から十五年度までに三十六万杉の造林を実施した。その結果、十五年度末で五千二百三十六万杉の公社
有林が造成された。

(二) 森林管理事業

森林所有者等による整備が難しい森林を対象に、市町村長の斡旋に基づき、その森林の経営及び施業を受託し、平成十五年度から二十三年度までに二百二十一万杉の造林を

実施した。

第九項 間伐の推進

戦後の県土復興や、その後の拡大造林施策により、本県
民有林の人工林面積は、平成十三年度末で十一万杉となり、このうち、間伐をはじめ造林保育が必要な人工林(三十五年生以下)は四割(四万杉)を占めた。

間伐は、優れた木材を生産するだけでなく、森林の持つ
公益的機能を高める上で、重要な作業であるが、木材価格の低迷や山村の過疎・高齢化が進行する中、適期に間伐等を十分に行うことができない森林が増加し、その対策が課題となっていた。

平成二十年に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が施行され、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づく約束の履行に資するため、二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するための特別の措置が講じられることとなった。

このような状況を背景として、間伐補助事業は時代の要請に応じた統廃合・新設が相次ぐこととなった。

一 国庫補助間伐

平成十四年度から国の間伐支援対策は公共造林事業に統合されるとともに、「間伐等森林整備促進対策事業（林業生産流通総合対策）」が始まり、森林整備促進のための高性能林業機械購入への支援を実施した。この事業は十七年度から森林づくり交付金、二十年度から森林・林業・木材産業づくり交付金へ移行し、二十一年度まで実施された。

平成十九年度から二十年度は「未整備森林緊急公的整備導入モデル事業（森林づくり交付金、森林・林業・木材産業づくり交付金）」、二十一年度は「条件不利森林公的整備緊急特別対策事業（森林・林業・木材産業づくり交付金）」、「森林整備加速化・林業再生事業（基金）」により間伐事業を実施した。

また、平成二十年度に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に規定する「特定間伐等促進計画」に基づく取組を支援するため、国から市町村へ直接交付される「美しい森林づくり基盤整備交付金」が創設され、県内二十二市町村で、この交付金による間伐事業が実施された。

二 県単補助間伐

国庫補助間伐を補完する施策として、昭和五十六年度から「間伐推進対策事業」として開始した県単補助間伐事業は、平成十三年度に既存事業を「間伐総合対策」として

統合し、間伐作業については、「緊急間伐促進対策事業」を新たに創設した。

また、平成十八年度には、地球温暖化対策における二酸化炭素の吸収源として、特に健全性の低下している森林の間伐推進を目的として、「森林活性化対策事業」を新規事業としてスタートし、未整備森林の解消を促進した。

三 間伐推進計画

間伐の推進にあたり、平成十二年度を始期とする「第五次間伐推進計画」を策定した。本計画は、国の緊急間伐五カ年対策と連動し、五カ年間で一万五千鈔を目標として定めた。計画終期の十六年度までの間伐実績は、一万八千二百三十五鈔であった。

平成十六年度からは、『ぐんまの山（森林）」を守る間伐、作業道推進プラン』に基づき、年間四千鈔（十九年度からは年間七千鈔）を目標として間伐の更なる促進を図った。二十三年度までの八カ年の間伐実績は、三万五千二百七十鈔であった。

第十項 森林整備加速化・林業再生基金

の設置

国の経済危機対策(平成二十一年度補正)として基金事業が創設されたことから、間伐等の森林整備の加速化及び間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため「群馬県森林整備加速化・林業再生基金」を二十一年七月に設置した。

この基金を活用し、間伐や路網の整備、木材加工・バイオマス利用施設の整備、間伐材や木質バイオマスの流通円滑化、公共施設における地域材利用等の事業を実施した。

第十一項 森林病虫獣害等防除

一 松くい虫等被害

(一) 松くい虫被害状況

本県では、昭和五十三年に初めて被害が確認され、六十二年度に被害量がピーク(一万九千立方メートル)となった。被害木の全量駆除等により徐々に減少したが、薬剤散布の施行エリアの縮小や中止により、平成十一年度以降再び増加傾向となった。その後、防除対策の重点的实施により十八年度(一万五千立方メートル)から減少に転じ、二十三年度の被害量は一万立方メートルを割った。

(二) 松くい虫被害対策

「森林病虫害等防除法」に基づく防除実施基準の指針や

地区実施計画等により、被害対策を総合的に推進してきた。

平成十八年度に、守るべき松林の区域を見直し、防除対策を行う区域を絞り込み、重点的に対策を実施した。

なお、予防対策として実施してきた薬剤の空中散布は平成十四年度、地上散布は十九年度を最後に中止した。

(三) ナラ枯れ被害状況と対策

カシノナガキイムシが媒介するナラ菌により、ナラ類が集団的に枯損するナラ枯れ(ブナ科樹木萎凋病)による被害は、平成二十二年に本県で初めて確認された。

同年十二月に、国、市町村、森林組合、森林所有者等と連携し、効率的な防除対策を講じるとともに、被害拡散を防止するため「県ナラ枯れ被害対策の基本方針」を制定した。

二 獣害被害

(一) 被害状況

獣類による森林・林業被害は、平成十四年度は百四十二頭であったが、十九年度には二百四十九頭と増加した。その後、獣害防止対策を推進したことにより減少傾向にある。

獣種別に見ると、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマによる被害が九割を占めている。特にツキノワグマによる成林木の

剥皮被害は、平成十四年度では三割であったが、十九年度には百割を超え急激に拡大した。

(二) 被害対策

造林補助事業による新規造林地の防除対策の支援に加え、平成十六年度に県単独事業で「森林獣害対策事業」を新設し、森林所有者等に対し支援を行った。また、二十一年度から「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、クマの剥皮被害対策を重点的に推進した。

第十二項 森林災害

一 林野火災

(単位 鈔、千円)

年次	面積	被害額
平成十四	九	九、一六五
十八	三	二、五三二
二十三	七	九、五四〇

平成九年三月の安中市・榛名町の林野火災以降、二十三年までの間は、林野火災による森林被害は比較的低位で推移した。

二 気象災害

(単位 鈔、千円)

年次	面積	被害額
平成十四	六	二、八六一
十八	一	二、三三九
二十三	九	一三、六二四

平成十四年から二十三年までの間は、気象災害による森林被害は比較的低位で推移した。

第十三項 森林国営保険

平成七年四月から、「森林国営保険事業」と全国森林組合連合会が行う「森林災害共済事業」を一体的に運営する「森林共済セット保険」を開始したが、十三年三月をもって新規引受が停止され、以後は森林保険の新規引受は国営保険のみとなった。また、セット保険の森林災害共済を解約し、新規に森林国営保険に加入する手続きを、十四年七月から十五年三月まで実施した。

平成十四年度以降の保険契約と損害てん補の実績は、次のとおりである。

契約実績

(単位 鈔、百万円)

年度	件数	契約面積	保険金額
平成十四	二、三一一	一、六八八	一七、三〇六
十八	六七二	五、五七八	一一、一九四
二十三	六七六	五、五一五	一〇、八九七

損害てん補

(単位 鈔、千円)

年度	件数	実損面積	損害てん補額
平成十四	七七	一〇	五、一五〇
十八	二四	一六	二、一六七
二十三	二三	一一	一三、三二四

第十四項 山林種苗の生産需給

一 生産指導

(一) 種子の生産

林業用種苗生産長期計画に基づき、林業種苗法の適用五樹種(スギ・ヒノキ・アカマツ・クロマツ・カラマツ)について、県が指定する「育種母樹林」などで、きゆう果を採取し、県林木育種場の精選を経て、生産者団体に供給した。

広葉樹のコナラ種子は、シイタケ原木の安定供給を目的に、「こなら苗木生産安定対策事業」により、母樹林整備と種子の採取を行い、生産者団体に供給した。

スギ花粉症対策として、全国に先駆けて平成十五年度に少花粉スギのミニチュア採種園を造成し、十七年度から種子採取を行い生産団体に供給し、二十年度秋から山行苗木の流通が開始された。

(二) 苗木生産の状況

苗木生産者は、平成十四年度二十七名、苗畑面積は、九・四八〇鈔であったが、二十三年度末には十一名、苗畑面積は三・八〇鈔となった。また、山行苗木は、十三年度に八十八万本の生産量であったが、二十三年度には三十八万八千本に減少した。また、二十一年度よりスギ等のコンテナ苗の試験育種に取り組み、二十三年度春から出荷が開始された。

(三) 苗木生産への助成

県山林種苗緑化協同組合に、昭和五十三年度に創設した「林業用苗木等生産資金」を引き続き貸し付けたほか、県単事業は平成五年度からの「広葉樹苗木生産促進事業」を継続した。

二 需給調整

昭和四十九年度に設置した「県林業種苗需給調整協議

会」を毎年開催し、円滑な需給調整を行った。

なお、経済変動や気象災害等により発生した余剰苗は、県山林種苗緑化協同組合が昭和五十三年度に設置した苗木安定基金により、引き続き組合員に対し残苗補償を行った。

第十五項 企業参加の森林づくり

社会貢献として森林整備活動をしようとする企業や団体と、自らの手では整備できない森林所有者等の間を県が仲介し、森林整備協定を締結する「企業参加の森林づくり事業」を平成十七年度に創設した。協定に基づく森林づくり活動については、県から二酸化炭素吸収量の認証を受けられることとなった。

平成二十三年度末現在で、三十二団体が三十八協定を締結して活動している。

第十六項 林業の基盤整備

一 林道の開設事業

平成十三年に「森林・林業基本法」が制定され、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「森林資源の循環利用林」の三

つに区分し、森林整備を推進すべく、「森林環境保全整備事業」により林道を整備した。十四から二十三年度までに水土保全林整備十三路線、共生林整備一路線、資源循環林整備一路線の林道を開設し二十二^キロ^メトリが完成した。

広域的森林地域の整備と山村・都市をつなぐ骨格的林道の整備、山村の居住環境の改善を図るため、「森林居住環境整備事業」により、平成十四年度から二十三年度までに七地区で二十二路線四十九^キロ^メトリの林道の開設と、神流川地区に県産材センターの用地造成一箇所を整備した。

国庫補助の対象とならない小規模な林道を整備するため、「県単林道開設事業」及び「ふるさと林道補助事業」により平成十四年度から二十三年度までに三十三路線十四^キロ^メトリを開設した。

山村地域の定住環境の改善に資するため、集落等を結ぶ高規格な林道の整備のため「ふるさと林道緊急整備事業」により平成十四年度から十五年度までに五路線七^キロ^メトリを開設した。この中で、県総合計画「二十一世紀のプラン」の取組である「幹線乗り入れ三十分構想」の一環として、上野村と南牧村を連絡する湯の沢線の整備を進め、十六年三月、湯の沢トンネルの完成に伴い、既設林道湯の沢支線を介し幹線乗り入れ三十分が実現した。十六年度、基幹道路事業を実施する組織を集約したことにより、湯の沢線を含む「ふるさ

と林道緊急整備事業」は、県土整備局の所管となった。

平成十七年度、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出などを支援する「地域再生法」が施行され、沼田市、川場村、桐生市、みどり市が策定した「地域再生計画」に基づき「道整備交付金」により、十七年度から二十三年度までに六路線十四キロメートルの林道を開設した。

農山村地域の総合的な整備を推進するため、平成二十二年には「農山漁村地域整備計画」に基づき整備する「農山漁村地域整備交付金」により、二十三年度には「農山漁村地域自主戦略整備計画」に基づき整備する「地域自主戦略交付金」により、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備を実施し、合計九路線五キロメートルの林道を開設した。

平成二十三年度、国の「森林・林業基本計画」が変更され、路網整備の推進についての見直しが行われた。幹線となる林道を補完し、林業作業道と組み合わせ森林施業の用に供する路網の整備を推進するため、渋川市石原地区に県内で最初の「林業専用道」一路線に着手した。

二 林道の改良、舗装事業

既設林道の輸送力の向上や安全確保を図るため、平成十三年度から二十三年度までに百五十七路線七十キロメートルの局

部的な構造を改良した。

平成十三年度は林道延長千五百五十八キロメートルのうち舗装済み延長八百九十一キロメートルで舗装率五十七%であったが、農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善を図るため舗装を整備した結果、二十三年度では千六百三十八キロメートルのうち千一百一キロメートルとなり六十二%の舗装率となった。

三 林道の災害復旧事業

東毛地域と西毛地域では、平成十四年度に台風六、十三号により八路線十三箇所、十五年度は八月の集中豪雨、台風十号により二路線三箇所、十七年度は七月の集中豪雨、台風七号により五路線五箇所の林道災害が発生した。十八年度は、西毛地域と奥利根地域に七月の集中豪雨により三路線三箇所の災害が発生した。十九年度は、西毛地域が台風九号による豪雨に見舞われ、二十一路線五十八箇所の災害が発生した。二十一年度は、渋川市で八月の集中豪雨により一路線二箇所の災害が発生した。二十二年度は、沼田市で七月の集中豪雨により一路線四箇所の災害が発生した。二十三年度は、西毛地域と吾妻地域に台風十二号による豪雨で五路線十三箇所の災害が発生し、それぞれ復旧事業を実施した。

四 林業作業道の整備

外材と対抗できる県産材を生産するため、林道と併せ高性能林業機械の使用に適合する作業道から葉脈路に至る路網を整備した。

平成十四年度から二十三年度までに、千二百七十七^キ以上の整備をし、その結果、二十三年度末で総延長は三千二百五十一^キ以上、民有林内の林業作業道密度はヘクタール当たり十四・二^キ以上に達し、林業経営の基盤整備に寄与した。

第十七項 県森林・緑整備基金

森林の整備及び林業労働力の安定確保や緑化推進を行うことにより、森林及び林業の活性化を図り、県民福祉の向上に寄与するため、平成二年七月に創設された。

平成十年三月、基金内に「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく「林業労働力確保支援センター」を設置し、雇い管理の改善や事業の合理化、林業への就職等の支援事業を総合的に実施し、林業労働力の確保を図っている。

平成二十年四月、県林業公社と事務局の統合を行い、二十三年八月一日、林業公社の経営改革に伴う治山・林道の調査設計部門の事業譲渡を受け、受託事業を開始した。

第十八項 県林業公社の経営改革

一 第二次経営改善計画の策定(平成十四～十六年度)
昭和四十一年に設立された造林公社は、五十五年に林業公社に改組して分収林事業を推進したが、木材価格の低迷から、経営が悪化していた。

このため、分収造林契約の延長による長伐期施業への転換や新規の分収造林契約の中止、受託方式による森林整備の実施等により経営改善を目指した。

二 第三次経営改善計画の策定(平成十七～二十一年度)

依然として経営状況は改善されず、組織の見直し、契約解除等による分収林事業のスリム化、分収比率の見直し等により、さらなる経営の改善を目指した。

三 林業公社対策特別委員会

平成二十二年度、県議会において林業公社対策特別委員会が設置され、林業公社の今後の在り方について審議が行われた。「林業公社が果たしてきた役割は大きなものがあるが、木材価格の下落により分収林事業は事実上破綻しているので解散し分収林事業は廃止を前提に契約の解除に努

めること。」との決議がなされた。

四 抜本改革に着手

(民事再生手続による林業公社の解散)

平成二十三年度、民事再生手続による債務整理を行う

こととし抜本改革に着手した。その際、第三セクター等改革推進債を活用し債務整理を行うとともに、分収造林契約の解除を進めた。

第七章 林業振興課

第一節 組織等の変遷

第二項 林業振興課

一 林業振興課

平成十四年四月、グループ制の導入に伴い、基盤強化グループ、県産材振興グループ、林道グループときのご特産室の一課内室とした。

平成十五年四月、きのご特産室にきのご普及グループを

新設した。

平成十六年四月、林政課から林業団体グループが移管されるとともに、同課へ林道グループを移管し、更に、きのご普及グループをきのごグループと林業普及グループに分割した。

平成十七年四月、きのごグループと林業普及グループを統合して、きのご・林業普及グループとした。

平成十九年四月、きのご振興業務を農業局に移管し、きのご特産室を廃止し、林業普及グループを設置した。

平成二十年四月、きのご振興業務を農政部から移管し、

きのこ普及室を新設するとともに、グループ制の廃止に伴い、林業団体係、林業金融係、県産木材振興係、きのこ・林業普及係の一課内室四係体制とした。

平成二十一年四月、林業団体係に林業金融係を統合するとともに、きのこ・林業普及係をきのこ係と林業普及係に分割し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

林業振興課長 次長（二名）	林業団体係 （五名）	森林組合の指導監督、林業労働力対策、林業金融
	県産木材振興係 （五名）	木材生産・加工指導、県産材の利用推進、県産木材住宅の建設支援、森林・林業・木材産業づくり交付金、ぐんまの木で家づくり支援
きのこ普及室長 （二名）	きのこ係	きのこの生産振興、流通・消費拡大対

林業普及係 （二名）	林業技術普及指導、林業後継者対策、木炭振興
	策

職名	在職期間	氏名
林業振興課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	大木 伸一
〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	増淵 守
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	山口 栄一
環境森林部参事兼 林業振興課長	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	清水 豊
林業振興課長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	阿久沢和夫
きのこ（特産室）長	自平成二四・四・一 至平成二七・三・三一	橋爪 忠士
〃	自平成二七・四・一 至平成二八・三・三一	佐藤 定司

”	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	小林 啓一
きの普及室長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	田中 功
”	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	金井田俊男

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 林業金融対策

一 林業・木材産業改善資金

昭和五十一年、林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上を図ることを目的に、国と県の財政資金を原資とした「林業改善資金」が創設された。平成十五年には、「林業改善資金助成法」の一部改正に伴い、貸付対象が木材産業にも拡充され、資金の名称が「林業・木材産業改善資金」に改められた。

貸付残高は、昭和五十五年以降、十億円前後の横ばいで推移してきたが、平成九年度から貸付金が増加し、十四

年度末に三億九千万円まで減少し、二十三年度末には一億七千九百万円となった。

また、資金需要の減少により、貸付原資が滞留している状況を踏まえ、平成二十年度に三億円、二十三年度に一億五千万円を減額した。

二 林業後継者等特別対策資金

「林業後継者等特別対策資金」は、山村における指導的林業者及び近代的な林業を担う者の養成・確保並びに定住促進を図るなど、地域の林業を継承するため、昭和五十三年に県独自で創設した低利の貸付け事業である。

本資金は、国の補助事業を利用した事業者の自己負担分（補助残）に対する融資としても活用されているが、貸付残高は減少傾向にあり、平成十四年度末には九千七百万円であったが、二十三年度末には二千三百万円となった。

三 木材産業等高度化推進資金

「林業等振興資金融通暫定措置法」に基づき昭和五十四年に創設された「国産木材産業振興資金」を前身に、平成五年に同法の改正に伴い「木材産業等高度化推進資金」に組み替えられた。

本資金は金融機関との協調融資であり、県が農林漁業信

用基金から借入を行い、これと同額の県費を加え金融機関に預託し、取扱金融機関が二倍、三倍、四倍の協調融資を行うものである。

資金の種類は、短期の運転資金が中心で、素材生産合理化資金を中心に順調な利用が続いていたが、平成十四年度に五億千万円であった貸付実行額は、二十三年度には二億八千八百万円まで減少した。

平成二十三年度には「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」の一部改正により、資金名や協調倍率、利率等が変更された。

また、同資金のうち、素材生産等促進資金を借り受けた群馬県森林組合連合会に、末端利率が林業振興資金の林業用資材購入資金と同率になるよう利子補給を行った。

四 間伐材生産流通資金

本制度は、県が原資を群馬銀行に預託し、群馬県木材組合連合会発行の間伐材生産流通資金証明書交付を受けた者に対して三倍協調の融資を行う本県独自の制度で、昭和五十二年に創設された。

健全な森林を育成するために行う間伐の重要性が認識され、平成六年度には五億六千万円の融資を行った。しかし、その後の木材価格の低迷等により、二十三年度には九

千九百万円まで減少した。

五 林業近代化資金利子助成

林業近代化資金利子助成は、農林漁業金融公庫資金の借入者の負担を軽減するため、借入利息に対して最大で二・六%の利子補給を行うもので、昭和五十四年度に県が創設した制度である。平成二十年に農林漁業金融公庫が日本政策金融公庫に統合されてからは、日本政策金融公庫の借入利息に対し利子補給を行っている。

なお、補給額は、平成十四年度は千六百万円であったが、林業の低迷や利率の下落等を背景に、二十三年度には五百万円まで減少した。

六 農林漁業信用基金

林業者等の経営改善に必要な資金の借入に対し債務を保証することによって、資金の融通を円滑にすることを目的とした林業信用基金は、昭和六十二年に「農林漁業信用基金法」により農林漁業信用基金へ統合された。平成十五年に「独立行政法人農林漁業信用基金法」により設立した独立行政法人農林漁業信用基金に旧農林漁業信用基金の信用保険業務は承継された。

本基金に対する県内の林業者等の出資累計は、平成十四

年度には四千五百万円であったが、二十三年度には二千七百万円まで減少した。県の出資累計は十一年度から変わらず四千八百万円で、保証倍率も引き続き保証限度の四十五倍である。

一方、保証状況は減少傾向が続き、平成十三年度は八千四百万円であったが、二十三年度には千九百万円まで減少した。

また、平成二十三年度には代位弁済は発生しておらず、求償権残高については十三年度の一億二千万円から二千七百万円まで減少した。

第二項 森林組合の育成強化

一 森林組合の合併推進

県は平成四年六月、「森林組合合併構想」を樹立し、当時三十七あった森林組合を十組合にするという方向で取り組み、その後、十四年十一月に林野庁から「森林組合系統による取組の推進のための事務手続について(ガイドライン)」が示され、県の森林組合指導方針の合併構想を再検討し、十五年三月に県内七つの行政事務所森林部単位に森林組合を配置し、七組合体制とする目標に変更した。また、五年から実施している「広域合併組合推進事業」による合併支

援を引き続き実施した。

その結果、平成十三年までに七つの広域合併組合が設立され、十四年以降には、十四年四月神流川、十七年四月吾妻、十八年四月渋川広域の三つの広域合併組合が設立し、県内の森林組合は十六組合となった。

二 森林組合連合会助成

群馬県森林組合連合会(以下、「連合会」という。)が行う指導事業の経費を助成する「森林組合連合会事業(昭和三十三年度〜)」、系統森林組合が出荷した間伐材の販売に要する経費に対して助成する「間伐材販売支援事業(平成十三年度〜)」、主伐材の出荷奨励として助成する「森林組合系統共販強化対策事業(七年度〜)」、間伐材を扱う市場経費や間伐材の出荷奨励として助成する「間伐材流通促進事業(十三年度〜)」、新製品の開発や販路拡大のPR活動経費を助成する「森林組合経営戦略開発事業(十一〜十五年度)」、低質材の流通拡大を図るため、原木供給者と需要者のニーズをコーディネートする経費に対して助成する「緊急二カ年県産木材広域流通モデル事業(二十〜二十二年度)」を実施した。

また、「県産材利用拡大緊急対策事業(平成二十二

度)の実施により、A材からB・C材まで全ての材を定額で買い取り、原木の選別から製材・チップ加工までのライン化によるコスト削減をめざす渋川県産材センターの建設を支援し、二十三年五月十七日から本格稼働に入った。

三 森林組合助成

地域の森林を将来にわたって適切に維持・管理をし、効率的な森林施業が実行できる森林組合を育成する必要があるため、小規模な森林の団地化と森林所有者に対する施業の提案(提案型集約化施業)に取り組む森林組合に対し助成する「森林施業プラン作成支援事業(平成十八年度)」、
「森林施業集約化促進事業(十九年度)」を実施した。

また、提案型集約化施業の知識及び技術の向上を図るため、提案型集約化施業ワーキンググループを設置し(平成二十一年(二十三年度)、連合会と森林組合に対して支援した。生産森林組合については、地域集落単位の集団であり、地域の市町村と密接な関係があることから、その指導区域を所管する地域機関事務所に平成十七年度から認可等の権限を移譲した。

四 林業振興資金貸付

昭和四十八年度に制定した「林業振興資金貸付要綱」に

基づき、連合会が行う造林用苗木の確保、林業用資材の購入、組合の事業運営に要する資金の貸付に対して、毎年度、資金の貸付を行っている。

資金別の貸付金額は、平成十七年度からは、造林用苗木確保資金五千万円、林業資材購入資金三千二百万円、組合事業資金一億六千六百万円である。

また、京都議定書第一約束期間に基づく森林吸収源対策として重要な間伐を推進するため、「林業振興資金貸付要綱」の事業内容に森林吸収源対策推進資金貸付(平成十九年度)を新たにに加え、公共造林事業で間伐を実施する森林組合に対し、補助金が交付されるまでのつなぎ資金(短期運転資金)として貸付金額一億円を確保し、毎年度資金の貸付けを行った。

第三項 林業労働力対策の推進

一 群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定

県は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」(以下、「労働法」という。)に基づき、経営及び雇用の動向、林業労働力の確保の促進に関する基本方針、雇い管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置等を内容とする「群馬

県林業労働力確保促進基本計画(平成九年二月一日から十三年三月三十一日まで)を策定した。

その後、第二期(平成十三年四月一日から十八年三月三十一日まで)、第三期(十八年四月一日から二十三年三月三十一日まで)を経て、二十三年三月には、国の基本方針の改正に基づき、新たに雇用関係の明確化や雇用の安定、労働条件の改善、教育訓練の充実を加えた第四期計画(二十三年四月一日から二十八年三月三十一日まで)を策定した。

二 林業就業促進対策

新しい時代の森林・林業を支える担い手を確保・育成するため、新規就業者の就業支援や林業従事者の育成・技術向上、林業事業者の雇用管理の改善、林業労働安全衛生の確保に取り組んだ。

(一) 林業事業者の改善措置の認定

山村地域の雇用の受け皿として望ましい林業事業者の育成を目指し、県は平成十年度から「労働法」に基づく改善措置計画の認定(この認定を受けた事業者を以下「認定事業者」という。)を開始し、二十三年度末までに四十二者を認定した。

(二) 群馬県林業労働力確保支援センター

県は、平成十年三月二十六日、「労働法」に基づき「群馬県林業労働力確保支援センター」(以下、「支援センター」という。)を「財団法人群馬県森林・緑整備基金」(当時)に設置し、支援センターが行う林業労働力の確保に必要な経費の一部を助成し、その活動を支援した。

(三) 林業従事者実態調査

県内の林業従事者の就業状況を把握して、今後の林業労働力対策に必要な各種施策に反映することを目的に、昭和五十七年度から林業従事者実態調査を実施している。平成二十三年度末の林業従事者数は七百二十三人、平均年齢は五十・四歳と平均年齢は若返りの傾向にある。

三 ぐんま林業学校

林業従事者の確保・育成のため、林業への就業希望者を対象にした実地研修等を行って就業を促進するとともに、素材生産の高効率・低コスト化を図るため高性能林業機の活用技術研修等を既就業者に対して行う「ぐんま林業学校」を平成二十三年度から実施している。

四 森林整備担い手対策

県は、森林・山村対策(地方財政措置)の一環による地方交付税を財源として、林業従事者対策基金を創設し、平成

五年度から九年度までに十七億千五百万円の基金を造成した。

この林業従事者対策基金を原資として、平成六年度から「森林整備担い手対策事業」を実施し、退職金共済や年金掛金の一部助成、研修受講者の賃金の一部助成のほか、「林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部」が実施する特殊健康診断・蜂アレルギー検査・チエーンソー作業従事者再教育講習に対し助成を行った。二十三年度末の林業従事者対策基金の保有額は、十二億千四百万円となっている。

五 労働安全衛生対策

労働安全衛生の確保・向上と労働安全衛生体制の強化を図るため、「林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部」が実施する林業作業現場における巡回指導及に対し助成した。平成十七年度からはリスクアセスメント普及講習会にも助成した。

また、林業現場における労働安全衛生に関する専門的知識を有する「安全管理指導専門家」を二名養成（平成十六、二十年度）した。

第四項 林業構造改善対策

平成十三年六月に「林業基本法」が改正され、新たに「森林・林業基本法」が制定された。この法律に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進するため、「林業・木材産業構造改革事業」が始まった。その後、交付金化による国の審査簡素化を受けた「強い林業・木材産業づくり交付金」、「森林・林業・木材産業づくり交付金」と事業を改変して実施した。

一 林業・木材産業構造改革事業

平成十四年度に始まった「林業・木材産業構造改革事業」では構造改革プログラムに即し、望ましい林業構造を実現させるための「林業経営構造対策事業」、木材供給体制を推進して森林資源の循環利用に資するための「木材産業構造改革事業」、そして、地域材利用のモデル的な整備を行う「地域材利用促進対策事業」を実施した。

平成十四年度は、林業の生産性向上を図るため、「林業経営構造対策事業」を神流町、上野村、東吾妻町、みどり市で実施した。

平成十五年度は、藤岡市において、「木材産業構造改革事業」で、群馬県産材センター（素材生産流通協同組合原木市場（以下、「原木市場」という。））の整備を開始すると

もに、林業の生産性向上を図るため、「林業経営構造対策事業」を安中市で実施した。

平成十六年度は、藤岡市において、「木材産業構造改革事業」により、群馬県産材センター（原木市場）の整備を引き続き行ったほか、丸棒加工施設を整備するため、同事業と「地域材利用促進対策事業」を東吾妻町とみどり市で実施した。

二 強い林業・木材産業づくり交付金

平成十七年度からは、川上・川下を通じ、競争力のある木材産地形成などを目的とする「強い林業・木材産業づくり交付金事業」を実施した。同交付金では、望ましい林業構造の確立に資する「林業構造確立施設の整備事業」と木材利用及び木材産業体制の整備促進を図る「木材産業構造改革整備事業」を実施した。

平成十七年度は、藤岡市において、「木材産業構造改革整備事業」で群馬県産材センター（県産材加工協同組合第一工場）を整備したほか、下仁田町、甘楽町において、木材処理加工施設を整備した。

また、平成十六年度に引き続き、丸棒加工施設を整備するため「林業構造確立施設の整備事業」をみどり市で実施した。

平成十九年度は、藤岡市において、林業の生産性向上を図るため「林業構造確立施設の整備事業」、群馬県産材センター（県産材加工協同組合第一工場）整備のため「木材産業構造改革整備事業」を実施した。

三 森林・林業・木材産業づくり交付金

平成二十年度からは、川上と川下の連携強化による安定供給及び間伐推進を図るため、「森林・林業・木材産業づくり交付金」により事業を実施した。同交付金では、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を図る「木材加工流通施設整備事業」と林業生産コストの低減を図る「効率化施設整備事業」を実施した。

平成二十年度は、藤岡市において「木材加工流通施設整備事業」で群馬県産材センター（県産材加工協同組合第二工場）を整備したほか、木材乾燥施設の整備を下仁田町で実施した。

また、林業の生産性向上を図るための「効率化施設整備事業」を草津町、沼田市において実施した。

平成二十二年度は、「効率化施設整備事業」を沼田市で実施した。

第五項 木材産業の振興

一 木材の安定供給体制整備

木材の安定供給について、「間伐材流通促進事業」により利用間伐の推進を図るとともに、生産の機械化・合理化を推進するため「県産材供給総合対策事業」、平成十六年度からは「木材産業高度機械化促進事業」、十九年度から「杉の木安定供給総合対策事業」と継続的に支援をした。

また、高品質の県産人工乾燥材を安定供給するため、「上州材からつ風プラン」に基づき、木材乾燥施設の導入支援を行うとともに「木材乾燥技術アドバイザー事業」により、乾燥技術の向上を図った。

加工・流通では、「木材コンビナート構想」に基づき、平成十三年度から用地造成や施設整備に対し支援を行ってきた原木市場（十七年開所）と加工施設（十八年開所）が併設された「群馬県産材センター」が藤岡市浄法寺に整備された。

このような良質材供給の流れを受け、戦後、本県における良質材確保のために制定された「群馬県木材業者、製材業者、チップ業者の登録に関する条例」及び条例に基づく木材業者の登録制度を平成十八年に廃止した。

この後、海外の木材需要の急進や為替相場により輸入材が高騰し、合板や集成材で輸入材から国産材への転換が進

んだことから、平成二十年度に集成材用ラミナ生産を行う群馬県産材センター県産材加工協同組合第二工場が追加整備されたほか、「B材安定供給対策モデル事業」を創設し、県外の合板工場に向けたB材原木の協定取引に対し、流通経費支援を行った。

また、国の平成二十一年度補正予算で経済危機対策として造成された「森林整備加速化・林業再生基金」を原資とする「林業・木材産業再生緊急対策事業」により、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、流通コスト支援など、県内の林業・木材産業の課題である安定供給体制の整備に取り組んだ。

特に平成二十二年度、基金を活用した「県産材利用拡大緊急対策事業」で、A材からB・C材まで全ての材を定額で買い取る「渋川県産材センター」が渋川市白井に整備され、県産材の加工流通に大きな変革をもたらした。

二 県産材の需要拡大

県内の木材需要に対し、県産材の割合は二割程度に低迷しているため、需要拡大を図るため様々な対策に取り組んだ。

平成十四年度から県産木造住宅促進対策として、「ぐんま優良木造住宅建設促進事業」で県産材住宅の建設・PR

に対し支援するとともに、「ぐんまの木活用コーディネート養成事業」により、木造住宅への県産材利用を促進した。

平成十五年度には、「ふるさと山の木をつかおう」を合言葉に、消費者から見える流通を構築すべく、柱材を提供する「杉百本家づくり推進事業」、ホームセンターでの県産材販売等を行う、「いつでもどこでも木材生活事業」や「産直住宅ネットワーク支援事業」などの事業に取り組んだ。

更に、平成十六年度からは、県土整備局で行っていた「県マイホーム建設資金利子補給制度」を引き継ぎ、県産材需要の拡大を図った。

その後、平成十八年度をもつて、「ぐんま優良木造住宅建設資金助成」の新規募集を停止したほか、「杉百本家づくり推進事業」についても廃止した。

一方、平成十九年度に、新たに県産材住宅の建設を促進するため「ぐんまの木で家づくり支援事業」を創設し、構造材に六十パーセント以上「ぐんま優良木材」を使用する在来工法による住宅(新築・購入)と、内装材に使用した住宅(新築・購入・増改築)の施主に対し、助成を行った。

住宅以外では、「木材利用普及啓発強化事業」や「木とふれあい推進事業」を継続するとともに、「木の活用開発事業」で、木材の持つ魅力や新たな活用について検証を行った。

また、平成十四年度には、「子どもと木のふれあい推進事

業」、十九年度からは「人と木のふれあい推進事業」と改名し、教育関連施設の木造化・木質化と児童生徒の机や椅子等への県産材利用に対して継続的に支援を行った。

民間利用では、木製遮音壁(平成十五年度、十九年度)や県産材合板(二十一年度)、群馬型木製ガードレール(二十二年度)など新たな需要開拓が進んだ。

県庁内では、ぐんまの木利用推進連絡会議により、公共事業における県産材利用と庁内各部署への普及を行うとともに、平成十三年度から創設された「県産材活用推進枠」の予算を活用して支援を図った。この間、二十一年度に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことを受け、県の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、更なる県産材利用を目指すこととした。

第六項 特用林産物の振興

一 きのと等振興

生しいたけの生産は、昭和五十五年の一万二千二百七十七トをピークに、平成十三年に中国からの輸入に対してセーフガードを発動したものの、減少傾向で推移しており、二十三年の生産量は四千二百四十四トと全国四位であった。菌床栽培の割

合は、十四年は三三%であつたが、二十三年は六七%となつており、増加する傾向にある。

また、その他のきのこにおいては、生産の大規模化、企業化が進み、生産者数が減少するなか、平成二十三年の生産量は、まいたけ千七百六十ト(全国五位)、なめこ千四百一ト(全国六位)となつており、「きのこ王国群馬」の一翼を担っている。このような情勢の中、競争力のある産地づくりに向けて、以下の施策を展開した。

平成十四年度、「椎茸生産者連絡協議会」、「群馬県菌床きのこ振興会」を發展的に解散し、すべてのきのこ生産者を対象とした「群馬県きのこ振興協議会」を設立した。

平成二十二年度、「原木しいたけ栽培技術基礎講座」を開催し、新規参入者の掘り起こしに努めた。

また、平成二十三年三月に発生した東日本大震災により、東京電力(株)福島第一原子力発電所の放射性物質が県内にも飛散したため、二十三年十二月に八市町村において乾しいたけの出荷自粛を要請した。

林業試験場においては、平成二十一年度に国等と菌床しいたけ害虫ナガドキノコバエのLED誘引捕虫器を共同開発し、被害防除の一助とした。二十二年には国等と林地を活用した特用林産物の多品目安定生産技術を開発し、「関東・中部地域で林地生産を目指す特用林産物の安定生産マ

ニュアル」を作成した。

主なきのこの生産量の推移

(単位ト)

年次	生いたけ	まいたけ	なめこ	えきたけ	ぶなしめじ	ひらたけ
平成	一四、五〇三四	四、五四八	二、三五〇	八八五	一、〇一四	六五三
一九	五、〇四〇	二、七八〇	一、八九五	九九〇	一、二八〇	一五三
一三	四、二四四	一、七六〇	一、四〇一	八一五	八四二	九二

二 木炭生産

薪炭等の木質系燃料は、燃料革命により昭和三十年代以降、需要が急激に減少した。二十六年は四万二千七百トの生産量があつたが、平成十四年は七百八十三トであつた。その後も生産量の減少は進み、二十三年の生産量は二百七十トであつた。

そのため、昭和六十二年に「木炭生産技術普及事業」を開始し、木炭の生産技術の普及や向上による木炭産業の活性化や後継者の育成に努めている。併せて、木炭の安定的生産を図るため、生産者組織を育成強化し、木炭協会及び地区生産者団体の活動を助長した。

また、平成十三年度から十七年度まで実施した「親子の炭焼体験事業」により、木炭の多様な利用方法及び木炭産業が里山の整備、農山村の振興に果たしている役割を県

民に広く紹介するとともに、親子で炭焼きを体験してもらい、木炭への理解の普及と利用啓発を図った。

東日本大震災による放射性物質の影響から平成二十三年十一月に「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値」が設定された(薪の指標値は四十ベクレル/kg、木炭は二百八十ベクレル/kg)。

第七項 林業普及指導

一 林業技術普及指導

平成十六年三月の「森林法」改正により、十七年度から林業専門技術員と林業改良指導員が、林業普及指導員に一元化され、森林所有者や林業後継者等に対して林業技術や知識の普及及び森林施業に関する指導を行うなど、森林経営の合理化と森林整備の促進、林業労働安全の推進に努めた。

また、平成二十二年十月三・四日に高崎市宮原町の森永製菓(株)高崎新工場用地において森林・林業・環境機械展示実演会を「社団法人林業機械化協会」と共催し、一万二千人の来場者があった。

二 流域管理システム

平成四年度から七年度にかけて民有林・国有林の林業関係者が連携して森林・林業を活性化するために、県内四流域(利根上流、吾妻、利根下流、西毛)に流域林業活性化センターが設立された。

設立後、地域材による住宅建設推進のための検討会や講演会の開催、地域材安定供給システムの構築、森林バイオマス収集・運搬システムの実証試験や間伐推進のための啓発用のパネル掲示など地域の実情に合わせた取組を行ったが、一定の役割を果たしたとして、平成十九年度に活動は終了した。

県では、この間に「流域森林・林業活性化促進対策事業」で活動を支援した。

第八章 森林保全課

第一節 組織等の変遷

第二項 森林保全課

一 森林保全課

森林保全課の組織は、平成十四年四月から工事専門検査員をグループとし、森林保全、森林管理との三グループ体制とした。

平成十五年四月、森林保全グループを治山グループに改称するとともに、森林整備グループを緑化推進課から移管し、四グループ体制とした。

平成十六年四月、森林整備グループを林政課に移管し、三グループ体制とした。

平成十七年四月、工事専門検査員グループを技術管理グループに改称した。

平成二十年四月、グループ制の廃止に伴い、各グループを係に改称し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

森林保全課長 森林管理主監 次 長 (二名)		治山係 (四名)	治山事業の計画・調査・実行、施設の管理
森林管理係 (七名)		保安林の指定 ・解除・管理、 林地開発の審査、森林保全管理	
技術管理係 (五名)		森林土木総合システム、技術指導、積算基準、標準歩掛、設計書審査	

職名	在職期間	氏名
森林保全課長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三一	二見 秀隆
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	市村 良平
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	栗原 三郎
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	佐藤 定司
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	沖野 公俊
森林管理主監	自平成二一・一・一 至平成二一・三・三一	半藤 和之
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	田中 功

第二節 主要な施策、事業等の推移

第二項 治山事業の推移

一 公共治山事業

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全を図り、安全で安心できる暮らしを実現する重要な事業である。県土の六十七％が森林であり、首都圏の水源地域である本県では、従来から治山事業を積極的に推進している。

平成十三年六月、「林業基本法」が「森林・林業基本法」へ改正・改称され、国は林政の基本理念を、木材生産を主体としたものから、森林の有する多面的機能の持続的発揮を目的としたものへと再構築した。このことを踏まえ、十四年度に森林の重視すべき機能区分（水土保全、森林と人の共生）に対応した治山事業体系への見直しが行われ、次の事業が新設された。

- (一) 水土保全機能が低い森林を整備するため、荒廃地等の復旧整備等と機能の低位な森林に対する本数調整伐等を実施する水土保全整備治山事業
- (二) 快適な生活環境、良好な景観等の保全・形成とともに防災機能の発揮が必要な森林を整備する共生保安林整備事業

本県では、「水土保全整備治山事業」を平成十四年度から二十三年度までに深山区ほか三十八地区で実施し、

共生保安林整備事業を十四年度から十八年度までに金葛地区ほか四地区で実施した。

平成十五年度に「第九次治山事業七箇年計画」が終了し、「森林整備保全事業計画」が十六年六月に閣議決定され、治山事業では、「安全で安心して暮らせる国土づくり」、「豊かな水をはぐくむ森林づくり」、「身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり」の三つの重点的目標が定められた。本県でもその達成に向け五箇年間の実施方針を策定し、治山事業を推進した。

また、平成十六年十月に発生した新潟県中越地震災害への対応を緊急に支援するため、本県の治山技術職員二十二名（短期の調査業務十八名、短期の設計業務四名）を派遣した。

平成十八年度には、「特定流域総合治山事業」が創設され、上流側に国有林、下流側に民有林が所在している流域において、民・国の一体的かつ総合的な治山対策の実施が可能となった。本県では、十八年度から二十年度まで猿川地区で実施し、二十一年度から二十二年度まで吉平沢地区で実施した。

平成十九年九月の台風九号に伴う集中豪雨によって、県南西部地域を中心に甚大な被害が発生し、林地荒廃と治山施設被害は二百七箇所、被害額五十九億円に及んだ。

特に藤岡及び富岡環境森林事務所管内においては、林地荒廃が広域で多数発生し、災害調査に人的、物的支援が必要となった。このため、県庁及び比較的被害の少ない地域機関から十一名の技術職員を四日間派遣し、山地災害箇所の現地調査に従事した。緊急に復旧整備する必要がある十三箇所て災害関連緊急治山等事業を実施した。また、平成二十年三月に西毛南部地区（下仁田町、南牧村、神流町、上野村）が激甚災害の指定を受け、災害関連緊急治山等事業に引き続き、二十年度から二十二年度までに十一箇所て「治山等激甚災害対策特別緊急事業」を実施した。

平成二十一年四月に新たな「森林整備保全事業計画」が閣議決定され、森林整備に係る成果指標の一部をより分かりやすくするという観点から改正されたが、重点的目標と治山事業に係る成果指標は前計画から継続された。本県もこの重点的目標を踏まえた実施方針を策定し、治山事業を推進した。

平成二十二年度には、「農山漁村地域整備交付金」が創設された。自治体が農山漁村地域のニーズに合った計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備が行えることとされ、補助事業であった予防治山、水土保持治山、山地災害総合減災対策治山、共生保安林整備などが当交付金へ移行

し、本県の補助公共治山事業の約半分を当交付金で実施することとなった。

一方、平成二十三年三月十一日には東北地方太平洋沖地震が発生し、桐生市で震度六弱を記録し、前橋市ほか九市町で震度五強を記録した。このため、山地災害危険地区及び治山施設の緊急点検を行った。この地震により山腹崩壊や道路への落石などの山地災害が七箇所が発生し被害額

は二億円に及んだ。また、岩手、宮城及び福島の被災三県から職員派遣の要請があり、本県からは福島県（治山技術職員二名（短期の設計業務）を派遣した。被災三県は人的支援の継続を要請している。

平成二十三年度は、内閣府が各省庁の交付金を一部集約し、地域自主戦略交付金が創設され、本県の治山事業も当交付金を活用して実施した。

治山事業計画及び実績

第九次七箇年 治山事業計画	自 九年度 至一五年度	国計画二〇、〇〇〇億円 国実績二五、九八四億円	進捗率(%) 一二・九	県計画五九、二三五百万円 県実績六四、五八〇百万円	進捗率(%) 一〇九・〇
森林整備保全 事業計画	自一六年度 至二〇年度	国計画 四、〇〇〇集落 国実績 四、〇二七集落	進捗率(%) 一〇〇・七	県計画 一六六集落 県実績 一一四集落	進捗率(%) 六八・七
森林整備保全 事業計画	自二一年度 至二五年度	国計画 四、〇〇〇集落 国実績 九九〇集落	進捗率(%) 二四・八	県計画 五八集落 県実績 五三集落	進捗率(%) 九一・四

※森林整備保全事業計画(平成二一年度から平成二五年度)の実績及び進捗率は、平成二三年度末のものである。

二 森林整備保全事業計画(治山事業計画)

昭和三十五年度以来、平成十五年度までの治山事業については、「治山治水緊急措置法」を踏まえ国が策定した治山事業に係る計画に基づき、本県の治山事業計画を策定し治山施設整備等を推進した。十五年度を終期とした本県の第

九次七箇年計画の進捗率は百九%であった。

平成十六年度からは、国全体の公共事業計画の見直しの中で、計画策定の重点が従来の事業量から成果目標へ変更されるとともに、「治山治水緊急措置法」の廃止を受け森林施業と林内路網整備の長期計画である「森林整備事業計

画」と「治山事業計画」を統合した「森林整備保全事業計画」（計画期間は十六年度から二十年度）が策定された。この中で、治山事業における成果指標として、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数が設定された。

これに伴い、本県では次の事項を基本目標として、平成十六年度を始期とする五年間の治山事業実施方針を策定し、治山対策を推進した。

(一) 頻発する集中豪雨や台風等による被害を軽減するとともに、自然環境や景観にも配慮した対策を講じ、安心して暮らせる環境の整備に努める

(二) 下流都県の重要な水源地域として、水源の安定供給と水質の確保に重要な役割を果たす森林を面的・総合的に整備し、防災機能の向上とともに県民憩いの場となる森林整備等を推進する

これにより、平成二十年度末には、百十四集落において、森林の山地防災機能等が確保された。

平成二十一年度からは、国で新たな「森林整備保全事業計画」が策定され、その達成に向け本県の治山事業方針を策定し、森林の山地防災機能が確保された集落を五十八増加させることとした。二十三年度末現在、進捗率は九一・四%となっており、着実に整備が進められている。

三 県単独治山事業

県単独治山事業は、公共治山事業を補完するため小規模荒廃地復旧事業として昭和三十年からスタートしたものであり、台風豪雨等により発生した荒廃林地または施設災害のうち、国庫補助事業の採択基準に満たず対象外となる荒廃地等について、復旧整備を行い、県民生活に密着した環境の整備を図る事業である。

近年、頻発する集中豪雨等により山地災害の増加が懸念され、中山間地域における人家裏山等の防災・減災対策は、地元市町村の切実な問題であり、県民の安全で安心な暮らしを確保するためには必要不可欠な事業となっている。県単独治山事業における変遷は次のとおりである。

平成十五年度は、国庫補助事業の採択対象外の小規模災害について、緊急に復旧整備が行えるよう「治山災害関連事業」を新設した。

平成十七年度は、既存の治山施設の防災機能を損なうこと無く環境に適応した施設へと改善する治山施設環境改善整備事業を県単修繕事業へ統合するとともに、より適正な事業執行が図られるよう限度工期を設定した。

平成十九年度は、九月の台風九号による山地災害が多数発生したため、治山災害関連事業予算を大幅に増額し、被災箇所での復旧整備を緊急に実施した。

平成十一年度から浅間火山管理事業により、浅間山火口底などを監視するシステムの維持管理を行ってきたが、十六年九月の浅間山噴火により浅間山火口監視システムの機能が失われ、施設の移管や設備の撤去が完了したため、二十年度に「浅間火山管理事業」を廃止した。

平成二十二年度からは、森林整備を行う事業団地の選定や森林所有者との交渉等の業務委託を行う「保安林整備推進事業」を新設し、森林整備事業を円滑かつ効率的に実施している。

治山事業実績

(単位 千円)

年度	山地治山 総合対策	地すべり防止 水源地域整備	保安林整備	治山等激甚災害 対策特別緊急	災害 連山	林地荒廃防止 施設災害復旧	特定流域 総合治山等
平成 一四	三、三九四、八〇九	四九二、四〇四	一、三三三、四三四	八三四、八一四		八、六九四	四六、六五二
一五	二、二五一、九四六	四〇三、二六五	九七三、一六五	六八四、八五三			
一六	二、四〇八、三四九	四九五、三三〇	三三四、八〇三	六四八、四二〇			
一七	二、一六五、五一六	六三九、六四四	二〇〇、一九七	四四七、五四三			
一八	二、〇八六、四一八	六三八、三三六	一九四、四四八	四三五、七九二			六八、六九四
一九	一、七三三、二二二	六八七、四〇一	一、四六九、二四五	五五一、二四二		四六四、九二〇	一三、八七八
二〇	一、七二三、〇九五	三九八、八九三	五九〇、〇四六	三六九、九〇四		六三三、五六〇	七八、九〇二
二一	一、五六〇、五二五	一六一、〇三四	一、〇〇二、〇〇一	三九九、八五九		六〇一、九五一	五〇、七一八
二二	一、六三三、〇三三	一三八、七三五	二二六、九〇〇	二三〇、二五五		五六、七九三	八五、九〇三
二三	一、三七一、五九三	一二九、八四九	三二四、二二六	一五二、三四六		四五、〇四一	

年度	予防治山、水 土保全治山他	補助治山 交付金	単 独 治 山	水辺と森整備	水 源 林 機 能 回 復	治山災害関連 治	県 単 独 計 合 計
平成 一四	二、一〇八、七〇七	八、四五一、五九七	一、三三七、二四二	五九、九八八	三四、七八七	一、四三二、〇一七	九、八八三、六一四
一五	二、二一八、〇五八	六、五三一、二八七	一、〇七一、五九四	三七、四八五	四三、二二九	八七、五〇八	七、七七一、一三三
一六	二、〇九四、一二二	五、九八一、〇二四	一、〇八二、九八八	一四、九九四	四六、五八九	三五、七八四	七、一六一、三七九
一七	一、九一六、三七七	五、三六九、二七七	一、五三三、九〇四	九、七九七	四六、〇八五	一四、九三三	六、九六三、九九四
一八	一、五〇六、九五四	四、九三〇、六四二	一、三六五、八四三	四七、二六一	四七、二六一	六二、〇六六	六、四〇五、八一
一九	一、三三〇、五三六	六、二九五、五七七	一、三〇一、〇八七	四六、〇三一	四六、〇三一	二八七、九三五	七、九三〇、六三〇
二〇	一、三六六、九二一	五、一六一、三二一	一、三五九、一〇三	二二、二二〇	二二、二二〇	六一、〇四七	六、六〇二、六八一
二一	一、三六〇、四六二	五、一三六、五五〇	一、四〇三、三八四			九三、九七五	六、六三三、九〇九
二二	二、四八〇、一八五	四、八四一、七九四	一、五二六、〇一一			四七、八〇〇	六、四一五、六〇五
二三	二、一四三、七六三	四、一六六、八一八	一、七三七、一七二			二六、〇九九	六、〇二〇、〇八九

※平成二二、二三年度農山漁村地域整備交付金、平成二三年度地域自主戦略交付金は予防治山、水土保全治山他に含む

第二項 森林土木事業の技術管理

治山・林道等森林土木事業の設計積算基準の作成、技術指導、森林土木総合システムの導入等、技術管理と工事検査を工事専門検査員グループで行ってきたが、平成十七年度から県土整備局に検査業務を移管したため、工事専門検査員グループを技術管理グループに改称した。

平成十八年度からは、事務所で作成した森林土木設計書の審査を開始した。

一 優良工事表彰の審査

治山・林道・森林整備工事の施工技術の向上を図るため前年度完成工事の審査を行い、優秀な建設業者等及び主任技術者に知事表彰、林務部長表彰を行い工事の質の向上に寄与した。

林務部長表彰は、平成十六年度から環境・森林局長表彰として、他部と協調しながら審査表彰を行ったが、十七年度からは県民局長表彰に統一され、専門検査員の統一審査となった。二十一年度に制度が改正され、表彰区分は、知事表彰、部長等表彰(特別表彰含む)、所長等表彰、優秀技術者表彰となった。森林保全課は環境森林部長表彰を担当し、その表彰箇所数は次のとおりである。

年 度	審査対象箇所	表彰箇所
平成 二一年度	八四	一三
二二年度	八一	八
二三年度	九八	一三

二 施工技術の研修

森林土木事業の技術向上のため、各地区の主任技術者研修会に講師として参加し、建設会社技術者等の指導を行った。

森林整備事業の施工管理技術等の向上のため、森林組合、林業事業体の技術者を対象に森林整備主任技術者資格研修会を開催した。

各地域機関の森林土木担当者等を対象に、各種研修会を開催するとともに、国等の研修会に派遣し、技術の向上を図った。

第三項 保安林対策

一 保安林の整備

森林は林業における木材生産機能とともに、水源涵養、土砂流出防止などの公益的機能を併せ持っている。

保安林制度は、特に重要な役割を果たす森林を「保安林」として指定し、その機能が失われないように伐採等の制限を行い機能の維持を図ることを目的としている。

この保安林の整備を図るため、昭和二十九年度に制定された「保安林整備臨時措置法」に基づく「第一期保安林整備計画」に基づき、保安林の指定を進めてきた。

保安林整備計画は、「保安林整備臨時措置法」の一部改正により、平成十五年末まで延長され、計画が終了した十五年度末現在の保安林面積は、二十一万千^ハとなった。

その後も地域森林計画に基づき保安林の指定は進められ、平成二十三年度末現在の保安林面積は、二十三万二千^ハとなっている。

また、平成十四年に、「森林法施行令」の一部改正及び「森林法施行規則」の一部改正等により指定施業要件の基準の見直しが行われたため、県内の民有保安林の指定施業要件の変更事務に着手し、二十三年度末までに約十九^ハの^ハの変更を行った。

二 保安林の管理

膨大な保安林に係る情報を迅速かつ正確に処理し、管理を円滑に実施するため、保安林台帳システムの改良を進めるとともに、平成二十一年度から保安林管理図の地理情報シ

ステム化に着手した。

また、平成十八年度から「保安林保全情報整備事業」により、観測時点の異なる衛星デジタル画像データを用いて森林における残土の不法投棄や違法開発の状況を効果的に把握し、速やかな是正措置が講じられるよう、必要な情報の把握を行っている。

なお、平地に存在する保安林の現況の把握及び必要性の検討等をするための「平地保安林森林現況調査事業」を、平成十三年度に館林市・赤堀町・千代田町・大泉町・邑楽町、十四年度に伊勢崎市・太田市・玉村町・笠懸町・藪塚本町、十五年度に前橋市・大胡町において実施した。

第四項 林地開発許可

一 林地開発許可制度の推移

昭和四十年代後半以降の高度成長期に伴い、レジャー施設やゴルフ場が造成され、森林の無秩序な開発を原因とした土砂の流出などの災害が多発した。

このため、昭和四十九年十月三十一日、「森林法の一部を改正する法律」の施行により、民有林で一定規模を超える開発行為をしようとする場合に知事の許可を必要とする「林地開発許可制度」が創設された。

この制度は、平成十二年四月に「地方分権一括法」により、機関委任事務から自治事務となつた後も秩序ある適正な森林の開発が行われる上で重要な役割を果たしてきた。

バブル経済の崩壊以後は、新規の開発計画は沈静化の傾向であつたが、平成二十三年八月に「再生可能エネルギー特別措置法」が成立したことにより、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスの五種類から作られる電気については、電力会社が長期間、固定価格で買い取らなければならない制度が開始されることを受け、太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可に関する問い合わせが急増した。

なお、平成十四年四月以降、二十四年三月末までの許可実績は、次表のとおりである。

種別	面積	積	件数
ゴルフ場造成		四	一六
工場用地		七	二五
土石採取		七	一九
住宅用地		三	三
その他		三	七
計	一一三		七〇

※面積は開発行爲面積で、単位は ha 。

二 林地開発許可事務の行政事務所長への委任

平成十四年四月からは、事務処理の迅速化と効率化を目的とし、土石等の採掘に係る十 ha 未満の林地開発許可事務を、十六年四月からは、十 ha 未満の全ての林地開発許可事務を行政事務所長（十七年度から、環境森林事務所長・森林事務所長）へ委任した。

第五項 林地保全管理

一 山地災害発生状況

異常な豪雨の頻発化や台風の巨大化により、全国各地で山地災害が多発し、本県においても局所的な山地災害が多発している。

平成十四年七月九日から十一日夜半にかけて台風六号の影響により激しい雨となつた。累積雨量は、赤城山・三百七十二 mm 、桐生・二百六十五 mm などが観測された。水上町大穴地区では、国有林内で発生した山腹崩壊により国道二九一号の寸断、民家や旅館への土砂流入、二棟が全壊する被害を受け、五十一人が町保健センターなどに一時避難した。

平成十九年九月六日から七日には台風九号が伊豆諸島の西を北上し関東地方に接近し、県内も南西部を中心に激

しい風雨に見舞われた。稲含山や神流で一時間雨量四十六ミリ、累積雨量は稲含山・四百五十三ミリ、神流・四百二十二ミリなど記録的な雨量が観測された。道路の通行止めや富岡市・吉井町など七十世帯に避難勧告、百八十人以上が自主避難、また、富岡市では妙義神社本殿裏の山腹斜面が崩壊し、国重要文化財「透塀」が倒壊するなど、県内全域で二百七箇所(五十九億円)が被災した。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震では、桐生市で震度六弱、前橋市ほか九市町で震度五強を記録し、五市町村で、落石や林地崩壊など七箇所二億円の被害が発生した。また、同年八月三十一日から九月五日にかけて台風十二号の影響を受け、伊勢崎市で一時間雨量四十七ミリ、榛名山で累積雨量七百八十四ミリが観測された。地震により地盤が緩んでいたこともあり、高崎市では山腹崩壊が発生し、県道や家屋等に土砂が流出し被災した。

主な年度の被害状況は、平成十四年が五十九箇所(十四・七億円)、十九年二百二十二箇所(六十・二億円)、二十三年五十四箇所(十二・七億円)となっている。

二 森林保全管理事業

水源の涵養かん、山地災害の防止、生活環境の保全等の多く

の重要な機能を持つ森林の保全を図るため、森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視活動を実施している。

無許可伐採、廃棄物の不法投棄等による林地・林内施設の汚染、林野火災及び山地災害等各種の森林被害等の早期発見、未然防止に努め、管理活動の効果的な展開を図っている。

なお、平成二十三年度末の森林保全巡視指導員数は環境森林事務所及び森林事務所に各一名を配置し県全体で七名、森林保全推進員は三十五市町村に五十四名を配置している。

第九章 緑化推進課

第一節 組織等の変遷

第二項 緑化推進課

一 緑化推進課

平成二十年四月、組織名を緑づくり推進センターから緑化推進課に変更するとともに、二グループを廃止して緑化推進、県営林、全国育樹祭準備の三係制を導入した。

平成二十一年四月、全国育樹祭準備係を全国育樹祭推進室(課内室)に昇格させ、室に総務企画係、事業推進係を新設した。

平成二十二年十一月、全国育樹祭の終了により全国育樹祭推進室(総務企画係、事業推進係)を廃止し、全国育樹祭係を新設して業務を引き継いだ。

平成二十三年三月三十一日、業務の終了により全国育樹祭係を廃止して、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び

歴代の課長等は、次のとおりである。

緑化推進課長 次長(二名)		緑化推進係 (三名)	緑づくりの総合企画、緑化の推進、森林環境教育の企画
県営林係 (三名)		森林公園・県有林等の管理、森林ボランティア支援	

職名	在職期間	氏名
緑化推進課長	自平成二〇・四・一 至平成二三・三・三二	鈴木 邦彦
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三二	飯塚 幸生
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三二	半藤 和之
全国育樹祭推進室長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三二	

二 緑づくり推進センター

平成十五年四月、組織名を緑化推進課から緑づくり推進センターに変更するとともに、森林整備推進グループを森林整備グループに改称して森林保全課に移管した。また、林業試験場から森林学習センターを移管した。

平成十六年四月、県営林グループを新設した。

平成二十年四月の組織改正により設置された緑化推進課に業務を移管し、組織を廃止した。

歴代の所長は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
緑づくり推進センター所長	自平成一三・四・一 至平成一七・三・三一	田村 孝夫
〃	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三一	清水 豊

三 緑化推進課

平成六年四月、前身である自然保護課を改称して設置された緑化推進課は、十四年四月、三係（緑化推進係、間伐造林係、県有林係）を廃止し、緑化推進、森林整備推進の二グループ体制となった。十五年四月の組織改正により

設置された緑づくり推進センターに業務を移管し、組織を廃止した。

課長は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
緑化推進課長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	松岡 正

第二項 緑化センター

昭和五十八年四月、邑楽町に開設した緑化センターの歴代所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
緑化センター所長	自平成二三・四・一 至平成二五・三・三一	岡田 嵩
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	川畑 正史
〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	古川 和弘
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	鈴木 邦彦

〃	〃	〃
自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一
松本喜久男	田中 功	萩原 裕

第三項 森林学習センター

平成十五年四月、林業試験場から移管した森林学習センターの歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
森林学習センター所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	古川 和弘
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	小林 啓一
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	石井 久雄
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	鈴木 敏雄
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	平岡 國男

〃	〃
自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一
小柏 一久	金澤 好一

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 緑化の推進

一 環境緑化の推進

公共施設の緑化促進では、市町村の公園などへの緑化樹木の交付事業(昭和五十二年度開始)を、平成十七年度から県緑化推進委員会が行う「緑の募金事業」に切り替えた。

また、公共施設緑化などを行う市町村を支援する「緑いづばいまちづくり事業」(平成十五年度まで「ふるさと緑づくり事業(五年度開始)」も、二十年度から「緑の募金事業」に切り替えた。

市町村が実施する巨樹・古木の樹勢回復事業を支援する「巨樹・古木保全事業(平成十年度開始)」や、「緑化樹木動態調査(昭和四十九年度開始)」を継続して実施した。

また、県山林種苗緑化協同組合が開催する緑化市を支援する「グリーンマーケット開催補助(昭和六十三年開始)」は平成十五年で終了した。

児童・生徒が森林や緑に親しみ、体験学習する場を整備する「学びの森整備事業(平成十年開始)」を継続して実施した。

緑化行政の総合計画である「第五次総合緑化基本計画」(平成十一年度策定)は十五年をもって終了した。

二 緑化の普及啓発

毎年四月一日から五月三十一日の二ヶ月間を「緑化運動推進期間」とし、県内全域で「緑の募金」(緑化キャンペーン)活動を展開するとともに、県植樹祭など各種緑化行事を開催し、緑化の普及啓発を図った。また、県緑化推進委員会の活動に対し「郷土緑化推進事業(昭和五十二年開始)」として支援を行った。

県植樹祭開催状況

年 度	開催場所
平成十四	勢多郡黒保根村「水源の森」
十五	北群馬郡榛東村「創造の森」
十六	利根郡昭和村「千年の森」

十七	吾妻郡長野原町「群馬県浅間家畜育成牧場」
十八	館林市・邑楽町「多々良沼公園」
十九	藤岡市三波川「桜山公園」
二〇	前橋市「大室公園」
二一	沼田市「サラダパークぬまた」
二二	高崎市「観音山ファミリアパーク」
二三	桐生市「新里サッカー場」

「緑の少年団」は、昭和五十二年に三団が結成され、その後、「第四十九回全国植樹祭」の本県での開催を契機に県内全小学校に設置され、平成二十三年度末において、三百四十一団体、約六万人の規模になった。これは全国一を誇る規模であり、県、県緑化推進委員会及び市町村が助成を行い活動を支援した。

また、平成十六年度には「第十五回緑の少年団全国大会」が本県で開催され、全国の緑の少年団代表が、野外活動や林業体験を通じて森林の働きや自然の大切さを学んだ。

県民の緑化相談に応じる「緑の相談室(昭和五十五年開始)」を高崎地域、桐生地域、緑化センターの三箇所で行っていたが、平成二十三年度から緑化センターに集約して実施している。

三 緑化センター

県内平坦地域における緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化相談等を行い、緑化の普及啓発を実施した。

平成十七年度には、新たに地方公共団体等(市町村、小中学校、幼稚園、保育園、公民館)が開催する環境教育を支援する「環境教育サポート事業」を開始し、二十二年度からは「森林楽習講座」及び「出前講座」として、環境保全に関する普及啓発活動に取り組んでいる。

また、平成二十年度には、県内の各地域に出向いて開催する「出張緑化講座」を開始し、受講機会の拡大に取り組んでいる。

平地林の保全では、平地林の整備等を行う市町村を支援する「平地林整備特別対策事業」(平成十七年度まで「平地林活用対策事業(十三年度開始)」を二十一年度まで実施した。

平成二十三年度には、外部有識者からなる「緑化センター・県立森林公園おうら創造の森整備検討会」で今後のあり方を検討し、改善方針等を示した報告書を作成した。

第二項 森林環境教育の推進

一 森林環境教育の推進

緑のインタープリター等の講師を学校に派遣し、森林や環境に関する講話や学校周辺の自然を活用したフィールドワーク等を行う「小・中学生のためのフォレストリースクール」を平成十五年度から開始した。

森林や緑づくりの指導者を養成する「緑のインタープリター養成大学(平成二十二年開始)」が十六年度に終了し、これに替わり、緑のインタープリターの資質向上を目的とした指導者研修を二十二年度まで実施した。

森林環境教育の指導者・企画者を養成する「地域リーダー養成事業(経験者対象)」と県民参加型イベントを県がボランティア団体に委託する「森の体験ふれあい事業」を平成十七年度から開始し、地域リーダー養成事業は十八年度で終了した。

森林環境教育活動を行う市町村を支援する「緑とのふれあいの里推進事業」を平成十七年度から二十年度まで実施した。

二 森林学習センター

森林学習センターは、森林環境教育及び林業技術研修の拠点として昭和五十五年度に設置された。

平成十六年度には、それまで個別に管理していた「憩の森」「森林展示館」「研修館」を「森林学習センター」として一

体的に管理することとし、展示館のリニューアルに伴う記念式典を開催した。また、研修館の宿泊と食事提供は平成十五年度をもって終了した。

平成十七年度には、県民参加型森林環境教育の実践とプログラムの開発を目的に、小学生の親子向け体験学習を実施する「森であそぼう、森で学ぼう教室」を開始し、二十年度には「憩の森自然講座・自然観察会」を開始した。

第三項 森林ボランティア等の推進

平成十一年度に創設した「みどり世紀の森づくり」は、十六年度をもって終了し、十七年度から、森林公園をフィールドに下草刈りなどの育樹作業や安全講習会を実施する「県民参加の森づくり事業」を開始した。

また、森林ボランティア活動を支援するため、カマなどの森林整備作業器具の貸出しを平成二十年年度から開始した。

第四項 森林公園

一 各森林公園の概要

(一) 伊香保森林公園〔昭和五十四年開園〕
榛名山二ツ岳を中心とした面積二二四〇の森林公園で

ある。史跡と景勝に富み、数多くの風穴があり、また自然植生に恵まれ、管理棟、四阿、便所、駐車場、遊歩道などの施設がある。昭和五十六年度に昭和天皇が行幸になり、五十八年度に高松宮殿下が御成になった。

避難小屋の移設(平成十九年度)等を実施した。

(二) さくらの里〔昭和五十八年開園〕

妙義山東麓に位置する面積四七〇の森林公園である。約一万五千本のさくらと約三千本のツツジ、ツバキ、サザンカ等の花木が植栽されている。休憩施設併用の管理棟、きのこ館、四阿、遊歩道などの施設がある。

管理棟の改修(平成十九年度)等を実施した。

(三) 赤城森林公園〔昭和五十八年開園〕

赤城山の荒山(千五百七十二坪)から鍋割山(千三百三十二坪)にかけて広がる面積三六七〇の森林公園である。広葉樹やツツジ類の群落など優れた自然に富み、さくらの広場、水辺の広場、くりの広場、きのこ公園などの施設がある。

姫百合駐車場トイレの水洗化(平成二十年)等を実施した。

(四) 赤城ふれあいの森(平成元年開園)

赤城山の中腹、赤城白川周辺に位置する面積七六〇の森林公園である。森林・林業の施業、木材加工等を体験学

習することができる。あかぎ木の家、間伐学習館、キャンプ施設、ローラー滑り台などの施設があり、宿泊施設を備えた唯一の県立森林公園である。

バンガロー、バーベキュー棟の設置(平成二十年度)等を実施した。

(五) 桜山森林公園(平成二年開園)

藤岡市鬼石町(旧多野郡鬼石町桜山)に位置する面積十五畝の森林公園である。地元の特産物である三波石を利用した日本庭園や見本庭園、芝生広場などの施設がある。藤岡市営の桜山公園が隣接しており、冬桜開花シーズンには多数の来園者で賑わう。

見本庭園の補修(平成十四年度)等を実施した。

(六) みかぼ森林公園(平成三年開園)

御荷鉾山系の鮎川源流域に位置する面積二五五畝の森林公園である。管理棟、展望台、四阿、遊歩道、ベンチなどの施設がある。全国的にも珍しい太平洋型のブナ、シオジなどの豊かな自然林が魅力である。

四阿の設置(平成二十年度)等を実施した。

(七) おうら創造の森(平成十年開園)

緑化センターに併設する面積五・五畝の森林公園である。園内には、二百二十種、二万千本の樹木が植栽され、四阿、遊歩道、郷土の森などがある。

遊歩道の土系舗装(平成二十一年度)等を実施した。

(八) 21世紀の森(平成十年開園)

沼田市と川場村の北端にまたがる面積四二七畝の森林公園である。平成十年五月に「第四十九回全国植樹祭」が開催され、同年十月に県立森林公園として開園し、二十二年十月には「第三十四回全国育樹祭」が開催された。管理棟、展示棟、森の広場、四阿、展望施設、記念の森、樹木園、遊歩道などの施設がある。毎年野外音楽祭の開催や、森林ボランティアによる森林づくりを展開している。

休憩・避難棟の設置(平成二十二年度)等を実施した。

二 指定管理者制度の導入

平成十五年の「地方自治法」の一部改正により指定管理者制度が創設され、おうら創造の森を除く県立森林公園では、十八年度から同制度を導入した。

第一期は平成十八年度から二十年度の三年間、第二期は二十一年度から二十五年度の五年間で、それぞれ指定管理者は次表のとおりである。

施設名	第一期	第二期
伊香保森林公園	渋川市	同上
さくらの里	(社)群馬県林業公社	同上

赤城森林公園	群馬県森林組合連合会	同上
赤城ふれあいの森		
桜山森林公園	(社)群馬県林業公社	同上
みかぼ森林公園	(社)群馬県林業公社	同上
21世紀の森	利根沼田森林組合	同上

第五項 県営林

一 県営林の概要

「県有林」は、県の基本財産の造成及び一般民有林に対する林業経営の模範を示す目的で、明治三十九年に不要存置国有林(大桁・川場で五百四十七畝)を買受けて始まった。その後大正十一年に郡有林の移管を受けて万場、十三年に赤城・榛名・烏淵、昭和二十九年に長野原・東・日野・岩島を国有林から買受け、平成十六年に日野を個人から寄付を受けて、特別会計により林業経営を行っている。

県有林面積は、平成十三年度末では三千七百七十九畝であったが、倉渚ダム用地としての売払いや、二百一畝の寄付を受け、二十三年度末現在では三千九百六十畝となった。

県有林の経営については、経営案編成規程に基づく「県有林県行分収造林経営計画(第七〜九次)」により、適切な施

業による森林の保育、長伐期への継続的な移行、林道及び作業道の整備と維持管理、吸収源対策の実施、多様で健全な森林づくりに向けた森林整備、森林ボランティア等との協働による森林づくりに努めている。

計	東		岩島	大桁	万場	日野	川場	烏淵	榛名	赤城			総面積	内訳		
	東	東								伊香保	東部	渋川		人工林	天然林	その他
三九六〇	一一二	二九一	七〇	四五九	九	五五九	一一九	五二六	六五九	四五〇	二一九	四七七	二五八	一六三	五六	
二〇一九	五四	一八六	六六	三二八		三三三	一一五	一五二	一八九	二二二	一三六	二五八	二五八	一六三	五六	
一七二二	六四	八二		七九	九	二二四	二	三六〇	四五六	二二九	七四	一六三	一六三	七四	九	
二一九	四	一三三	四	五二		二二二	二	一四	一四	一九	九	五六	五六			

「県行分収造林」は、乱伐、過伐による伐採跡地の災害防

止と森林造成を目的に昭和十八年から三十四年まで造林した。契約期間は、地域、樹種によって異なり三十年から七十年である。

平成十三年度末では十六件百九十四鉢であったが、契約期間満了により契約解除が進み、二十三年度末現在では四件百十三鉢となった。

二 県有林パートナー事業

「県有林パートナー事業」は、全国育樹祭を一過性のイベントとして終わらせないため、地球温暖化防止など森林の機能向上を目的に、平成二十二年度に創設した事業である。

県と企業・団体が県有林整備のパートナー協定を締結し、県は、協定に基づき企業・団体から受け入れた寄付金をもとに県有林の整備を行う。企業・団体は、県から森林整備実績、二酸化炭素吸収量等の公表や、森林整備活動のフィールド提供と技術的支援を受けられる。

平成二十三年度末までに二件の協定を締結した。

第三節 第三十四回全国育樹祭

一 全国育樹祭の準備

平成十九年八月に(社)国土緑化推進機構理事会において「第三十四回全国育樹祭」の本県開催が決定された。

平成二十一年四月に実行委員会が設置され、翌二十二年五月に、知事を本部長とする実施本部が設置された。実施本部の組織体制は六部二十三班八百二十四名となった。

平成二十二年八月二十二日にアトラクションリハーサル、九月五日に式典リハーサル、九月十九日に総合リハーサル、そして、十月二日に前日リハーサルが開催された。

二 全国育樹祭の開催

平成二十二年十月三日、県立森林公園「21世紀の森」で、「第三十四回全国育樹祭」が開催された。全国育樹祭の開催基本方針として、「木を活用しながら、森林から学び、守り育てることの大切さを理解し、連携して、理想の森林づくりを目指す」を掲げた。

大会テーマ「樹の息吹 育ててつなぐ 地球(ほし)の未来」は沼田市民の応募作品であり、シンボルマークは前橋市民、ポスター原画は沼田市小学生の作品が採用された。

皇太子殿下のお手入れ樹木は、「第四十九回全国植樹祭」で天皇・皇后両陛下がお手植えになられたスギ・ヒノキであり、枝打ち、施肥をなされた。



第三十四回全国育樹祭

参加者約六千人の育樹活動は、森の広場、樹木園などで行われた。

「第三十四回全国育樹祭」の併催行事として、「育林交流集会」、「全国緑の少年団活動発表大会」が行われた。また、記念行事として、「森林・林業・環境機械展示実演会」や「国民参加の森林づくりシンポジウム」などが開催された。

